



欧米の小口決済システム(ACH)及び銀行の システムに関する調査研究

報告書

平成27年3月

NTT DATA 株式会社 NTTデータ 経営研究所

目次

I. 本調査研究の概要	1
1 本調査の背景	2
1.1 社会的背景	2
1.2 本調査研究の目的	3
1.3 本調査研究の対象	3
II. 米国	4
1 ACH の関係者	5
1.1 ACH 運営機関	5
1.2 ACH に関する規制当局	8
1.3 資金決済に関する業界団体	11
2 ACH に係る制度・基準、各 ACH の内容	17
2.1 ACH に係る法制度	17
2.2 FedACH	32
3 ACH の改革に向けた当局等の取組み	40
3.1 当局の取組み	40
3.2 その他の関係者の取組み	46
III. ユーロ圏	49
1 ACH の関係者	50
1.1 ACH 運営機関	51
1.2 ACH に関する当局	56
1.3 資金決済に関する業界団体	61
2 ACH に係る制度・基準、各 ACH の内容	68
2.1 ACH に係る法制度	68
2.2 STEP2	73
2.3 Equens	79
2.4 CORE	82
3 ACH の改革に向けた当局等の取組み	88
3.1 当局の取組み	88
3.2 その他の関係者の取組み	88
IV. 英国	92
1 ACH の関係者	93
1.1 ACH 運営機関	94
1.2 ACH に関する当局	98
1.3 資金決済に関する業界団体	101

2	ACHに係る制度・基準、各ACHの内容	105
2.1	ACHに係る制度・基準	105
2.2	FPS	107
2.3	Bacs	117
3	ACHの改革に向けた当局等の取組み	126
3.1	当局の取組み	126
3.2	その他の関係者の取組み	126
V.	豪州	127
1	ACHの関係者	128
1.1	ACH運営機関	128
1.2	資金決済に関する当局	128
1.3	資金決済に関する業界団体	129
2	ACHの改革に向けた当局等の取組み	131
2.1	New Payments Platform 検討の経緯	131
VI.	ACHの国際連携スキーム	138
1	FedGlobal	139
1.1	スキームの概要	139
1.2	対象取引・サービス概要	139
1.3	電文フォーマット	144
1.4	利用状況	145
1.5	CHIPSとの違い	146
2	IPFA	147
2.1	スキームの概要	147
2.2	対象取引・サービス概要	147
3	SEPA	150
3.1	スキームの概要	150
3.2	対象取引・サービス概要	151
4	欧米銀行のシステム	152
4.1	銀行システムの内容	152
4.2	銀行におけるシステム投資	155
VII.	Appendix	156
1	調査対象システム概要	157

I. 本調査研究の概要

1 本調査の背景

1.1 社会的背景

企業のビジネス展開及び個人の消費行動がグローバル化する中で、世界各地において、ヒト・モノ・カネの国境を越えた動きが盛んになってきている。これを受け、各国で企業や消費者に提供される小口決済システム（ACH, Automated Clearing House）や銀行のサービスに対するニーズが変化している。資本主義社会における基本的なインフラであるACHや銀行サービスを、変化するニーズに合わせて高度化していくことは、サービス向上をもたらすのみならず、国が経済的に世界から立ち遅れないようにする意味からも非常に重要である。

1.1.1 小口決済システムのグローバル連携の進展





新興国で国内決済の統一が進み、各国の決済スキームが経済圏単位で結びつくようになってきている。更に経済圏を連携させるスキームによって、地域特性を踏まえた国際ナショナル決済スキームが形成されている。

図表 1 小口決済の地域化と地域間連携

地域	地域間の連携 (米州と欧州)	地域内連携 (アフリカ)	地域内連携 (アジア太平洋)	地域内連携 (中近東)	国内統合 (インド)	国内統合 (中国)
名称	IPFA International Payment Framework Association	SADC WAMZ CMA EAC	APN Asian Payment Network	GCC Gulf Corporation Council	NPCI National Payment Corporation India	CUP China Union Pay (中国銀聯)
区分	経済圏間をむすぶ オーバーレイ型標準	経済圏内の 共通決済制度	域内の共通決済制度 の導入	国内決済制度の統一		
発展段階	4:IPFAスキームの 国際展開	2:IPFAによる 域内接続開始	3:地域を超えた発展	1:構想段階	2:国内統一を 達成	3:地域を超えた 発展
スキーム概要	米国と欧州間におけるドル・ユーロ・ポンドを用いた「小口のノンエージェント(急がない)送金の枠組み」 2010年にシステムが稼働し、近年アフリカ・南米等の参加者が拡大している。 ⇒ ACHの国際接続	アフリカにおける「地域内決済スキーム」各スキーム毎は、5-10カ国で構成され、決済システムの相互利用や共通通貨等の検討が進んでいる。 2012年にIPFAに加盟し、地域型のIPFAスキームを導入した	2006年に開始された東南アジアにおける「国境を超えたATMのバイラテラル連携スキーム」 2009年以降、ASEAN以外の国々が参加しメンバーが拡大。 2014年1月にNTTデータが加盟	アラビア湾岸諸国による「EU並みの共通市場構想」2008年以降構想が具体化しており、関税の撤廃が合意され共通通貨と共通の決済システム導入が構想されている。 ・UAEにおける決済システムの強化(クリアリング機能)	2008年に誕生した「インドの国内共通決済スキーム」で、銀行間決済、ATM、カードを含む電子決済の国内標準制度。	2002年に誕生した「中国の国内共通決済スキーム」で、銀行間決済、銀行カード決済を含む。銀聯カードは2010年に発行枚数でVISAを抜き世界一に。POS、モバイル決済等の多様化も進んでいる。
主要参加者	各国中銀、新興国銀行、欧米地銀、主要決済事業者、ITベンダー等 約40社	アフリカ南部、中部における銀行、決済事業者	ASEANとアジア太平洋地域11カ国の決済事業者	バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジ、UAE	SBIを中心とするコアバンク10行、ベンダー、中央銀行、銀行協会	-----
日本の関与	富士通・NTTデータ	なし	NTTデータ	なし	なし	銀聯カード発行 ATM接続

さらに、世界的に進行しているリテール決済の新たなスキームは互いに補完的であり、今後も連携したり、協業したりすることによって、世界的な変革がより広範かつ早い速度で普及することが見込まれる。

図表 2 グローバルな小口決済のスキーム

先行スキーム	スキームの区分	代表的なスキーム名	各スキームの内容/特性
 SEPA Single Euro Payments Area 欧州 単一 決済圏	地域間 インターナショナル (経済圏の連携)	 IPFA	IPFA: 「クロスボーダーのACH連携」 <ul style="list-style-type: none"> ISO20022標準を利用した送金フォーマットの標準化。 当初ノンエージェント・バルク型送金⇒将来リアルタイム化 ゲートウェイ銀行を起点に経済圏のオーバーレイ型の連携を目指すスキームで、国内制度には影響を与えない 国単位の導入スキームと、地域単位のスキームがある。
	地域内 (経済圏内の連携)	 APN ASIAN PAYMENT NETWORK	APN: 「クロスボーダーのATM入出金・買物・送金」 <ul style="list-style-type: none"> 域内におけるATM・POS・送金の標準化 11か国・14の接続事業者を媒介にして連携するスキーム。 APN標準を国内標準として採用することも可能。域内連携にむけてHUBを構築し、オペレーション会社が運営するスキームに移行させる構想がある 年内にインドが加盟する可能性が高まっている
	国内 (国単位の制度変更)	 Faster Payments	FPS: 「国内送金のリアルタイム化」 <ul style="list-style-type: none"> 国内ACHのリアルタイム決済の実現スキーム 当初英国で実装され、シンガポール、豪州で採用が決定 FPS導入国の国際連携についてIPFAを用いたスキームを検討中

1.2 本調査研究の目的

我が国における決済サービスの高度化に対する要請の高まりを受け、決済システム及び関連する金融機関システムの実態を調査することで、今後、我が国の決済高度化に向けた貴庁の方針検討における参考に資することを目的とする。

1.3 本調査研究の対象

本調査研究における小口決済システム（ACH）として、下記のとおり米国、ユーロ圏、英国の3地域を対象とした。また、今後のACHの方向性を探求すべく、豪州における取組の方向性についても調査を行った。

図表 3 本調査研究の対象地域及びシステム

地域	システム運営機関	小口決済サービス/システム
米国	Federal Reserve Banks (Fed)	FedACH
ユーロ圏	EBA Clearing	STEP2
	Equens SE	Equens
	STET S.A.S.	CORE
英国	Faster Payment Scheme Ltd. (FPSL)	Faster Payment Service
	Bacs Payment Scheme Ltd. (BPSL)	Bankers Automated Clearing Service

II. 米国

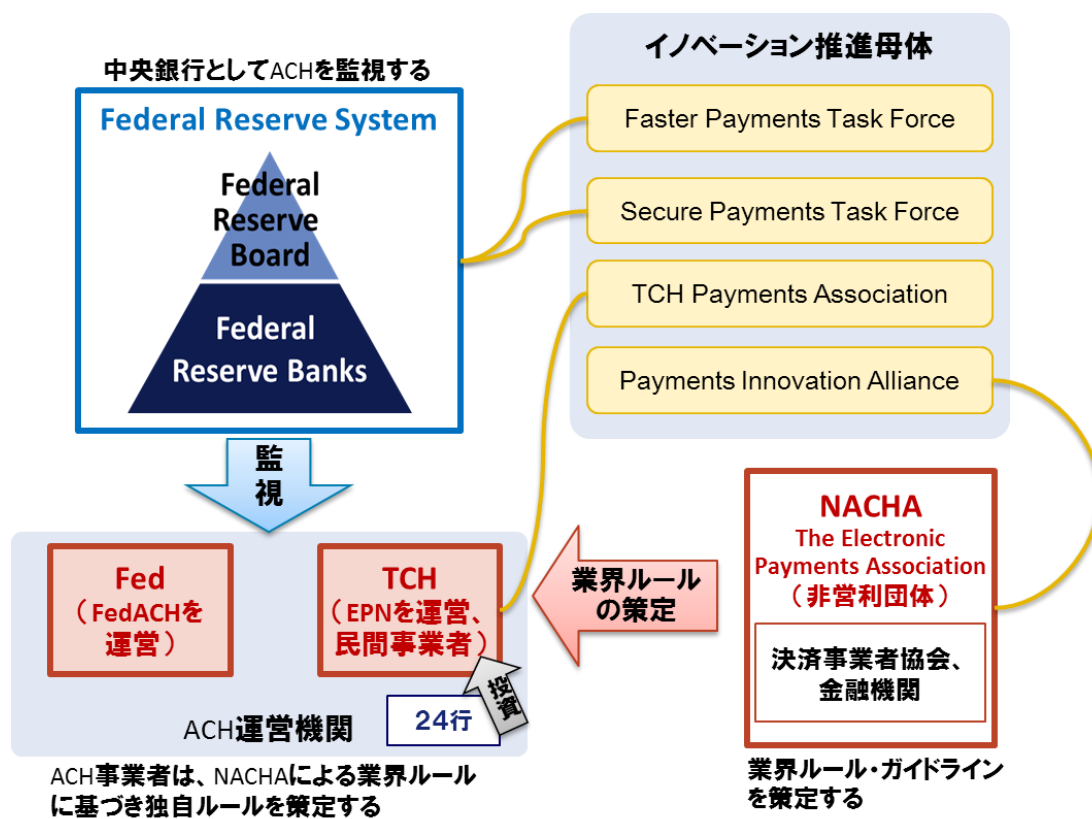
1 ACH の関係者

米国では、中央銀行でもある Federal Reserve Banks (Fed) と民間企業である The Clearing House (TCH) が ACH サービスを提供している。

これら ACH サービスに対し、Federal Reserve System (FRS) が監督を行う。また、ACH の業界団体である NACHA が策定する業界ルールに基づき、Fed と TCH が自社独自の内規を策定し、参加者との合意の基にサービスを提供している。

近年、米国では資金決済のイノベーションに向けた活動が活発であり、FRS、NACHA、TCH がそれぞれイノベーションを検討する場を設置し、新たなサービスの導入に向けた活動を行っている。

図表 4 米国における小口決済の主なステークホルダー関係図



(出典) NTT データ経営研究所にて作成

1.1 ACH 運営機関

1960 年代後半、米国では紙媒体である小切手の取引量が増加を続け、銀行業界においては決済業務の改善が課題となっていた。1968 年にカリフォルニアの銀行団が中心となって Special Committees on Paperless Entries (SCOPE) を立ち上げ、紙媒体の小切手に代わるペーパーレス取引のための ACH 設立を目指し検討を開始した。同時に、American Bankers Association (ABA、米国銀行協会) は Monetary and Payments System (MAPS)

と呼ばれるスタディを実施し、米国の決済システム全体の改善について検討した。結果として、従来の小口小切手決済システムに代わる ACH の設立の必要性が認識されることとなった。

1972 年、ペーパーレス取引の最初の ACH として、カリフォルニア州に Calwestern Automated Clearing House Association (CACHA) が設立された。CACHA に続いてジョージア州に GACHA、中西部に UMACHA、ニューイングランド州に NEACH など、他の地域にも ACH 協会が誕生し、該当地区を管轄する Federal Reserve Bank との合意のもと、設備や人員等のリソースが確保され、地域単位で ACH が運営されるようになった。

1974 年、地域単位での ACH の取組を統合する目的で、NACHA が設立された。1978 年には、NACHA が策定した基準に従って各地域の ACH が運営される様になり、アラスカ、ハワイ、グアム、プエルトリコを含めた全米に対して ACH サービスが提供されることとなった。

当初、ACH は地域内の取引のみを扱っていたが、1977 年には、NACHA と Federal Reserve System (FRS) が協力して、10 地域の ACH 運営機関をリンクする地域間取引のパイロット・プロジェクトを実施し、同年中には全米を繋ぐ ACH ネットワークが実現可能であることを証明した。翌年 1978 年には NACHA と FRS によって、異なる地域における金融機関の間での取引を実現している。

1980 年代後半には、Federal Reserve の他に、民間運営の ACH が 3 機関存在したが、現在では American Clearing House Association と Visa の ACH は存在せず、The Clearing House (TCH) が運営する Electronic Payments Network (EPN) が FedACH と共に残っているのみとなっている。

1.1.1 Federal Reserve Banks (Fed)

(1) 概要

Federal Reserve Banks (Fed) は、中央銀行機能の一環として FedACH を運営している。Fed は 1913 年に連邦議会によって設立され、米国中央銀行として、FedACH 以外にも様々なサービスを提供している (図表 5)。

このうち「FedACH Service」は、Fed Atlanta が中心となって運営されている。

図表 5 Fed が提供するサービス一覧

FedACH Services	
FedACH Origination and Receipt	FedPayments Reporter Service
FedACH Risk Management Services	FedACH Information File Service
FedGlobal ACH Payments	FedACH SameDay Service
Account Services	
Account Management Information	Daily Statement of Account
Premium Accounting Information Services	Statement of Service Charges
Daylight Overdraft Reports	FedTransaction Analyzer
Service Charge Information	—

Check Services	
Check 21-enabled Services	Presentment Point Services
Check Adjustments Services	Paper Check Clearing
FedImage Services	Foreign Check Service – Including Canadian
FedImage-enhanced Truncation Service	Image-enabled Savings Bond Processing
FedCash Services Offerings	
Currency	Custodial Inventory Services
Coin	Coin Terminal Services
FedComplete Packages	
FedComplete 100 Plus Package	FedComplete 200 Plus Package
Fedwire Services	
Fedwire Funds Service	Fedwire Securities Service
National Settlement Service	
National Settlement	—
Treasury Services	
Collateral Services	Treasury Auctions
Savings Bonds for Financial Institutions	Treasury Check Reclamation
Treasury ACH Reclamation	—

(出典) Federal Reserve Bank Services. <https://frbservices.org/index.html>

(2) ガバナンス

Fed のガバナンスは、Federal Reserve Board (FRB/連邦準備制度理事会) が担っている。(詳細は、1.2.1 (1) Federal Reserve System (FRS、連邦準備制度) 参照)。

1.1.2 The Clearing House (TCH)

(1) 概要

TCH は、米国で Electronic Payments Network と呼ばれる決済システムを運営する民間企業である。また、ACH の他に、CHIPS と呼ばれる米国の大口決済システムも運営している。

現在、TCH は約 1,200 の金融機関にサービスを提供している。これらは、市中銀行、信用組合、貯蓄銀行等を含む。なお、TCH は、民間企業であるとともに、The Clearing House Association という業界団体でもあり、TCH の出資者である 24 行が協会員として所属している(「1.3.3 The Clearing House Association」参照)。

















(2) 設立背景

TCH は 1853 年にニューヨークの 38 行によって、小切手のクリアリングや決済ビジネスの効率化を目的として設立された。これは現在の中央銀行である Federal Reserve が創設される以前であり、TCH は為替の取り扱いや金融政策の策定、通貨の発行等、中央銀行に相当する機能を担うようになった。後に Federal Reserve が設立された際、TCH は民間企業として米国全土を対象にする唯一の ACH となった。

(3) ガバナンス

現在、TCH は民間銀行 24 行による出資を受ける。

図表 6 TCH の出資行一覧

(出典) The Clearing House ホームページ

<https://www.theclearinghouse.org/about-tch/tch-owner-banks>

民間企業としての TCH は、7 人で構成する Executive Management チームによって経営・管理されている。

1.2 ACH に関する規制当局

米国では、一つの金融機関ではなく、地域別に置かれた連邦準備銀行の集合体が中央銀行の役割を果たしている。この集合体を Federal Reserve System という (FRS、下記 1.2.1 Federal Reserve System (FRS、連邦準備制度) 参照)。

また、ACH 運営機関である FedACH と TCH が、NACHA (ACH 業界団体) が定める

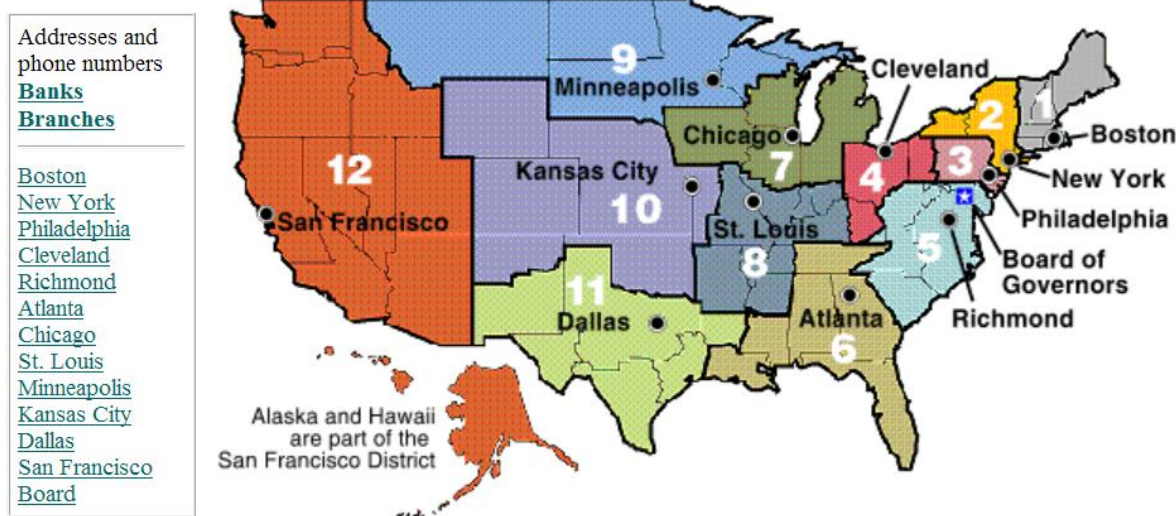
方針・標準、及び各運営機関の内規に基づいて ACH を運営する。

1.2.1 Federal Reserve System (FRS、連邦準備制度)

米国の主要都市 12 ヶ所に Federal Reserve Banks (Fed/連邦準備銀行) が存在し、それぞれ第一地区から第十二地区を管轄している (図表 7 参照)。これら 12 の連邦準備銀行と FRB は、FRS (連邦準備制度) として統括されている。

図表 7 米国連邦準備銀行の管轄地区

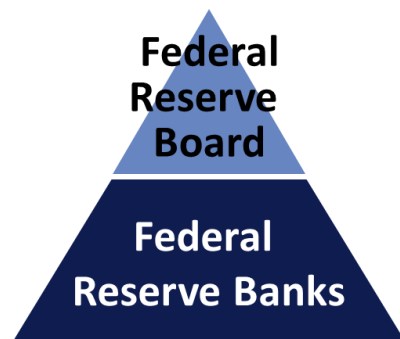
The Twelve Federal Reserve Districts



(出典) The Federal Reserve Board. HP より

Federal Reserve Board (FRB、連邦準備制度理事会) は、FRS の最高意思決定機関である。FRB、及び 12 の連邦準備銀行を含む Federal Reserve System のガバナンス体系を図表 8 に示す。

図表 8 Federal Reserve System のガバナンス体系



(出典) NTT データ経営研究所作成

(1) Federal Reserve Board (FRB、連邦準備制度理事会)

FRBは、1913年の連邦準備法 (Federal Reserve Act) を根拠として設立された¹。別名 Board of Governors of the Federal Reserve System と言い、ワシントン DC に本拠地を置く。連邦準備法が定める Federal Reserve の役割は、通貨の発行、決済サービスの提供、米国政府の財務代理人および預託の機能、特定の銀行および金融機関に対する規制、金融政策の実施が挙げられる。また、FRB の役割は、個別法人格を所有する 12 の準備銀行と、そこで提供されるペイメント・セトルメントサービスに対する監督・監視である。

対 ACH の監督については、FRB は FedACH 及び EPN の監督を行う。FedACH が提供するクロスボーダー決済サービス、FedGlobal ACH に関しては、Fed が相手国 GO (ゲートウェイオペレーター) に電文を送付するまでが FRB の監督対象となっている。

2010 年のドッド・フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、DFA) は、Federal Reserve Board に対し、FMU (Financial Market Utility) の危機管理基準を規定する権限を与えた (詳細は後述の「2.1.4 資金決済の係る法制度(2) Dodd-Frank Act」を参照)。

FRB は 7 名の理事で構成されている。理事は、大統領から任命され、上院の承認を経て決定される。更に、理事の中から 1 名が大統領によって理事長として任命される。

(2) Advisory Councils

FRS 傘下には Advisory Council が 4 組織ある。このうち 3 組織 (Federal Advisory Council、Community Depository Institutions Advisory Council、Community Advisory Council) は FRB に対して直接に助言する権限を持つ。

Federal Advisory Council (FAC)

法律によって設立され、FRB に直接に助言する権限を持つ。各 12 地区の連邦準備銀行から選出された代表 1 名ずつ、計 12 名によって構成される。FRB における議論の全般について検討し助言を行う。Federal Reserve Act によって年間に最低 4 回の開催が求められている。

Community Depository Institutions Advisory Council (CDIAC)

CDIAC は融資条件等、預金機関に関連する検討について FRB に知見を提供する組織として 2010 年に FRB によって設立された。FAC と違い CDIAC は法的な根拠をもつ機関ではないが、FRB に対して直接助言する権限を持つ。CDIAC のメンバーは、各 12 地区の連邦準備銀行の Local Advisory Council を務める金融機関の中から選出される代表である。CDIAC は年 2 回開催される。

¹ FRB に関する規定は、合衆国法典の第 12 編 銀行及び銀行業 第 3 章 連邦準備制度 サブチャプター 2 に収録されている。

Community Advisory Council (CAC)

CACは、特に中間所得層及び低所得層を中心とした消費者のニーズに対応することを目的として、FRBが2015年に設立した。CACは、公共の推薦を通してFRBが任命する有識者15名で構成される予定である。第一回会合は2015年第四四半期、第二回以降は半年毎の開催が予定されている。

Model Validation Council (MVC)

MVCは、FRBが銀行のストレステストのモデルを評価する際に知見を提供する組織として、FRBが2012年に設立した。これは、2010年のDFA（ドッド・フランク法、2.1.2.を参照）によって、FRBの監視下にある大規模な銀行持株会社、及びシステミックに重要なノンバンク機関に対し、FRBが毎年ストレステストを実施することが求められたことが根拠となっている。

1.3 資金決済に関する業界団体

1.3.1 NACHA

(1) 概要・設立背景

NACHAは、米国の金融機関が参加する非営利の決済業界団体である。1974年、地域単位でのACHの取組を統合する目的で、NACHAが設立された。なお、NACHAはNational Automated Clearing House Associationの略称として今でも呼ばれているが、現在の名称は正確にはThe Electronic Payments Associationと言う。

(2) メンバー

13のRPA(1.3.2参照)を通して、また直接のメンバーシップを通じて米国の1万2,000以上の金融機関が参加する非営利の決済業界団体である。

(3) 役割

NACHAはACH業界の業界団体として、大きく①ACHネットワークの管理組織及び②業界団体としての2つの役割を担っている。

ACHネットワークの管理組織としての役割

NACHAはACHネットワークの管理組織として、①ルール策定、②ACHネットワーク及びリスク管理、③決済システムのステークホルダー間の連携構築の3つの責務を担っている。

ルール策定

NACHAは、1974年に4地域の決済協会によって設立されて以来、毎年「NACHA Operating Rules & Guidelines」を策定・交付して、米国のACH決済に関わるルールや標準を定めている。

ACH ネットワーク及びリスク管理

ACH ネットワーク参加機関が信頼するに足るセキュリティを確保するため、NACHA はリスク管理と継続的な革新のバランスをとっている。リスク管理や NACHA Operating Rules の施行に関しては、ネットワーク参加機関の知見や研究から情報を得ると共に、業界内に存在するコミュニケーションのチャネルを活用する。

決済システムのステークホルダー間の連携構築

NACHA は Federal Reserve、Consumer Financial Services Bureau、Department of Treasury 等の米国政府機関や規制当局と継続的に連携を行っている。この連携を通じて、NACHA のルールや NACHA のネットワークが政府機関にとっても有効利用できるものであることを保証している。具体的には、NACHA の Government Relations Advisory Group (GRAG) と呼ばれる組織がこれらの業務を担う。GRAG は、NACHA のメンバーである金融機関、RPA、そして業界団体の代表で構成される。

業界団体としての役割

NACHA はまた、業界団体として①教育・認定、②業界内の取組促進、③対外的コミュニケーションの3つの責務を担っている。

教育・認定

RPA が各地域で提供するトレーニング、及び NACHA が全国レベルで提供するトレーニングは、業界の専門家、及び所属企業の知識の拡大に貢献する。

業界内の取組促進

NACHA は電子決済の価値や有効性を発信するため、金融機関、企業、及び政府といったエンドユーザー、そしてイノベーター、ソリューションプロバイダー、業界外の主要関係者と協力する。また、リサーチや業界動向に関する知識を活用して、決済専門家とともに、ユーザーのニーズを満たすネットワークを持続させるために貢献する。

対外的コミュニケーション

NACHA は他業界団体との協働や、政策立案者に対する働きかけを通して、業界としての対外的メッセージを発信する。これは業界内に対しても、NACHA という民間サイドからの積極的なルール策定を維持させる効果や、ルールによる利益をステークホルダーにより理解させるという効果をもたらす。

(4) ガバナンス

NACHA の役員 (Officers) 及び理事 (Directors) は、金融機関の多様な声を反映し、ACH ネットワーク管理組織また業界団体としての NACHA のガバナンスと運営について監視する。

President and CEO

現在、Janet O. Estep 氏が NACHA の President and CEO を務める。President and CEO の役割は、NACHA の日常業務や意思決定業務における指導すること、ACH 決済等の電子決済の開発・プロモーション・利用の促進すること、また NACHA Operation Rules and Guidelines に基づき安全で高品質な ACH ネットワークを確保することである。更に、President and CEO は業界内の関係者間協力や、イノベーションとリスク管理のバランスを促進することで、ACH ネットワークの強化と決済ソリューションの価値向上に努める。

Board of Directors

NACHA の Board of Directors は、業界の支持者として ACH に関わる問題についての検討をリードする。メンバーは、金融機関、ACH 運営者と業界団体からの合計 22 機関の代表である。任期は 3 年である。

図表 9 NACHA Board of Directors の所属機関

• American Express Centurion Bank	• Neighborhood Credit Union
• Atlantic Capital Bank	• Peninsula Community Federal Credit Union
• Bank of America Merrill Lynch	• PNC Bank
• Capital One	• Sandy Spring Bank
• Citibank	• TD Bank
• Federal Reserve Bank of Atlanta	• The Clearing House
• First Citizens National Bank	• The Payments Authority
• First National Bank of Omaha	• UMB Bank
• J.P. Morgan	• U.S. Bank
• NACHA	• Upper Midwest ACH Association
• Navy Federal Credit Union	• Wells Fargo



(出典) NACHA HP. <https://www.nacha.org/about/governance>

1.3.2 Regional Payments Association (RPA)

現在、NACHA には 13 の地域決済協会が参加している。これらの協会はかつてルール制定等を行っていたが、現在では NACHA が一元的に実施している。そのため、現状では RPA は電子決済に係る情報提供や問合せ先として機能するにとどまっている。

図表 10 PRA とその管轄地域

RPA名称		管轄地域	
Payments First		Alabama	South Carolina
		Georgia	PaymentsFirst (一部)
SFE		Alabama	Mississippi
		Arkansas (一部)	Tennessee (一部)
		Louisiana (一部)	—
WesPay		Alaska	New Mexico
		Arizona	Oregon
		California	Utah
		Colorado	Washington
		Hawaii	Wyoming
		Idaho	Samoa
		Nevada	—
EPCOR		Arkansas (一部)	Missouri
		Illinois (南部)	Nebraska
		Indiana	Ohio
		Iowa (南西部)	Oklahoma
		Kansas	Pennsylvania (一部)
		Kentucky	West Virginia (一部)
NEACH		Connecticut	New Hampshire
		Maine	Rhode Island
		Massachusetts	Vermont
EastPay		Florida	Virginia (一部)
		North Carolina	West Virginia (一部)
The Clearing House		Delaware	New York
		Illinois (北部)	Pennsylvania (一部)
		Indiana (北西部)	Puerto Rico
		New Jersey	Virgin Islands
SHAZAM		Iowa	—
SWACHA		Louisiana	Texas
		New Mexico (一部)	—

RPA名称		管轄地域	
MACHA		Maryland	West Virginia (一部)
		Virginia (一部)	—
The Payments Authority		Michigan (一部)	—

(出典) NACHA HP より NTT データ経営研究所作成

1.3.3 The Clearing House Association

(1) 概要・設立背景

The Clearing House Association (TCH Association) は 1853 年に米国銀行業界初の業界団体として設立された、歴史あるクリアリングハウス協会である。ニューヨークを本拠地とする。米国民間銀行の代表としての役割を果たし、法制度に関わる問題については、米国や他国の政策立案者、法廷、標準策定者に対し主張を行う。

(2) 役割

TCH Association のミッションは、システミックに重要な民間銀行間において特有の関心事項が、政策立案者によって適切に対処されるようにすることである。また、市場において、システミックな安定性、経済成長、また安全で健全な銀行システムが法的枠組みによって促進されるようにすること、そして類似した状況下にある市場参加者が公平な機会に恵まれているようにすることも TCH Association の役割である。

TCH 及び出資行は、大手民間銀行や決済に特有な、銀行業界にとって重要な問題に関して、技術的詳細、リサーチ、またデータに基づいた見解を表明する。

(3) メンバー・ガバナンス

TCH Association は、TCH の出資者である 24 行が協会員として所属している。(図表 6 参照)

ガバナンス体制としては、8 人で構成する Association Executive チームが存在する。

TCH 及び TCH Association では、各企業や金融機関が利用するサービスのレベルによって、メンバーシップを 4 種類に区別している。各メンバーシップの名称とサービス利用範囲は下記の通りである。

Platinum

TCH Association の会員であり、かつ、TCH が提供する ACH サービス (EPN) によってデータ・ファイルの交換を実施している金融機関

Gold

TCH Association の会員ではないが、TCH の提供する ACH サービスを利用している金

融機関

Silver

TCH Association への加盟に興味があるものの、他 ACH 運営事業者を利用して決済を実施している金融機関

Diamond

TCH Association に加盟している、金融機関以外の企業（TCH の ACH サービスは利用していない）

2 ACHに係る制度・基準、各 ACH の内容

2.1 ACHに係る法制度

米国の ACH に係る制度は、法令、業界団体 NACHA が定めるルール、そして各 ACH 運営者が定めるルールの 3 階層に分かれる。そのうち、国レベルの法令には主に EFTA や Dodd-Frank Act、州レベルの法令には UCC が挙げられる。また、業界団体のルールには NACHA が毎年定める NACHA Operating Rules & Guidelines がある。各 ACH 運営者の内規としては、FRB が定める Operation Circular、そして Electronic Payments Network の内規がある。

図表 11 米国の ACH に関わる法制度 一覧

分類	法制度名
国法	Electronic Fund Transfer Act of 1978 / Regulation E
	Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010
	Truth-in-Lending Act / Regulation Z
	Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003
	Monetary Control Act of 1980
	Federal Reserve Policy on Payment System Risk Regulation J
州法	Uniform Commercial Code
業界 ルール	NACHA Operating Rules & Guidelines
内規	Operating Circular 4

2.1.1 Electronic Fund Transfer Act of 1978 (EFTA、及び Regulation E)

EFTA は、消費者が電子決済取引を実施する際に発生する、消費者と金融機関の双方における権利及び義務に関する法律である。EFTA における Electronic Fund Transfer が意味する取引は、金融機関に対し、電子端末、電話、コンピューター、または磁気テープによる消費者口座からの引落または消費者口座への入金を指図または許可することを指す。また、EFTA が対象とする電子決済取引には、ATM、POS、ACH、送金 (Remittance Transfers)、遠隔銀行サービス、電話料金の請求書払い等が含まれる。

EFTA は、Federal Reserve Board が定めた Regulation E によって施行されている。Regulation E は、金融機関の情報開示について基準を規定する。情報開示の対象には、金融取引やデビットカード・クレジットカードの発行に関わる情報、及びエラー処理等についての情報が含まれる。

2009 年、FRB による Regulation E 改正は、金融機関に対し、消費者による事前の合意またはオーバードラフト・サービス利用の契約が場合、消費者の ATM 取引やデビットカード支払におけるオーバードラフトに対して手数料を課すことを禁じた。

更に、2010 年の DFA (2.1.2 を参照) Section 1075 は、EFTA に新しいセクションを追加した。ここでは、FRB に対し、デビットカード決済のインターチェンジ・フィーにつ

いて、不正取引防止の対策やネットワークの独占性、決済のルーティングについての規定を含めたルールを発行することを命じた。これに対し、Federal Reserve Regulation II (Section 2.2.2) が制定された。

2.1.2 Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010 (DFA、「ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法」略してドッド・フランク法)

2010年7月21日に制定されたDFAは、2000年代後半の金融危機を受けて制定されたもので、近年の米国の金融分野において重要な影響を与えた。DFAの中でも決済に関わる箇所とその内容は下記の通りである。

(1) Title VIII

米国のペイメント・クリアリング・セトルメントシステム、中でもFSOCにより「システム的に重要 (systematically important)」である「Designated FMU (Financial Market Utility、金融市場ユーティリティ)」として認定されたシステムに対する監視・規制に係る制度を強化することを定めた。

Title VIIIは主に4点、Federal Reserve Board (FRB) への要求を挙げている。これに対し、2014年、Title VIIIの当該内容を施行するための規則としてRegulation HH (Code of Federal Regulations Title 12, Chapter II, Subchapter A, Part 234) が改正された。FRBの役割に関する取り決め内容4点は下記の通り。

- ・ § 234.3: FRBが、FSOCが認定するFMUのうち、Fed監視下のシステム(CFTCまたはSECによってDesignated Clearing Entitiesとしての指定されている以外のシステム)に発生するシステム・リスクを評価するためのリスク管理基準について取り決める
- ・ § 234.4: FMUが独自ルール・手続き・運営について変更を行う場合に、当該変更の重要性の程度がFRBによる事前レビューを要するか否か判断する基準、また事前レビューのためのタイミング・手続きについて取り決める
- ・ § 234.5: Federal Reserve BankがFMUの口座を設立・維持する、またFMUへサービス提供するうえで求められる最低限の条件及び要求事項について取り決める
- ・ § 234.6: 法やFRBの規定に基づいた条件に基づいて、Federal Reserve BankがFMUの預金残高に対し利子を支払う権限を与える

(2) Section 805(a)

FRBに対し、FMUについて危機管理基準を規定する権限を与える。ただし、DCE (Designated Clearing Entities) と呼ばれる証券系の決済機関はFRBの管轄対象外とする。CFTC (Commodity Futures Trading Commission: 商品先物取引委員会) によってデリバティブ・クリアリング機関として指定されたFMU²、及びSEC (Securities and

² DCE (Designated Clearing Entities) と呼ばれる

Exchange Commission：証券取引委員会）によってクリアリング機関として指定された FMU がそれにあたる。

(3) Section 806(e)

Designated FMU は、運営に関わるルールに変更を加える際、その変更が決済リスクに影響をもたらす場合には、事前に監督機関（FRB）に対して通知しなければならない。なお、DCE が CFTC または SEC に対し通知を行った場合、CFTC 及び SEC は FRB と協議しなければならない。

(4) Section 807

FRB、及び CFTC、SEC は FMU に対する検査を行わなくてはならない。また、結果によっては対策を強制する権限がある。なお、CFTC と SEC は指定する DCE の検査結果・対策について毎年 FRB と協議を行う。

(5) Section 809

FRB は、Designated FMU に対し、金融システムの安全性、健全性、そしてシステムミック・リスクを評価するためのレポート及びデータを提出させる権限を有する。

Designated FMU について

なお、2015 年 1 月現在、Federal Reserve Board が指定する Designated FMU として、大口決済システムである CHIPS 及び CLS 決済が対象となっている。本報告書掲載の小口決済システムである ACH（FedACH、EPN）は両方とも含まれていない。

2.1.3 送金利用者保護に関わる法制度

EFTA 以外にも、消費者の電子送金に関連する連邦法や政策には、以下のようなものが挙げられる。

(1) Truth-in-Lending Act（TILA）及び Regulation Z

TILA（貸付真実法）は、クレジットカード利用者を不正確または不公正な請求から保護することを目的として 1968 年に策定された。TILA に基づき、貸付業者は貸付の条件及びコストの詳細を借り手に対して開示しなければならない。更に、借り手は、自宅を第二抵当担保としたローンに対して、特定条件下でのキャンセルが認められている。

なお、TILA は Regulation Z（Code of Federal Regulations Title 12, Chapter II, Subchapter A, Part 226）によって一部改正を踏まえて施行されている。

(2) Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003（FACTA）

FACTA は、個人情報盗難への対策、また情報開示を要求する消費者の権利について定める法である。また FACTA は、1681 年の Fair Credit Reporting Act に基づき、消費者がアクセス可能な情報の範囲等について一部改正した結果である。

2.1.4 Monetary Control Act of 1980 (MCA)

MCA は、全ての預金受入金融機関に対し準備預金を求めるもの³である。これにより、Fed はマネーサプライの調整手段をより一層強化できるようになった。

MCA は Federal Reserve に対し、小切手決済や FedACH、FedWire Funds、NSS 等、決済サービスを利用する金融機関に対して手数料を課すことを義務付けた。また、FRB が手数料の額を、決済サービスによる収益によって、サービス提供による直接的・間接的なコストを回収できるだけのサービス集積を確保することで銀行が提供する同様サービスと競合できる基準を保つよう求めている。

2.1.5 Federal Reserve Policy on Payment System Risk (PSR Policy)

PSR Policy は、Federal Reserve Banks や金融機関が資金決済を通じて直面するシステムミック・リスクについての取り決めである。Fed は、PSR Policy に基づき、決済参加者が FMI に関わるシステムミック・リスクを削減・制御し、効率性・安全性を助長させるための基準を策定する。

PSR Policy は 2 部構成となっている。Part I は、FMI に関連するリスク管理について、CPSS-IOSCO が発表する FMI 原則 (Principle for Financial Market Infrastructures) に基づいて基準を定めている。また、FRB の活動に関連する情報開示についても、CPSS-IOSCO Disclosure Framework に基づいて基準を定めている。

Part II では、参加機関の準備銀行口座における日中与信について、Fed が日中与信を提供すること、関連するリスクを制御すること、そして監視することを定めている。Fed は健全な預金機関に対して一時的な日中与信提供することで日中の現金残高を確保させる。そのために、Fed は参加機関への担保徴求や、日中残高の上限設定といった方法でインセンティブをもたらす。

2.1.6 Regulation J

Regulation J は、FRS における小切手決済に関連する規則であり、正式名称を Collection of Checks and Other Items by Federal Reserve Banks and Funds Transfers through Fedwire という (Code of Federal Regulations Title 12, Chapter II, Subchapter A, Part210)。Regulation J は、Fed が金融機関との間で小切手を扱うための条件について定める。たとえば、金融機関が現金化されていない小切手を Reserve Banks へ返却する権利を認めている。更に、Regulation J は Fed が Fedwire を介して送金するうえでの条件についても定めている。Regulation J は、Operation Circular によって補足され実際のサービス提供に反映されている。

2.1.7 Uniform Commercial Code (UCC、米国統一商事法典)

米国の州レベルにおいては、UCC が、銀行や証券市場における取引等の商業活動・金

³ MCA までは、商業銀行 (Commercial bank) のみが準備預金を求められており、これは全銀行の 40%を下回る機関数であった。

融活動を規制するモデル法典を提供する。特に、資金決済に関わる条項は、Article 4A（送金について）、及び Article 9（安全な取引について）である。各州は、これらの条項をベースに、個別の州法を定めている。

2.1.8 NACHA Operating Rules & Guidelines

NACHA は、毎年「NACHA Operating Rules & Guidelines」を改訂・公表している。Operating Rules（OR）は、NACHA が米国の ACH ネットワークに関する規定のテンプレートとして扱われており、Fed や TCH といった個別の ACH 運営者は、OR の内容をそのまま採用する場合もあれば、内規によって OR とは異なる（もしくはより詳細に）独自のルールを個別に定めることも可能である。

なお、OR と共に交付されている Operating Guidelines（OG）は、ACH 取引に関連する概念について説明を提供する他、金融機関等が実際に OR に従って ACH 取引に参加する際のガイドラインを記している。

OR の具体的な内容は、ACH ネットワークを利用するステークホルダーが負う責任や、ステークホルダー間に発生するリスク等の管理、また ACH 取引電文のフォーマットの詳細等である。この ACH ネットワークを利用するステークホルダーとは、仕向金融機関、被仕向金融機関、ACH 運営事業者、クロスボーダー取引を扱うゲートウェイ、そして NACHA を指す。

OR の主な内容は下記の通り。⁴

(1) ARTICLE ONE General Rules

（総則）

- ・ SECTION 1.1 Application of Rules （ルールの適用について）
- ・ SECTION 1.2 Participating DFIs Must Comply With Rules （参加預金機関におけるルール順守の義務について）
- ・ SECTION 1.3 Amending, Suspending and Interpreting the Rules （ルールの改正、一時停止、解釈について）
- ・ SECTION 1.4 Records （決済取引の記録について）
- ・ SECTION 1.5 Excused Delay （免責対象となる決済取引の遅延について）
- ・ SECTION 1.6 Secure Transmission of ACH Information Via Unsecured Electronic Networks （セキュリティ対策が施されていないネットワークを介した ACH 情報の安全な伝送について）
- ・ SECTION 1.7 Choice of Law （法の選択について）
- ・ SECTION 1.8 Beneficiaries of the Rules （ルールの受益者について）
- ・ SECTION 1.9 Protection for the National Association from Frivolous Lawsuits （NACHA に対する根拠のない訴訟からの保護について）

⁴ 2013 NACHA Operating Rules & Guidelines Corporate Editionz を参考に記述

SECTION 1.10 Network Administration Fees

(ネットワーク利用料金について)

ACH サービス運営に係る具体的な事項については、原則的には各 ACH 運営主体によって定められている。ただし、米国の ACH ネットワークの利用料は、NACHA が決定する。NACHA は、毎年 ACH ネットワーク利用料を見直して変更する。この利用料は、年会費とエントリー毎の手数料の二層に分かれている。まず、年会費は、ACH ネットワークを利用する全機関に対して等しく \$216.00 が課される (2015 年版の料金)。また、エントリー毎の手数料は、各機関が送受信する決済ファイル 1 件あたり \$0.000162 と定められている。

(2) ARTICLE TWO Rights and Responsibilities of ODFIs, Their Originators and Thir-Party Senders

(仕向金融機関 (ODFI) とその利用者である送金人及びサードパーティの権利と責任)

- ・ SECTION 2.1 General Rule – ODFI is Reponsible for Entries and Rules Compliance (総則 – ODFI は決済エントリー及びルール順守の責任を持つ)
- ・ SECTION 2.2 Prerequisites to Origination (ODFI の要件)
- ・ SECTION 2.3 Authorization and Notice of Entries (エントリーの認証と通知)
- ・ SECTION 2.4 General Warranties and Liabilities of Originating Depository Financial Institutions (ODFI における一般的な保証及び責任)
- ・ SECTION 2.5 Provisions for Specific Types of Entries (特定種別の決済エントリーについての規定)
- ・ SECTION 2.6 Prenotifications (事前通知)
- ・ SECTION 2.7 Recall by ODFI or Originator (ODFI または送金人によるリコール)
- ・ SECTION 2.8 Reversing Files (ファイルの無効化)
- ・ SECTION 2.9 Reversing Entries (エントリーの無効化)
- ・ SECTION 2.10 Reclamtaion Entries and Written Demands for Payment (回収要求エントリー及び決済請求書)
- ・ SECTION 2.11 Notifications of Change (決済情報の変更通知)
- ・ SECTION 2.12 Return Entries (組戻しエントリー)
- ・ SECTION 2.13 Refusal of Acknowledgment (ACK and ATX) Entries (ACK 及び ATX エントリー (確認応答エントリー) の拒否)
- ・ SECTION 2.14 Return Fee Entries (組戻し手数料のエントリー)
- ・ SECTION 2.15 Obligations of Third-Party Senders, and of ODFIs and Originators That Use Third-Party Senders (サードパーティの責任、及びサードパーティーサービスを利用する ODFI と送金者の責任)
- ・ SECTION 2.16 Authorization by ODFI for Release of Designated Data (ACH

運営機関が NACHA 指定データを公表することについての、ODFI の承認)

- ・ SECTION 2.17 ODFI Reporting Requirements to National Association
(ODFI の NACHA に対するレポーティング義務)

(3) ARTICLE THREE Rights and Responsibilities of RDFIs and Their Receivers

(被仕向金融機関 (RDFI) とその利用者の権利と責任)

- ・ SECTION 3.1 General Rights and Responsibilities of RDFIs (RDFI の一般的な権利と責任)
- ・ SECTION 3.2 General Warranties and Liabilities of RDFIs (RDFI における一般的な保証及び責任)
- ・ SECTION 3.3 Timing Requirements for RDFI to Make Credit and Debit Entries Available (RDFI が送金・引落とし決済の着金タイミング)
- ・ SECTION 3.4 Provisions for Receipt of Specific Types of Entries (特定種別の決済受取についての規定)
- ・ SECTION 3.5 Specific Provisions for Prenotifications (事前通知についての規定)
- ・ SECTION 3.6 Specific Provisions for Reclamation Entries and Written Demands for Payment (回収要求エントリー及び決済請求書についての規定)
- ・ SECTION 3.7 RDFI Obligation to Stop Payment (RDFI の決済停止義務)
- ・ SECTION 3.8 RDFI's Right to Transmit Return Entries (RDFI の組戻しエントリー発信の権利)
- ・ SECTION 3.9 Notification of Change by RDFIs (RDFI による決済情報の変更通知)
- ・ SECTION 3.10 Specific Provisions for Acknowledgment (ACK and ATX) Entries (ACK 及び ATX エントリー (確認応答エントリー) についての規定)
- ・ SECTION 3.11 RDFI Obligation to Recredit Receiver (引落としの受益者に対し RDFI が再度引落としを行う義務)
- ・ SECTION 3.12 Written Statement of Unauthorized Debit (非承認の引落としについての文書による供述)
- ・ SECTION 3.13 RDFI Right to Transmit Extended Return Entries (RDFI の延長された組戻しエントリーを送る権利)

(4) ARTICLE FOUR Rights and Responsibilities of ACH Operators

(ACH 運営者の権利・義務)

SECTION 4.1 General Responsibilities of ACH Operators

(ACH 運営者の全般的な義務)

- ・ Federal Reserve 以外の ACH 運営者は、NACHA との間で、NACHA OR に従うこ

- と、及び、OR が要請する全ての機能を満たすことを合意すること。
- ・ ACH 運営機関は NACHA OR に従うこと。ただし、Fed が定める規定が OR と異なる場合には例外となる。
 - ・ 自身で定める規定及び NACHA OR の内容について、最低 20 の参加金融機関から合意を得ること。ただし Fed は、OR の内容のうち、Operating Circular 4 に記述されていない事項については参加金融機関の合意を得る必要はない。
 - ・ 各参加金融機関について、信用度評価、及びリスク管理対策を実施すること。
 - ・ 必要に応じて、Fed による政策綱領「民間運営によるマルチラテラル・セトルメント・システム」(Policy Statement on Privately Operated Multilateral Settlement Systems) に従うこと。
 - ・ ACH 事業について NACHA が定める基準(Performance Standard)を満たすこと。
 - ・ 他の全ての ACH 運営者に対し、ファイルまたはエントリーの交換を許可すること。

SECTION 4.2 Processing Obligations of ACH Operators

(ACH 運営者の決済処理義務)

- ・ 適切な資金決済日を入力すること。
- ・ NACHA OR が定める基準に満たないエントリーを受領した場合、組戻すこと。または当該エントリーを含むバッチまたはファイル全体を受領拒否すること。
- ・ 参加金融機関との合意に基づいて、適切なスケジュールで決済を処理すること。
- ・ 他の ACH 運営者または被仕向金融機関から拒否されたファイルを再作成すること。
- ・ Check Truncation Program に参加していない仕向金融機関から TRC 決済または TRX 決済を受けた場合、拒否すること、そして仕向金融機関に直ちに通知すること。また、被仕向金融機関が同プログラムに参加していない場合にも、TRC 決済または TRX 決済を直ちに組戻すこと。ACH 運営者は、参加金融機関が同プログラムの参加者かどうか、各プログラムの運営者から提供される情報に基づいて判断すること。
- ・ 営業日毎に、他の ACH 運営者、及び参加金融機関の振込額と負債額について合計を算出すること。
- ・ 営業日毎に、NACHA OR に従って決済された全エントリーについて資金決済額を算出すること。

SECTION 4.3 Reversing Files

(ファイルの無効化)

- ・ 誤って開始したファイル取引を無効化すること。
- ・ 無効化したファイル取引について、修正ファイル取引を開始すること。ただし、無効化されたファイルが誤ったファイル重複の結果であった場合を除く。
- ・ ファイルの無効化及び修正は、ファイルの重複、エラー等が発見されて以降 24 時間以内実施すること。修正ファイルの資金決済は、元の資金決済日から 5 営業日以内に完了されなければならない。

- ・ 無効化したファイル取引について、関係する ACH 運営者及び仕向金融機関に通知すること。
- ・ ファイルの無効化または修正に伴うコスト等について他 ACH 運営者及び金融機関から要請された場合には、補償金を支払うこと。

SECTION 4.4 ACH Operator Not Agent of Participating DFI

(ACH 運営者は参加金融機関の代理人はでない)

- ・ ACH 運営者は参加金融機関の代理人ではない。Article 4A に準ずる送金エントリーについて、仕向金融機関の契約が被仕向金融機関の契約と異なる場合、仕向金融機関が当該エントリーに対して義務を負う。

SECTION 4.5 ACH Operator Must Retain Entry Records

(エントリー記録保持)

- ・ 全てのエントリーについて、受領または送信日から 1 年間、記録を保持すること。ある特定のエントリーの記録について、当該仕向または被仕向金融機関から要請された場合には、印刷版または他の形式によって情報を提供すること。

SECTION 4.6 Requirement to Provide Designated Data to National Association

(NACHA への情報提供義務)

- ・ NACHA に指定されたデータのみを提供すること。
- ・ 指定されたデータを、NACHA と合意されたタイムライン及び手続きに従って提供すること。
- ・ NACHA が、提供されたデータの扱いについて違反を犯している場合には、ACH 運営者は 1 営業日前までの文書による通知によって、指定されたデータの提供を延期することができる。これは NACHA が当該違反を是正するまで続く。

SECTION 4.7 Automated Accounting Advices

(自動会計の勧め)

- ・ 会計情報を機関判読可能なフォーマットで提供することは、参加金融機関における会計自動化を促進する。同フォーマットは、NACHA OR が示す仕様に従うこと。

SECTION 4.8 Optional Services

(オプションのサービス)

- ・ 他の ACH 運営者に不便を掛けるサービス、他 ACH 運営者や当該サービスを利用しない参加金融機関の権利に影響するサービスでなければ、オプションのサービスを提供できる。

(5) **ARTICLE FIVE Rights and Responsibilities of Gateways for IAT Entries**
(IAT エントリーのゲートウェイの権利と責任)

SECTION 5.1 Responsibilities of Gateways

(ゲートウェイの責任)

- ・ ゲートウェイは、ODFI あるいはゲートウェイを利用する消費者と合意を結ばなければならない
- ・ ゲートウェイは米国の法的要件に準拠しなければならない
- ・ ゲートウェイは不法なインバウンド決済について指定された RDFI に対し通知しなければならない
- ・ ゲートウェイは ODFI またはゲートウェイを利用する消費者から承認を得なければならない
- ・ アウトバウンドの IAT エントリーが相手国のゲートウェイから組戻しされた際、ゲートウェイは組戻しエントリーを発信しなければならない
- ・ インバウンド IAT 決済に関わる口座について決済情報の変更通知を受けた際、ゲートウェイは相手国ゲートウェイに対し決済日から 2 営業日以内に情報提供しなければならない
- ・ ACH 運営者は引落し決済のインバウンド IAT エントリーを処理してはならない

SECTION 5.2 Warranties of Gateway

(ゲートウェイの保証)

SECTION 5.3 Gateway Assumes Obligations of Other Participants

(ゲートウェイは、他の決済参加者の責任について OR に記される内容を前提とする)

(6) **ARTICLE SIX Rights and Responsibilities of the National Association**
(NACHA の権利と責任)

- ・ **SECTION 6.1 Use and Disclosure of Designated Data by the National Association** (NACHA が指定したデータの利用及び開示)
- ・ **SECTION 6.2 Indemnity by National Association of ACH Operators** (SECTION 6.1 に反するデータ利用・開示があった場合、ACH 運営者の責任や ACH 運営者に対するクレームは NACHA によって補償される)
- ・ **Section 6.3 Limitation of Liability** (データ利用・開示に関して NACHA または職員等が問題を起こした際には、ACH 運営者は責任を問われない)

(7) **ARTICLE SEVEN Settlement**
(資金決済)

SECTION 7.1 Maintenance of Reserve Bank Accounts

(Reserve Bank 口座の維持)

- ・ 参加金融機関は、Federal Reserve Bank における口座を維持する。

SECTION 7.2 ACH Operators Establish Settlement Procedures

(資金決済手続きの設定)

- ・ ACH 運営者は資金決済の手続きを設定すること。

SECTION 7.3 Settlement

(資金決済)

- ・ ACH 運営者は、参加金融機関の間の資金決済を、NACHA OR、Federal Reserve の Operating Circular、他の関連規定に基づいて行い、責任を持つ。

SECTION 7.4 Effect of Settlement

(資金決済の影響範囲)

- ・ エントリーの資金決済においては、参加金融機関はその法的権限や賠償の行使を妨げられることは無い。

SECTION 7.5 Accountability for Entries

(エントリーの説明責任)

- ・ 被仕向金融機関は、全ての引落とし決済エントリーについて説明責任がある。

SECTION 7.6 Effect of RDFI Closing on Settlement Date

(資金決済日に被仕向金融機関が休業の場合)

- ・ 引落とし決済について、指定された資金決済日が被仕向金融機関の営業日ではない場合、ただし Federal Reserve Bank の営業日である場合、指定された日に資金決済が実施される。事前に被仕向金融機関が Federal Reserve Bank に対して決済の延期を勧告した場合は除く。その場合は、指定された資金決済日の翌日に決済が延期され、被仕向金融機関は Fed によって請求されたフロート手数料を支払う。

SECTION 7.7 Effect of ODFI Closing on Settlement Date

(資金決済日に仕向金融機関が休業の場合)

- ・ 送金決済について、指定された資金決済日が仕向金融機関の営業日ではない場合、ただし Federal Reserve Bank の営業日である場合、指定された資金決済日に資金決済が実施される。

SECTION 7.8 Non-Settled Entries

(資金決済されないエントリー)

- ・ ACH 運営者は、引落としあるいは送金決済エントリーのうち、被仕向金融機関が処理不可能なものについて、組戻しエントリーを作成し、仕向金融機関に送信しなければならない。
- ・ ACH 運営者は、仕向金融機関から受領したエントリーのうち、資金決済が不可能

なものについて無効化しなければならない。

(8) Operating Guidelines

また、Operating Guideline が示す資金決済の実施方法、及び SEC コード (Standard Entry Class Codes) について下記に記述する。

仕向金融機関 (ODFI)

指定された資金決済日が仕向金融機関の営業日でない場合でも、Federal Reserve office の営業日であれば、当該指定日に仕向金融機関の口座に入金する。

資金決済の手続きやタイミングに関わる、具体的な調整については、仕向金融機関と送金人の間の合意に基づいて調整する様に定められている。

ACH 運営者

ACH 運営者は、資金決済の合計を計算し、参加金融機関に対して資金決済日と決済額について情報提供する。FedACH が受けた取引は Federal Reserve の口座で資金決済される。民間 ACH 運営機関が受けた取引の資金決済については、Federal Reserve との調整に基づいて決定される。

ACH 運営者は決済ファイル进行处理する際、指定された資金決済日に資金決済を実施する。指定された資金決済日が過ぎた日付、週末、祝日等である場合は、ACH 運営者は翌日の日付を、資金決済日として指定し、ユリウス暦で入力する。

被仕向金融機関 (RDFI)

被仕向金融機関と受取人の間の資金決済については、NACHA OR、Federal Reserve が定める決済スケジュールに基づいて決定される。

Standard Entry Class Codes (SEC コード)

米国の ACH 取引では、トランザクション毎に SEC コードと呼ばれるアルファベット 3 文字のコードを振ることで決済種別を識別している。SEC コードは、ACH ファイルの ACH Company または Batch Header 入力部分に用いられる。

SEC コードの全 23 種類と概要は下記の通り。

図表 12 Standard Entry Class Codes の一覧

Consumer Codes	
CIE (Customer Initiated Entries)	消費者の口座から、送金人(口座保有者あるいは代理人)から受取人へ送金される取引
DNE (Death Notification Entries)	米国政府機関が金融機関に対し、給付金受取人の死去を通知する非金融取引
ENR (Automated Enrollment)	個人が米国金融機関にて口座を持ち ACH Credit または Debit サービスを利用する際に政府機関へ消費者情報を送り登録する
PPD (Prearranged Payment and Deposit Entries)	ある機関から消費者口座に対して送られる送金または引落し取引。定期的に繰り返されるものと単一な決済の両方を含む。最も頻繁に用いられる SEC

RCK (Represented Check Entries)	紙の小切手による引落としエントリーが不渡りとなった場合に、仕向人が小切手の内容を電子的に再度提示する
TEL (Telephone Initiated Entries)	自動引落としにのみ適用される。消費者が、被仕向機関に対し、電話にて口頭で口座自動引落としを許可する
WEB (Internet Initiated / Mobile Entries)	自動引落としにのみ適用される。消費者が、被仕向機関に対し、Internet または Wireless Network を通じて口座自動引落としを許可する
Corporate Codes	
CCD (Corporate Credit or Debit)	法人間で買い手または売り手主導で行われる決済取引。詳細な送金情報の入力が必要ない場合は CCD が用いられる。ただし、Addenda Record として 80 桁まで決済情報を入力可能
CTX (Corporate Trade Exchange)	CCD と同様に法人間の決済取引に用いられる。各 80 桁の Addenda Record が 9,999 あり、詳細な決済情報を入力可能
ACK, ATX (Acknowledgements)	法人間取引において、受取銀行が、取引受入れを承認した旨を伝えるエントリー。CCD に対しては ACK、CTX に対しては ATX が用いられる
Consumer/Coporate Codes	
ARC (Accounts Receivable Entries)	消費者が郵便でまたは直接に受け取った小切手を、ACH ネットワークを通じて支払う場合の自動口座引き落とし取引
POP (Point of Purchase)	購買時点(店頭)または請求書支払を行う場所において、消費者が小切手で支払う場合の自動口座引き落とし決済
BOC (Back Office Conversion)	店頭または請求書支払を行う場所において、消費者から受け取った小切手の決済情報を仕向金融機関のバックオフィスで電子的に変換して受取人へ送る
TRC, TRX (Truncated Checks)	Check Truncation Program(小切手の紙媒体をスキャンすることで電子化して扱う決済手法)で扱う小切手による自動引落とし。TRC は単一決済に用いられ、TRX は同一の支払銀行から複数小切手の決済を扱う場合に用いられる。 TRX の場合は最大 9,999 の Addenda Record に決済情報を入力可能
XCK (Destroyed Check Entries)	小切手が紛失または破損によって支払銀行に届かない場合、または小切手が傷またはその他の理由でスキャン不可能な場合に仕向金融機関が用いる
IAT (International ACH Transactions)	米国政府管轄外の領域にある金融機関事務所が関わるクロスボーダー取引。アウトバウンドは送金・引落とし決済、インバウンドは送金決済を対象に用いられる
Debit Card/POS Entries	
MTE (Machine Transfer Entries)	Electronic Terminal(ATM)において送金や引出を行う(例:ATM 現金振込や ATM 現金引出等)
POS, SHR (Point of Sale)	Electronic Terminal(POS)における支払(引落とし)の決済または現金引出の決済。仕向金融機関と被仕向金融機関の間で NACHA OR 以外に特に合意が無い場合。加盟店が発行したカードによる場合が多い
SHR (Shared)	Electronic Terminal(POS)における支払(引落とし)または現金引出のうち、仕向金融機関と被仕向金融機関の間の合意の上で共同ネットワークが用いられている場合。銀行が発行したカードによる場合が多い
Other Codes	
ADV (Automated Accounting Advice)	ACH 運営機関から参加機関に対して会計情報を機会判読可能なフォーマットで自動通知するサービスに用いられる

COR (Notification of Change / Refused Notification of Change)	仕向金融機関または被仕向金融機関が、消費者の口座情報に変更があった場合に通知するエントリー (Notification of Change)、またはそのエントリーが拒否された場合に用いるエントリー (Refused Notification of Change)
---	---

(出典) NACHA Operating Guideline を基に NTT データ経営研究所作成

2.1.9 Operating Circular 4

Federal Reserve が提供する決済サービス (FedACH Services 等) に関わる条件を規制するのは、Federal Reserve が定める Regulation 及び Operating Circulars と呼ばれる制度である。FedACH を規制するのは Operating Circular 4 である。Operating Circular 4 は、NACHA が定めるルール Operating Rules of NACHA (Section 1.3.2) の内容を組み込んでいる。Operating Circular 4 が取り決める項目は下記の通り。

- ・ GENERAL
- ・ DEFINITIONS
- ・ SENDING CREDIT AND DEBIT ITEMS
- ・ SECURITY PROCEDURES
- ・ SENDING BANK'S AGREEMENTS
- ・ PROCESSING OF ITEMS
- ・ DELIVERY OF ITEMS
- ・ TIME SCHEDULES, SETTLEMENT DATES AND EXTENSIONS OF TIME LIMITS
- ・ DESIGNATION OF SETTLEMENT ACCOUNT
- ・ SETTLEMENT
- ・ AVAILABILITY OF CREDIT
- ・ RECEIVING BANK'S AGREEMENTS
- ・ REVOCATION OF ITEMS
- ・ RETURN OF ITEMS AND FUNDS
- ・ DISPUTED RETURNS
- ・ ADVICES OF CREDIT AND DEBIT: REPORTING OF ERRORS
- ・ RECORDS
- ・ FEES
- ・ ZERO-VALUE MESSAGES
- ・ RESERVE BANK LIABILITY; ITEM OTHER THAN CREDIT ITEMS SUBJECT TO ARTICLE 4A
- ・ RESERVE BANK LIABILITY: CREDIT ITEM SUBJECT TO ARTICLE 4A
- ・ FORUM FOR ACTION
- ・ RECOVERY BY RESERVE BANK
- ・ RIGHT TO AMEND

・ APPENDIX

Operating Circular 4 の Appendix では、上記内容の一部について、下記の通り、FedACH サービスの決済スケジュール等について具体的な規制が掲載されている。

営業日・時間帯 (Banking Day)

Federal Reserve Banks が ACH 取引を受領する時間帯 (Banking Day) は、3:00 am ET から翌日の 2:59 am ET までである。

決済スケジュール (File Transmission Deadlines)

FedACH が受領する取引のタイプごとに、受領時間帯 (期限) と、該当時間帯に受領された場合のセトルメントのタイミングが指定されている (詳細は図表 13 を参照)。

図表 13 Fed の Operating Circular 4 が定める決済スケジュール

Transmission Deadline	Item Type(s)	Deadline must be met for
2:15 a.m. ET	Automated items and FedLine Web® returns	Next Day Settlement ⁴
8:00 a.m. ET	Paper returns Paper NOCs	Immediate Settlement ⁵ Delivery on current banking day
2:00 p.m. ET	Returns (FedLine Web), same day (forward) items, NACS	Immediate Settlement
4:30 p.m. ET	Same day (return) items	Same Day Return Settlement ⁶

(出典) Federal Reserve Banks Operating Circular No.4. Appendix B (2013 年)

有効な決済受領日 (Effective Date Windows)

FedACH に決済ファイルを送信する際には、決済日を指定しなければならない。指定日として有効な期間は、引落しの場合は送信日の翌日まで、送金の場合は翌々日までである。なお、同日決済サービスを利用する場合は、決済受領日の指定欄を空欄にするか、あるいは当日までを指定した数値を入力しなければならない。

決済日 (Settlement Dates)

指定されている決済日が FedACH における受領日の翌日の場合は翌日、翌々日の場合は翌々日にセトルメントされる。ただし、組戻し、NACS (小切手)、同日決済ファイルについては、受領日当日にセトルメントされる。

同日決済以外のファイルに決済日が指定されていない場合、あるいは受領日以前の決済日が指定されている場合は、受領日の翌日にセトルメントされる。また、指定された決済日が Reserve Bank の祝日の場合は、翌営業日にセトルメントされる。

なお、Operating Circular 4 では、引落としまたは送金取引に指定された資金決済日が仕

向あるいは被仕向銀行の営業日でない場合の対応について、NACHA Operating Guideline に基づいて図表 14 のように定めている。

図表 14 決済指示日が営業日でない場合の対応

取引タイプ	決済指示日の銀行営業状況	対応
引落し	仕向銀行が営業日でない場合	決済指示日に仕向銀行の口座に入金する。
	被仕向銀行が営業日でない場合	決済指示日に被仕向銀行の口座から引き落とす。または、被仕向銀行は決済指示日の延期が可能（追加手数料が課される）。
送金	仕向銀行が営業日でない場合	決済指示日に仕向銀行の口座から送金する。
	被仕向銀行が営業日でない場合	決済指示日に被仕向銀行の口座に入金する。

(出典) Federal Reserve Banks Operating Circular No.4, Appendix B (2013 年)

祝日 (Standard Holidays)

Federal Reserve Banks の営業日は、下記の休日を除く日である。

- ・ 土曜日・日曜日
- ・ 元旦 (1 月 1 日)
- ・ Martin Luther King's Birthday (1 月の第三月曜日)
- ・ President's Day (2 月の第三月曜日)
- ・ Memorial Day (5 月の最終月曜日)
- ・ Independence Day (7 月 4 日)
- ・ Labor Day (9 月の第一月曜日)
- ・ Columbus Day (10 月の第二月曜日)
- ・ Veteran's Day (11 月 11 日)
- ・ Thanksgiving Day (11 月の第四木曜日)
- ・ Christmas Day (12 月 25 日)

2.2 FedACH

2.2.1 主なサービス

(1) 対象取引

FRB が運営する「FedACH Services」には全 6 種類のサービスがあるが、本報告書ではそのうち「FedACH Origination and Receipt」(送金・引落しサービス)と「FedACH SameDay Service」(送金・引落しの同日決済サービス)の 2 種類を中心に詳説する。他 4 種類のサービスについては、後述の「周辺サービス」において記述する。

FedACH Origination and Receipt

FedACH サービスのうち、最も主要なものは FedACH Origination and Receipt と呼ばれる。これは、仕向・被仕向金融機関に対して、送金・引落とし（及び、それらの組戻しを含む）決済のサービスを提供する。FedACH サービスでは、仕向金融機関は ODFI（Originating Depository Financial Institution）、被仕向金融機関は RDFI（Receiving Depository Financial Institution）と呼ばれる。

金融機関が FedACH Origination and Receipt サービスを利用するためには、FRB が提供するソリューション「FedLine」に加入する必要がある。参加機関は、送金・引落とし決済を、事前に予定されたスケジュールで、または随時発生する決済をオン・デマンドで処理することができる。また、オプションとして14パターンのソートが提供されており、決済の種類別にソートされた状態で受信することもできる。オンラインで提供される機能としては、決済や消費者の情報を閲覧可能な他、指定したファイルを特定の第三者機関にルーティングさせることができる。

FedACH SameDay Service

FedACH における同日決済サービスは FedACH SameDay Service と呼ばれる。上記の Origination and Receipt サービスと同様に、送金・引落としが対象である。ただし、特定の SEC コード（IAT、TRC、TRX の3種類）の決済を対象外とする。このうち IAT はクロスボーダー決済（International ACH Transactions）、TRC と TRX は小切手決済（Check Truncated Entry、及び Check Truncated Entries Exchange）である。（SEC コードについては「2.1.8 (8) Guidelines」中の「Standard Entry Class Codes（SEC コード）」を参照）

SameDay Service 向けの決済は、通常の Origination and Receipt 向けの決済と同様のバッチファイルで相手方へ送信された後、指定決済日毎に分類される。

FedACH サービス利用のために登録済みの ODFI・RDFI であれば、どの機関でも Fed との合意を以て SameDay Service を利用できる。金融機関は、SameDay Service への参加形態として、3種類（ODFI としての参加、RDFI としての参加、及び両方での参加）から選択可能である。2015年2月末現在、ODFI 及び RDFI を含め、合計116行が SameDay Service に参加している。

更に、RDFI としての参加形態は2種類に分かれている。Multilateral Participants である RDFI は、ODFI を特定することなく、全機関からの SameDay Service 決済を受け取る。一方で、Unilateral Participants としての参加を選択した RDFI は、事前に指定して相互に合意した ODFI1 機関から受信する SameDay Service 決済のみを扱う。

(2) 稼働時間

FedACH が決済ファイル进行处理する時間は、日曜 17:30 から土曜 3:00 の間である。2:15 までに FedACH で受領されたファイルが翌朝 8:30 のセトルメント対象となる

(Origination and Receipt の場合)。また、平日の 23:00 から 0:00 までの 1 時間は、システム・メンテナンスのためサービスを止めている。

(3) 上限金額

FedACH サービスでは上限金額は定められていない。

ただし、実質的には、扱っている電文フォーマットの金額欄が 10 桁であるという技術的な理由から、99,999,999.99 USD (1 億 USD マイナス 1 セント) が上限である。

なお、SameDay Service の場合は、特定の SEC コードに対して下記の通り上限金額が定められている。

図表 15 FedACH SameDay Service の上限金額 (SEC コード別)

SEC コード	上限金額
ARC, BOC, POP	USD 25,000
RCK, XCK	USD 2,500
その他	上限なし

(出典) Federal Reserve System

(4) 清算、決済方法

FedACH におけるクリアリング及びセトルメントのスケジュールは、サービス毎に (Origination and Receipt、及び SameDay Service)、更には取引種別毎に (送金・引落し、及び、組戻し) 設定されている。

図表 16 FedACH のクリアリング・セトルメントスケジュール

		ファイル送信	クリアリング	セトルメント
Origination and Receipt	送金・引落し	11:00 14:00 20:00 02:15	13:00 16:00 22:00 06:00	送金 : 翌日 08:30 引落し : 翌日 11:00
	組戻し	<u>Immediate</u> 14:00 <u>End of day</u> 02:15	13:00 16:00 22:00 06:00	<u>Immediate</u> 17:00 <u>End of day</u> 送金 : 翌日 08:30 引落し : 翌日 11:00
SameDay Service	送金・引落し	11:00 14:00	13:00 16:00	同日 17:00
	組戻し	14:00 – 14:45 14:46 – 16:30	16:00 17:00	同日 17:30

(出典) FedACH Transmission Deadlines and Distribution and Settlement Schedules

(5) 手数料

FedACH Origination and Receipt と FedACH SameDay Service の各サービスにおいて、手数料体系が定められている。また、取引件数に応じたボリュームディスカウントも設定されている。

図表 17 FedACH Origination and Receipt 2015 年手数料体系

月額使用料 (基本料金)	仕向利用	\$35.00
	被仕向利用	\$25.00
仕向金融機関 (項目 / レコード毎に発生)	小容量ファイル (送金・引落とし・組戻し)	\$0.0030
	大容量ファイル (送金・引落とし・組戻し)	\$0.0025
	Addenda record	\$0.0015
	FedLine Web (組戻し・NOC ⁵)	\$0.35
	Facsimile Exception (組戻し・NOC)	\$45.00
	自動 NOC	\$0.20
被仕向金融機関 (項目 / レコード毎に発生)	送金・引落とし	\$0.0025
	組戻し	\$0.0075
	Addenda record	\$0.0015
	On-Us Receipt Credit	\$0.0025 (*)

図表 18 FedACH Origination and Receipt 2015 年手数料体系 (ディスカウント額)

仕向金融機関 (各項目 / レコード毎に減額)	取引件数 10,000,001 ~ 17,500,000	\$0.0002
	取引件数 17,500,001 ~	\$0.0025
被仕向金融機関 (各項目 / レコード毎に減額)	【Non-Premium Receivers】 ⁶	
	取引件数 1,000,001 ~ 12,500,000	\$0.0007
	取引件数 12,500,001 ~	\$0.0009
	【Premium Receivers レベル 1】 ⁷	
	取引件数 1,000,001 ~ 2,500,000	\$0.0007
	取引件数 2,500,001 ~ 12,500,000	\$0.0008
	取引件数 12,500,001 ~	\$0.0010
	【Premium Receivers レベル 2】 ⁸	
	取引件数 1,000,001 ~ 2,500,000	\$0.0007
	取引件数 2,500,001 ~ 12,500,000	\$0.0009
	取引件数 12,500,001 ~	\$0.0011

(出典) Federal Reserve Bank Services. Service Fees.

⁵ Notification of change (変更通知)

⁶ 被仕向件数の内、FedACH 経由で受ける割合が 90%未満の金融機関

⁷ 被仕向件数の内、仕向金融機関が FedACH へ送った分の 90%以上を FedACH 経由で受ける金融機関

⁸ 被仕向件数の内、90%以上を FedACH 経由で受ける金融機関

図表 19 FedACH SameDay Service 項目別手数料

(*) ディスカウント、(+) 追加チャージ

仕向金融機関 の手数料 (項目 / レコード毎)	小容量ファイル (送金・引落し)	\$ 0.0030 (+)
	大容量ファイル (送金・引落し)	\$ 0.0035 (+)
	Addenda record (送金・引落し)	\$ 0.0015 (+)
	小容量ファイル (組戻し)	\$ 0.0030 (*)
	大容量ファイル (組戻し)	\$ 0.0025 (*)
	Addenda record (組戻し)	\$ 0.0015 (*)
被仕向金融機 関の手数料 (項目 / レコード毎)	送金・引落し	\$ 0.0025 (*)
	組戻し	\$ 0.0075 (*)
	Addenda record (送金・引落し・組戻し)	\$ 0.0015 (*)

(出典) Federal Reserve Bank Services. Service Fees.

(6) 利用状況

取引件数・取引額

2013年のFedACHの決済件数は、民間部門が111億4,300万件、政府部門が14億6,700万件、合計126億1,000万件であった。

また、2013年のFedACHの決済額は、民間部門が19兆6,890億ドル、政府部門が4兆7,140億ドル、合計24兆4,030億ドルであった。

2.2.2 参加者との契約関係

参加機関はFedとの間でParticipation Agreementを締結する。FedACHサービスに参加するための要件は、預金機関であること。

参加機関は、FedACHとの接続をベースにPSP等の第三者に対して独自のサービスを展開することが可能だが、これはParticipation Agreementの範疇外でありFedACHは独自サービスに関する責任を負わない。

2.2.3 各リスクへの対応

(1) 信用リスク・流動性リスク

FedACHでは、銀行間決済後に着金を行うため、参加行との間の信用リスク及び流動性リスクは存在しない。

(2) オペレーションリスク

Federal Reserveの決済システムは、非常事態におけるレジリエンスを確保する処理を定期的にテストすることで、地域レベルやより広範囲に発生する事態に備えている。また、FedACHのデータセンターの構成は以下の様になっている。

FedACH データセンターと緊急時のリカバリー対応

FedACH のアプリケーションを支えるデータセンターは 2 ヶ所置かれている。Primary Site（一ヶ所目）にて通常の処理環境を担う一方で、Second Site（2 ヶ所目）のデータセンターはアクティブなバックアップとして機能している（“warm-site”）。これらのデータセンターは、自然災害や停電、ネットワークの停止等による影響を緩和する目的で、別の場所に置かれている。両センターは、複数の給電方法やデュアル・ネットワーク、2 ヶ所のカスタマー・サービス・センターを持つことで、緊急事態に備えている。

- ・ **Primary Site** におけるオンサイト・リカバリー：**Primary Site** では上記の様にハイレベルな冗長性を備えており、**Primary Site** がほぼ全てのコンポーネント障害に対して自動リカバリー処置を提供している。
- ・ **Second Site** におけるリモート・リカバリー：地区ごとの **Federal Reserve Banks** やその他 FedACH のサービスに必要なアプリケーションは、終日リモートで **Second Site** におけるバックアップをとっている。**Primary Site** の有事の際には、**Second Site** のバックアップによって 4-6 時間以内に運営を再開できる。FedACH では決済ファイルの送受信にバッチファイルが用いられていることから、リカバリー・プロセスでは、利用者は各ファイルの送受信ステータスを照合する必要がある。

データセンター運営のサポートシステム

2 ヶ所のデータセンターに配置されているスタッフは、必要な場合には、相互のデータセンターの運営を即時にリモートで引き継ぐことが可能である。

2.2.4 ネットワーク網

FedACH のアクセス方法として、Fed から下記の 3 種類の通信方法が提供されている。参加機関は、サービス利用範囲や目的に応じてソリューションを選択する。

- ・ IP-Based アクセス
- ・ Web-Based アクセス
- ・ Email

2.2.5 電文フォーマット

(1) 電文標準化状況

ISO20022 標準導入検討状況

FRB は現在、米国決済システム向上計画の一環として、ISO 20022 導入の検討を進めている。ISO20022 標準の導入は、Federal Reserve Banks が近年取り組んでいる決済システムの向上の一環でもある。Federal Reserve Banks は 2013 年に企業や業界団体 (TCH、NACHA、EPN、Accredited Standards Committee X9) と共にケーススタディを実施する等、外部コンサルも交えて検討を進めている。本検討においては、業界団体である NACHA が中心メンバーの一角を占めるものの、米国金融機関は直接に関与していない。

2015年3月現在、このステークホルダー・グループは、同年9月にシンガポールで開催される SIBOS の場で、米国における ISO20022 導入に関するタイムラインを発表することを予定している。ただし、現状では、米国の金融機関の間で ISO20022 の認知度は低く、まずは認知度を高めるための教育フェーズが必要と考えられている。

米国における ISO20022 利用例

米国の決済において ISO20022 が既に使われている例としては、FedGlobal サービスにおける Fed と Equens との間の接続のために IPFA フォーマットが利用されている。更に、FedWire 及び CHIPS は 2011 年 11 月より Extended Remittance Information / ERI を導入しており、そのうち Unstructured フォーマットには ISO 20022 標準が採用されている。

また、米国の証券決済システムを運営する DTCC (Depository Trust & Clearing Corporation) によるコーポレート・アクションの取組も ISO20022 導入の例である。

(2) 送金情報の利用状況

米国では企業間送金で CTX を活用した送金ケースが多い。CTX では送金情報を 80 文字を最大 9,999 回繰り返し設定することが可能である。

FedACH FedPayments Reporter Service

FedACH では EDI 情報を含んだ決済サービスを導入している。EDI 情報を活用した機能は FedPayments Reporter Service と呼ばれ、FedLine Web あるいは FedLine Advantage Plus 等を利用する金融機関はこの機能にアクセスがある (2.2.1 (8) の FedPayments Reporter Service を参照)。

なお、決済における EDI 情報の利用に対しては、1 ファイルにつき \$ 0.0015 の手数料が追加で発生する (図表 17 及び図表 19 「Addenda record」の項を参照)。

2.2.6 周辺サービス

FedACH では、上述の FedACH Origination and Receipt や FedACH SameDay Service の他に、クロスボーダー決済を提供する FedGlobal を中心とした下記のようなサービスを提供している。

(1) FedACH Risk Management Services

- ・ FedACH Risk Origination Monitoring Service : 仕向金融機関に対し、その決済ソフトウェアのエントリーポイントの場所に関わらず、強化された制御や、自動化された決済モニタリングを提供する
- ・ FedACH Risk RDFI Alert Service : 被仕向金融機関に対し、決済ファイル等に異常事態が確認された際に通知する。当該被仕向金融機関および決済の受取人に対し、潜在的な不正取引やエラーについて通知する。
- ・ FedACH Risk Return Reporting Service : 仕向金融機関に対し、過去 60 営業日以内に処理された組戻し決済について、単日あるいは 10 日分までのレポートを提

供する。

(2) FedPayments Reporter Service

FedACH Services の一環であるソリューション「FedLine Web」または「FedLine Advantage」を利用する金融機関には FedPayments Reporter Service が提供される。Fedpayments Reporter サービスは、EDI 情報を始めとする ACH に集約される情報を、人が読める状態や機械がよめる状態に変換し、仕向銀行、被仕向銀行、支払人、受取人に対して Web やメール等で情報を提供する。金融機関は、組戻しや、DNE (Death Notification Entry - 利用者の死亡に係る通知)、IAT (International ACH Transactions - クロスボーダー決済) に関わる情報を検索することが可能である。また、電文の金融 EDI 情報の中から特定の情報を検索し、書類作成に活用させることが可能である。例えば、本サービスでは医療機関の要請に応じて、Reassociation Trace Number (TRN) 番号を用いて医療費に関わる送金の情報を検索し、人間に解読可能な形式に変換してレポートを提供する。金融 EDI 情報の活用例としては、他にも、請求明細書の作成や、給与支払記録の作成が挙げられる。

(3) FedACH Information File Service

参加する金融機関は、FedACH の決済ファイルのコピー (Information only) を入手して決済業者に提供できる。また、そのファイルから自動的に組戻しや NOC (変更通知) 決済を作成可能である。

(4) 他サービス・機関との連携

Federal Reserve Banks と EPN (The Clearing House's Electronic Payments Network) は、仕向・被仕向金融機関が互いの参加機関でない場合には連携して決済を処理する。このような複数 ACH 運営機関間を跨ぐ決済は、Federal Reserve において資金決済される。なお、EPN は、民間の ACH 運営事業者である TCH (The Clearing House) を中心とする ACH 運営機関・決済事業者の団体である。

2.2.7 今後の展開

Federal Reserve Banks は現在、米国の決済システムの向上に取り組んでいる。2013 年 9 月、Federal Reserve Banks は決済システムの向上に関するコンサルテーションペーパー「Payment System Improvement – Public Consultation Paper」を発表して、決済システムへの要求や Federal Reserve Banks の取組みについて業界からのフィードバックを求めた。更に、2015 年 1 月 26 日には、コンサルテーションペーパーを踏まえて今後の米国決済システムに関わる戦略を示す「Strategies for Improving the U.S. Payment System」を発表した (詳細は「3 ACH の改革に向けた当局等の取組み」を参照)。

3 ACH の改革に向けた当局等の取組み

3.1 当局の取組み

Federal Reserve (Fed) は、2012 年以来、米国の決済システム高度化に向けた取組として、現在まで、ステークホルダーのフィードバックを踏まえた検討を進めてきた。このステークホルダーは、銀行、信用組合、ソフトウェアベンダー、決済サービス事業者、加盟店等の中小規模事業者、決済ネットワーク、政府機関、貿易協会、消費者団体等を含む。

2013 年 9 月 10 日、Fed はコンサルテーションペーパー「Payment System Improvement – Public Consultation Paper」を発表した。コンサルテーションペーパーの内容は、Fed が描く米国決済システムのあるべき姿（案）と、現状とのギャップについての説明、加えてこれら 2 点について業界のステークホルダーの意見を問う質問事項である。これに対し、2013 年 12 月 13 日までに、決済業界の約 200 団体がフィードバックを提出した。更に、Fed は 2014 年中に一部の Federal Reserve Bank においてタウンホール・ミーティングを開催し、ステークホルダーとの議論の場を設けた。このタウンホール・ミーティングには金融機関、決済業者、その他の業種を代表する合計 250 名以上が参加した。

同時に、Fed は 2013 年に、米国の決済システム高度化を目指して複数のスタディを実施した。スタディの例としては、現状の決済安全性に係る弱点および機会の分析、ファスターペイメントの需要に係る調査、ISO20022 導入の需要に係る調査等が挙げられる。

2013 年のコンサルテーションペーパー、対する業界・国民からのフィードバック、また各種スタディの結果を、米国決済システムの高度化に係る 2015 年以降の戦略に反映された。この戦略は、2015 年 1 月 26 日に戦略ペーパー「Strategies for Improving the U.S. Payment System」として発表された。同文書では主に、FRS が定めた米国決済システムのあるべき姿 (Desired Outcomes) と、あるべき姿を実現するための 2015 年以降の戦略 (Strategies) が説明されている。また、FRS は文書全般において、ステークホルダーに対し、これらの戦略の実現に、タスクフォースへの参加や FRS へのフィードバックを通して参画することを要請している。

Fed のこうしたステークホルダーを巻き込んだ活動は、独立した取組「FedPayments Improvement」として進められ、対外的な発表や活動計画について Web 上で「fedpaymentsimprovement.org」というホームページ上で公表している。なお、FedPayments Improvement の取組に関心をもつ者に対して情報発信をするツールとして、「FedPayments Community」へのメール購読会員登録が設けられている。国内外の一般市民は、このコミュニティの一員となることで、Fed が促進する決済システム改革について情報を得ることができる。

3.1.1 米国決済システムのあるべき姿

FRS は、上記の戦略ペーパーの中で、米国決済システムのあるべき姿を 5 点に分けて説明している (図表 20)。

(1) 決済期間の短縮

ビジネス及び個人が決済取引を実施するための、ユビキタスな、安全でより速い電子的ソリューション、またクリアリング・セトルメント機関が迅速に決済を実施できるための、柔軟で費用効率の高い電子決済ソリューションを実現することが掲げられている。当項目があるべき姿として決定された背景には、下記の4点が挙げられる。これらは、Fedがステークホルダーのフィードバックを踏まえて検討した結論である。

- ・ 米国決済システムのイノベーションはレベルが高いにも関わらず、連携の不足がフラグメンテーションを引き起こし、混乱を招いている。
- ・ 世界の一部の国はユビキタスなファスターペイメントを開発済み、または開発中であり、米国はその動きに遅れをとる危機にある。他国の経験に見られるように、ファスターペイメントの導入に伴う革新によって利益が具体化すると考えられる。
- ・ ファスターペイメントによって、より多くの非銀行利用者層を金融サービスに取り込める可能性がある。
- ・ 米国の決済業界全体として、小口取引におけるファスターペイメントの導入によって望ましい結果を達成する成功への見通しが高まっている。

(2) 決済セキュリティの向上

決済システムの確固たるセキュリティ、また国民の信頼を高く維持し、急速に進化する脅威環境に後れを取らない保護機能、インシデント対応機能を備えたセキュリティを実現することが掲げられている。

(3) 決済の効率化

電子的に処理される決済の割合を増加させること、全決済プロセスにかかる社会的コストを削減すること、消費者・事業者に対してより高い価値を提供できる革新的な決済サービスを実現することが掲げられている。

(4) クロスボーダー決済サービスの改善

消費者・事業者に、便利で費用効率が高くタイムリーなクロスボーダー決済のより良い選択肢を提供することが掲げられている。

(5) ステークホルダー間の協調

決済システムに必要な改良が、多岐に渡る決済サービス参加者の連携によって特定され、また受け入れられ、実質的な改良が進められることが掲げられている。

図表 20 FRS が定めた 5 Desired Outcomes の内容 (出典より抜粋)

(1) Speed	<ul style="list-style-type: none"> • A ubiquitous, safe, faster electronic solution(s) for making a broad variety of business and personal payments, supported by a flexible and cost-effective means for payment clearing and settlement groups to settle their positions rapidly and with finality.
(2) Security	<ul style="list-style-type: none"> • U.S. payment system security that remains very strong, with public confidence that remains high, and protections and incident response that keeps pace with the rapidly evolving and expanding threat environment.
(3) Efficiency	<ul style="list-style-type: none"> • Greater proportion of payments originated and received electronically to reduce the average end-to-end (societal) costs of payment transactions and enable innovative payment services that deliver improved value to consumers and businesses.
(4) International	<ul style="list-style-type: none"> • Better choices for U.S. consumers and businesses to send and receive convenient, cost-effective and timely cross-border payments.
(5) Collaboration	<ul style="list-style-type: none"> • Needed payment system improvements are collectively identified and embraced by a broad array of payment participants, with material progress in implementing them.

(出典)“Strategies for Improving the U.S. Payment System”を基に NTT データ経営研究所作成

3.1.2 2015 年以降の Fed の戦略

Fed は、上記のあるべき姿を実現するための 5 つの戦略を発表した (図表 21)。

(1) 米国決済システムを改善するための積極的なステークホルダーとの連携

Fed とステークホルダーとの連携における具体的な施策として、Fed は 2015 年中に 2 つのタスクフォースを設立する (Faster payment task force 及び Payment security task force)。タスクフォースはファスターペイメント、及び決済セキュリティについて検討し、問題点の明確化や、必要な取組の優先順位付けを行う。また、Fed は、より多くのステークホルダーと連携するため、ステークホルダーの中でも上層部の意見を問う場や、ステークホルダーがフィードバックを提出するための仕組みを他にも構築していく予定である。

(2) 安全で、ユビキタスなファスターペイメントを実現する効率的なアプローチを特定

Faster payment task force を主導し、ファスターペイメントの導入手段の選択肢、導入に伴うセキュリティ問題やステークホルダーに求められる変化、コスト等について検討する。また、2016 年までに、複数のサービスプロバイダーの共存を想定したうえで、ルール策定に伴う政策課題を分析し、ファスターペイメント導入の手段を特定する。

(3) 不正取引リスクの削減、決済システムの安全性・セキュリティ・レジリエンスの向上

2015 年に設立する Payment security task force において決済セキュリティ関連の問題について検討し、Faster payment task force と連携して、新しいサービスを支える決済インフラのために必要なソリューションを特定する。また、将来的に決済システムの安全性・セキュリティ、レジリエンスを向上させるためのアクションにおける注力分野、及び優先

順位を定めることが予定されている。

また、不正取引リスクの削減については、Fed が 2015 年以前から進行中の不正取引リスク管理サービスを拡大する。更に、2015 年中に、決済セキュリティに係る調査を開始する。

(4) 国内決済取引・クロスボーダー決済取引における End-to-end の効率性向上

戦略(4)は 3 つの取組を対象としている。

- ・ 第一の取組みは、米国のクロスボーダー決済、続いて国内決済取引を ISO20022 標準に適合させることである。
- ・ 第二に、P2P、P2B、小規模事業者間での決済取引における口座確認手続きの効率化を目的として、レガシー及び将来の決済の扱いにおいて相互運用性がより高いペイメント・ディレクトリの仕組みを構築する。
- ・ 第三に、B2B 決済における電子決済の普及率を高め、セキュアな B2B 決済を促進する。第三の取組みについては、マイルストーンが掲げられている。具体的には、2015 年中に、銀行や他の事業者、中企業ビジネスの専門家等と連携して、小規模事業者が電子決済を普及させるための教育を実施する。また、同年中に他国の類似した取組について調査し、B2B 決済におけるユビキタスな電子インボイスやプラットフォームの実現可能性を検討する。

(5) FRB が提供するペイメント、セトルメント、及びリスク管理サービスの向上

戦略(5)は 5 つの取組を対象としている。

- ・ 第一に、National Settlement Service の営業時間拡大と他機能の拡大、及び小切手決済の銀行間セトルメントの加速である。これは 3 フェーズを通して段階的に進めることが予定されている。
 - フェーズ 1 (2015 年初期) : 営業時間を拡大して、現状の 8:30~17:00 を 7:30~17:30 にする。また、新しいサービスがもたらす利益について、市場に対する教育を実施する。
 - フェーズ 2 (2015 年の末まで) : 営業開始時間を、FedWire Funds Service に合わせて前日の 21:00 に早める。また、サービス向上の可能性について意見を募集する。
 - フェーズ 3 (2016 年以降) : 週末も含めた 24 時間 365 日対応のサービスを実現するために必要な技術、インフラ、運営上のリソースについて検討する。また、必要に応じてフェーズ 2 で特定したサービス向上を実施する。
- ・ 第二の取組は、同日 ACH 決済の更なる普及である。現在、FedACH が提供している SameDay サービスは、新たな同日 ACH 決済が実現されるまで継続される。
- ・ 第三に、Federal Reserve によるクロスボーダー決済サービスの拡大と向上である。既存の FedGlobal サービスについて、市場のニーズを踏まえて手数料や為替レート、決済のタイミング等について見直す予定である。Fed は、2015 年に FedGlobal の接続先を現状の 35 カ国から拡大するとともに、法人・個人向け送金決済サービス

を向上させることを定めている。

- ・ 第四に、Fed の金融サービス全体におけるリスク管理サービスを拡大する。Fed は、ユーザーとの連携を通して、Fed が提供するサービスにおけるリスク管理に係るニーズを特定する
- ・ 第五に、Fed のサービスを利用する金融機関に対し、相互運用可能でセキュアなディレクトリを提供する（戦略(4)参照）。

図表 21 FRS が定めた 5 Strategies の内容（出典より一部抜粋）

<p>(1) Actively engage with stakeholders on initiatives designed to improve the U.S. payment system</p> <ul style="list-style-type: none">• A faster payments task force will be established in 2015.• A payment security task force will be established in 2015.
<p>(2) Identify effective approach(es) for implementing a safe, ubiquitous, faster payments capability in the United States (beginning in 2015)</p> <ul style="list-style-type: none">• Examine policy issues associated with a possible multi-provider environment, such as the framework for establishing rules. (completed by 2016)• Identify effective approach(es) for implementing faster payments in the US. (completed by 2016)
<p>(3) Work to reduce fraud risk and advance the safety, security and resiliency of the payment system (beginning in 2015)</p> <ul style="list-style-type: none">• Expand the Federal Reserve’s anti-fraud and risk-management services and continue to enhance Federal Reserve payment networks to support the safety, security and resiliency of payment systems. (ongoing)• Conduct payment security research to inform industry and policy decisions, and share results with payment stakeholders. (initiate efforts in 2015)
<p>(4) Achieve greater end-to-end efficiency for domestic and cross-border payments (2015 and beyond)</p> <ul style="list-style-type: none">• Develop an implementation strategy for the application of the ISO20022 standard to U.S. payment transactions.
<p>(5) Enhance Federal Reserve Bank payments, settlement and risk-management services (2015 and beyond).</p> <ul style="list-style-type: none">• Expand the operating hours and other capabilities of the National Settlement Service and accelerate interbank settlements for check payments.• Promote greater use of same-day ACH capabilities.• Expand and enhance Federal Reserve international payment services.

（出典）“Strategies for Improving the U.S. Payment System”を基に NTT データ経営研究所作成

3.1.3 戦略ペーパー発表以降の動き

(1) Task Force メンバーの募集

2015 年 3 月、FRB は、上記戦略ペーパー「Strategies for Improving the U.S. Payment System」の中で設立予定を示した 2 種類のタスクフォース、Faster Payments Task Force と Secure Payments Task Force について、米国内外からの参加者を募った。Faster Payments については 4 月、Secure Payments については 5 月まで、Task Force 参加登録を募集している。

なお、当局側からの参加者としては、Fed 等のレギュレーターの他に Consumer Financial Protection Bureau（消費者金融保護局、CFPB）、Federal Trade Commission（連邦取引委員会、FTC）等が想定されている。

タスクフォースへの関与の仕方として、下記の 4 方式が存在する。

- ・ Payments Community
 - タスクフォース関連の資料をオンラインで確認する
 - タスクフォースへのインプットをオンラインで行う
- ・ Task Force
 - Steering Committee を選出する
 - タスクフォースの成果物について直接関与する
- ・ Steering Committee
 - Federal Reserve に対し、ミーティングアジェンダやタスクの優先順位付についてアドバイスを行う
 - Work Group のスコープ、タスクフォースによる検討日程を決定する
- ・ Work Group(s)
 - アプローチや課題、分析について提案を作成する

図表 22 タスクフォースの関与の仕方



(出典) Strategies for Improving the U.S. Payment System, Task Force Overview

(2) Task Force の役割

募集を発表したステートメントでは、各 Task Force メンバーに求められる役割として、以下のように示している。

- ・ **Faster Payments Task Force** : 安全でユビキタスな Faster Payments 機能を実現するためのアプローチ (複数) を特定し、評価すること
- ・ **Secure Payments Task Force** : 決済セキュリティに関連する問題について検討し、Fed に対して助言や情報提供を行うこと。Faster Payments Task Force が検討する Faster Payments 機能の決済セキュリティに関連する部分について、決済システム改善の将来的な行動計画における優先順位を定めるための助言を行うこと。

(3) Task Force の活動

Task Force の活動は、2 種類ともに、最低四半期に 1 回の頻度で開催される会合と、その他の電話会議の開催が予定されている。

各 Task Force におけるゴールは、米国の新たな決済システムにおける Faster Payments または Secure Payments の実現に伴う課題についてレポートをまとめることである。ただし、最終レポートをまとめるまでの検討アプローチについては、現段階では未定である。

3.2 その他の関係者の取組み

3.2.1 NACHA Payments Innovation Alliance

(1) 設立の背景

NACHA はその傘下に Payments Innovation Alliance という団体を設立し、ACH に関するイノベーション、コラボレーション、また議論や教育、ネットワーキングを支えるための場として提供している。

Payments Innovation Alliance の活動を通じて得られる利益・機会

- ・ 決済システム業界のリーダーとのネットワーキング
- ・ リーダーシップの養成や、Alliance が発信するホワイトペーパー等を通じた情報交換
- ・ 決済の未来を形作るためのアイデアやベストプラクティスを通じた変革の推進
- ・ 新たな決済のアイデアやソリューションを特定しテストするためのプロジェクト
- ・ 年 3 回開催される対面の会合（米国での 2 回、及び米国外での 1 回）
- ・ 議論や発展を推進するためのバーチャルな会合

(2) 組織の構成

Alliance には単一のメンバーシップ・プログラムがある。また、組織は Leadership Group と 4 つの Advisory Committees によってガバナンスされている。

Leadership Group

Leadership Group は、下記に 4 つ挙げられる Advisory Committee の代表が各 2 - 3 名ずつ、加えて Alliance Board との連携を行う 3 名で構成される。Leadership Group は NACHA のスタッフと連携して Alliance として戦略的に取り組むべき優先度の高い領域を定める。これらの領域設定に基づき、Alliance における各プロジェクトが進行される。また、Leadership Group は、NACHA Board Nominating Committee に Alliance から参加する代表の候補選出プロセスの監視を行う役目もある。

Advisory Committees

Alliance 傘下には、下記 4 種類の Advisory Committee があり、各テーマの専門家で構

成されている。

- ・ Business Payments Advisory Committee
- ・ Consumer Payments Advisory Committee
- ・ Global Payments Advisory Committee
- ・ Risk / Regulatory / Security Advisory Committee

Advisory Committee 傘下にはそれぞれ、更に詳細なテーマが設定されている。それらのテーマに関連して幅広い知見を提供し Alliance のプロジェクト、また Alliance メンバーに貢献することが Advisory Committee の役割である。

(3) 具体的な成果

The Future of Corporate Payments

NACHA が主導する米国決済改革プログラムである NACHA Payments Innovation Alliance は、コンサル会社 Lipis Advisors による協力のもと、2014 年 11 月にコーポレート決済に関するホワイトペーパー “The Future of Corporate Payments” を発表した。ホワイトペーパーでは、世界のコーポレート決済分野における動向をまとめると共に、企業に対して決済サービスを提供する側の銀行や決済サービスプロバイダーにとっての課題・機会を示している。

図表 23 NACHA Payments Innovation Alliance が見る法人決済におけるニーズ

CORPORATE NEEDS			
USER EXPERIENCE AND INTEGRATION			
Standardized data formats	Integration with modern IT platforms	Easy electronic payment initiation and receipt	Ease of return processing
Payment and invoice reconciliation	Certainty of outcome	Speedy and straight through processing	Flexibility to use multiple service providers
Secure payment options	Transparency	Low cost	Seamless user experience across multiple channels

(出典) NACHA Payments Innovation Alliance “The Future of Corporate Payments”

世界のコーポレート決済分野における潮流

ホワイトペーパーでは、世界のコーポレート決済分野における潮流として、主に①モバイル端末を活用したコーポレート決済サービスの提供、リアルタイム決済、そして送金電文の標準化の 3 点をとりあげている。

銀行・決済サービスプロバイダーへ求められる対応

また、企業に決済サービスを提供する側である銀行や決済サービスプロバイダーに求められている対応としては、6点挙げている。SME 向けサービスの充実、STP 化、コーポレート向けの ACH 決済の普及、コルレス決済に代わるクロスボーダー決済手段の提供、SEPA の例に見るコーポレート決済の域内共通化、そして E-インボイスの活用である。

その他の活動

活動中のプロジェクト・チームには以下の様なものがある（2015年2月現在）。

- ・ Real Time in Real Life
- ・ ISO 20022 Training and Education Development for the ACH Network
- ・ Improving Access to the ACH Network
- ・ Mobile Bill Payment with QR Bill
- ・ Bill Payment Exceptions (BPE) Mitigation Opt-in Program
- ・ XML-ACH Remittance Opt-in Program

3.2.2 The Clearing House

TCH 及び参加行は、2014年10月、数年間にわたる計画として、リアルタイム決済システムの構築を発表した。現状、詳細は発表されていないものの、リアルタイム決済システムによって実現すべきメリットとして、下記の項目を挙げている。

- ・ 利便性
 - 既存の口座からオンラインバンキングあるいはモバイルバンキングを活用して、消費者同士が直接に決済できるようになる
- ・ 口座データのプライバシーと使い勝手の良さ
 - 送金の際の口座情報は、自動引落としには利用不可能なトークンを介してやり取りされるため、送金人及び受取人は口座情報を提供する必要が無い
- ・ コスト削減
 - 手数料の高い送金、小切手支払や締切直前の請求書払い等に比べ、手数料や時間のコストの少ない、より良い効率的な決済を提供する
- ・ 確実性
 - 送金人及び受取人はリアルタイムで送金の通知を受ける。また送金銀行は即時に資金の確認をとるため、組戻し決済のリスクが取り除かれる
- ・ 安全性
 - 送金銀行及び受取銀行は、既存顧客との契約関係をベースに認証を行うため安全性が確保される
- ・ キャッシュマネジメント
 - リアルタイムの送金また受取が可能であることにより、消費者はキャッシュフローをより管理しやすくなる。これは、資金繰りに苦労している中小企業や消費者にとって特に重要である。

III. ユーロ圏

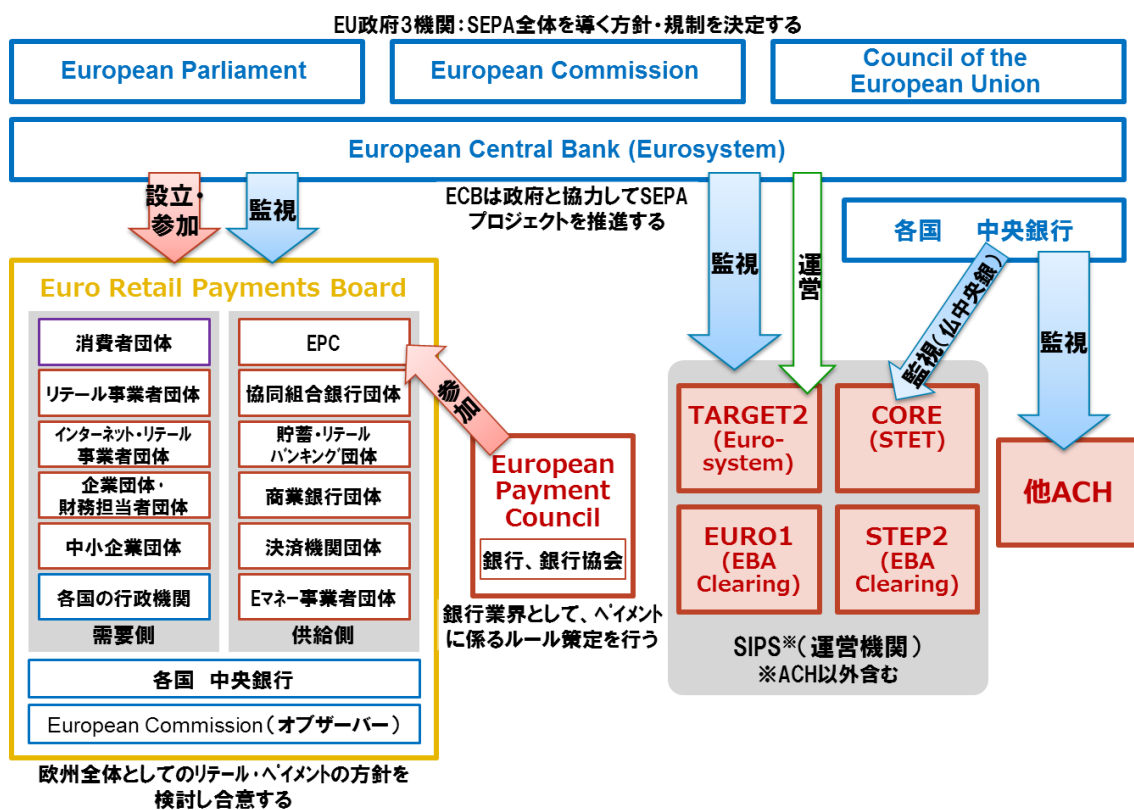
1 ACH の関係者

ユーロ圏では、欧州議会 (European Parliament)、欧州委員会 (European Commission)、欧州連合理事会 (Council of the European Union) の三機関がユーロ圏全体を導く方針・法規制を策定している。

これらの方針・法規制に基づき、欧州中央銀行 (European Central Bank) が執行機関として資金決済に関する施策推進、監督等を行っている。ECB は SIPS (Systemically Important Payment Systems) と指定された 4 決済システムを直接監督⁹する。また、ECB は Euro Retail Payments Board と呼ばれる小口決済に関する決済サービスの利用者、供給者の双方を巻き込んだイノベーションの推進母体を設立している。

欧州では、SEPA スキームの導入により、ユーロ圏では単一の資金決済手続きが整備され、その結果、各国一つの決済機関ではなく EBA Clearing のような汎欧州での資金決済インフラが誕生している。なお、この SEPA スキームの Rulebook は European Payment Council と呼ばれる金融機関の業界団体が策定し、全ての金融機関がこの Rulebook に準拠し活動を行っている。

図表 24 SEPA の小口決済に係る主なステークホルダー相関図



(出典) 各組織の情報を基に NTT データ経営研究所にて作成

⁹ SIPS のうち、フランスにある CORE は ECB ではなくフランス中銀が監督を行う。

1.1 ACH 運営機関

ユーロ圏に約 30 機関の ACH が存在する中で、SEPA スキームの決済を支える主要な ACH の運営機関としては、下記の 4 機関（EBA Clearing、SIA、Equens、STET）が挙げられる。

1.1.1 EBA Clearing

(1) 概要

EBA Clearing は STEP2 の運営機関である。EBA Clearing は、現在 62 行によって等比率で所有されている、民間の汎欧州決済インフラ提供者である。

(2) 監督

STEP2 は、2014 年 8 月に ECB によって SIPS(システミックに重要な決済システム)として認定された。故に、EBA Clearing の決済システム運営は ECB による監督下で、CPSS-IOSCO (Committee on Payment and Settlement Systems and the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions) が定める FMI 原則に準拠する。

(3) 設立背景

EBA Clearing は、1998 年、大口決済の RTGS システム EURO1 の運営を目的として、EBA (Euro Banking Association、「1.3.2」参照)に参加する 52 行の出資によって設立された。本社オフィスはパリに置かれている。EURO1、STEP1、STEP2 とともに、システムの企画・構築は EBA (Euro Banking Association) によって実施された後、システム運営は EBA Clearing に委ねられた。EBA がシンクタンクとしての役割を果たすのに対し、EBA Clearing がビジネス面を担うこととなった。

STEP2 の運営は、2003 年 4 月、EBA Clearing によるバルク・ペイメントの決済システム構築構想のもとに開始された。この構想は、全 EU 加盟国の銀行と直接接続することにより、それまで各銀行内でバルク・ペイメントのために発生していたコストを削減するとともに、STP スタンドアートの適用や、運営上の回復力の実現を目的として遂行された。

(4) ガバナンス

EBA Clearing の理事会は議長、副議長の他に、12 名のメンバーで構成されている。

EBA Clearing 理事会の参加にある委員会は 2 種類に分かれる。理事会メンバーのみで構成される Board Committee と、その他、株主行の代表も参加する Open Board Committee がある。現在、Board Committee が 4 種類と Open Board Committee が 1 種類存在する。

Board Committee

Board Committee として、下記の 4 つの Committee が設置されている。

- ・ Audit & Finance Committee (AFC)

- AFC は、内部及び外部監査に関するガイドラインを設定する。また、外部監査人に委託するタスクだけではなく、内部監査要件についても定義及び確認を行う
- AFC は、EBA Clearing の財務状況の確認も行っている
- ・ Board Risk Committee (BRC)
 - BRC は、コンプライアンス体制、リスク管理及び EBA Clearing のリスク許容度に関する監督責任を持ち、Board の支援を行う
- ・ Legal Advisory Group's (LAG)
 - LAG は、法規制の観点から EBA Clearing の活動について勧告を行う
 - LAG は、法的プロジェクトに対する支援を行う
- ・ Strategy & Policy Committee (SPC)
 - SPC は、EBA Clearing の長期戦略を担う
 - SPC は、新規商品やサービスの提案、評価を行うため、資金決済業界をモニタリングする

Open Board Committee

- ・ OTC は、EBA Clearing の各サービス (EURO1、STEP1、STEP2) に関する運用面、機能面、技術面での強化策を検討する
- ・ OTC の主要タスクは、運用面、技術面での整備における EBA Clearing のインフラへの提言である。

EBA Clearing の経営層は、現在 CEO の Gilbert Lichter 氏を筆頭に、他 5 名の役員で構成される。ただし、2015 年 5 月には Hays Littlejohn 氏が CEO を引き継ぐ予定である。

更に、EBA Clearing のシステムを利用する欧州諸国のうち、9 カ国地域 (フィンランド、オーストリア、フランス、英国、イタリア、チェコ、ベルギー、スカンジナビア諸国、オランダ) については、国別のユーザー対応窓口が存在する。

EBA Clearing は、本報告書の対象である小口決済システム、STEP2 以外にも、EURO1、STEP1 という決済システムを運営している。

1.1.2 SIA

(1) 概要

STEP2 のシステム及びその運用は、イタリアの金融プロセッサである SIA が提供している。SIA は EACHA (1.3.4 参照) に加盟している。

SIA は、傘下に 6 社で構成される SIA グループを持っており、各グループ企業の概要は下記のとおりである。

- ・ EMMECOM

- 固定回線、モバイル回線及び衛星通信回線を提供
- ・ PI4PAY
 - 公共料金の請求書払や郵便為替払のマルチチャンネルでの收受サービスを提供
 - イタリア中央銀行から Payment Institution として認可された初の企業の一つ
- ・ PERAGO
 - 1999 年に中央銀行向けソリューションを提供する会社として創設。2005 年に SIA グループの傘下に入る
 - 現在では、資金決済システム、証券管理システム、BI ソリューション、カード管理サービスや企業向けシステム等の多様なソリューションを提供
- ・ SIA Central Europe
 - SIA グループにおける中央及び東ヨーロッパの中核企業
 - ATM や POS 端末、スイッチングサービス、カード発行等多様なカード関連ソリューションを提供
- ・ TSP
 - 企業及び政府機関における收受、会計、リコンサイルに関するサービス/ソリューションを提供
 - 特に、携帯電話、ケーブルテレビ等の有料 TV 等におけるプリペイドサービス、公共料金、税金、電子チケットに強みを持つ

(2) ガバナンス

SIA は政府系投資会社が約半数の株式を保有している。

図表 25 SIA 主要株主

企業名	業種	保有割合
FSIA Investimenti S.r.l.	政府系投資会社	49.89%
F2i Reti Logiche S.r.l.	金融機関系投資会社	12.12%
Orizzonte Infrastrutture Tecnologiche S.r.l.	通信、ICT 会社	7.95%
Telecom Italia S.p.A.	通信会社	4.11%
Intesa San Paolo S.p.A.	金融機関	4.00%
Unicredit S.p.A.	金融機関	4.00%
Deutsche Bank S.p.A.	金融機関	2.60%
Banco Popolare società cooperative	金融機関	2.54%
Banca Popolare di Milano soc. coop. a r.l.	金融機関	2.05%
Banca Mediolanum S.p.A.	金融機関	1.59%

(出典) SIA ホームページ等より NTT データ経営研究所作成

1.1.3 Equens

(1) 概要

Equens は、小口決済システムを運営する *Societas Europaea* (SE、欧州会社) である。Equens は現在、ACH サービスの他にも、*Business Process Outsourcing* や法人向け決済等のサービスを提供している。また、Equens は EACHA に加盟する ACH である。

(2) 監督

Equens は欧州の株式会社 (*public limited liability company*) であるものの、オランダにおいて登録されているため、直接的なオーバーサイトは DNB (*De Nederlandsche Bank*、オランダ中銀) によって実施される。これは、2014 年 1 月にオランダで策定された金融オーバーサイトに係る法 *Financial Supervision Act (Wet op het Financieel Toezicht Afwikkelondernemingen)* によって、決済システムがオーバーサイト対象に含まれたことによる。Equens に対する規制に関するオランダの国内法は、他にも *Dutch Bankruptcy Act (Articles 212 a-d)* が挙げられる。

(3) 設立背景

Equens は、欧州の二大決済事業者である、オランダの *Interpay Nederland B.V.* と、ドイツの *Transaktionsinstitut für Zahlungsverkehrsdienstleistungen AG* の合併によって 2006 年に設立され、初の汎欧州決済事業者となった。当初は持ち株会社として設立されたものの、2008 年 7 月には欧州の決済事業者の中で初の *Societas Europaea* となった。2008 年にはイタリアに、ICBPI グループとの合弁で *Equens Italia* を設立することにより、事業地域を拡大した。*Equens Italia* は現在では *Equens SE* の傘下に統合されている。

(4) ガバナンス

Equens のオフィスは欧州 5 カ国に 7 カ所ある： オランダ (ユトレヒト)、ドイツ (フランクフルト、シュトゥットガルト)、フィンランド (ヘルシンキ)、イタリア (ミラノ、ローマ)、英国 (ロンドン)

Equens はドイツ、イタリア、オランダの銀行 5 行によって所有されている。

図表 26 Equens SE の株主と株式所有比率

銀行名	所在国名	所有比率
DZ Bank	ドイツ	31.052%
ICBPI	イタリア	20.000%
ABN AMRO Bank	オランダ	18.373%
ING	オランダ	15.421%
Rabobank	オランダ	15.154%

(出典) Equens HP の情報を基に NTT データ経営研究所作成

Equens のガバナンスは、二層構造の理事会によって統治されている。まず、Michael Steinbach 氏を長として 3 名で構成する Board of Directors がある。または、別に、旧 CEO と ING Belgium の現社長である Erik Dralans 氏を中心とする 11 名で構成する Supervisory Board がある。

Supervisory Board を構成する理事は、主要株主によって指名される。現状、Supervisory Board は、株主の 5 行に所属する 11 名（最も所有比率の高い DZ Bank から 3 名、他 4 行から 2 名ずつ）で構成される。また、Supervisory Board 傘下には、2 種類の委員会、Audit and Accounting Committee および Remuneration Committee が配置されている。

1.1.4 STET

(1) 概要

フランスの株式会社 STET S.A.S. (Systèmes Technologiques d' Echange et de Traitement S.A.S.) は、小口決済システム CORE を運営する。また、STET は EACHA に加盟している。

(2) 監督

STET が運営する CORE は 2014 年 8 月に ECB によって SIPS (システミックに重要な決済システム) として認定され、ECB の監督下に置かれた。ただし、STET の直接的な監督は Banque de France (フランス中央銀行) が担う。

(3) 設立背景

STET は、2004 年 12 月、出資者であるフランスの銀行 6 行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel, BNP Paribas, Caisse d' Epargne, Banque Populaire, Crédit Agricole SA, Société Générale) によって設立された。2009 年に Banque Populaire と Caisse d' Epargne が合併して BPCE となった結果、現在は、フランス大手 5 行が STET を所有している。

(4) ガバナンス

STET S.A.S. の会長は株主行である Crédit Agricole SA の Jean-Christophe Kiren 氏である。また、CEO は BPCE Group 出身の Jean-Marie Vallée 氏である。

CORE のシステムやサービス内容に関わる意思決定 (例: クリアリングサイクル等) は、Customer Committee によって行われる。これは CORE 参加機関である銀行で構成される。また、その他の技術的事項は、内容によって Operational Committee や Technical Committee において検討される。更に、決済システムの利用者に影響を及ぼす様な緊急事態の場合には、Crisis Committees が検討の権限を持つ。

1.2 ACH に関する当局

1.2.1 EC (European Commission、欧州委員会)

EC は、EU における条約の守護者として EU 全体の利益のために働き、欧州議会 (European Parliament) と欧州連合理事会 (Council of the European Union) に立法を提案する権威を持つ。

EC における決済に関する方針は、EU 全体における公平な競争の場と、機会が均等な単一市場を構築することである。EC は、SEPA に係る方針・規制を決定する。また、ECB と共に、SEPA プロジェクトの進捗等について他のステークホルダーを監視する。

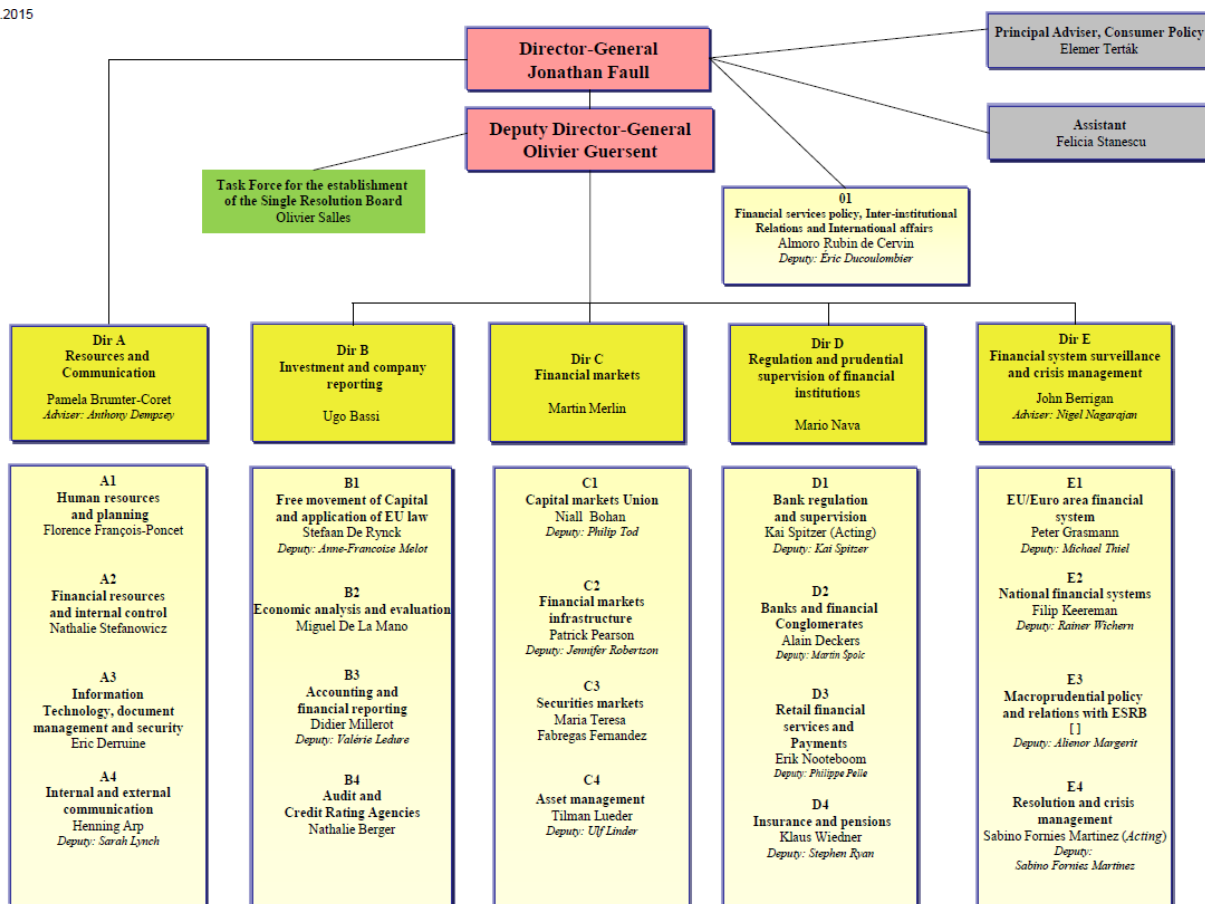
(1) Directorate-General for Financial Stability, Financial Services and Capital Markets Union (DG FISMA)

2014 年 5 月の欧州議会選挙の後、2014 年 7 月欧州議会はジャン=クロード・ユンカー氏の欧州委員会委員長への就任を承認。11 月 1 日、正式に新体制での委員会が発足した。この体制により欧州員会の内部組織も変更され、資金決済を含む金融サービスを担当する部局として、DG FISMA が誕生した。

FISMA は、EU の法規制が確実に導入されていることを確認し、新たに発生する金融リスクに対応することを目的としている。加えて、企業や一般消費者の利益にかなう安定的かつ競争力のある金融市場を創設することである。

図表 27 域内市場・サービス総局の組織図（2014年11月1日現在）

01.04.2015



(出典) EC ホームページ

(2) Payment Systems Market Expert Group (PSMEG)

PSMEG は、欧州委員会における不正防止を含む決済分野の政策、規制について助言を与える有識者グループである。PSMEG は需要側、供給側の双方から 40 名の有識者が参加し、具体的に下記の機能を有する。

- ・ 政策導入における助言
- ・ 決済市場における課題やベストプラクティスに関する意見交換の場

PSMEG はブリュッセルで会合を持ち、欧州委員会が議長を務める。

1.2.2 ECB (European Central Bank、欧州中央銀行)

(1) 概要

ECB は、1999 年以来、ユーロ圏の金融政策を主導している。また、ECB 及びユーロ圏 18 カ国の中央銀行の集合体を Eurosystem と呼ぶ。一方、非ユーロ圏も含めた全 EU 加盟国の中央銀行の集合体は、European System of Central Bank (ESCB) と呼ばれる。

(2) 役割

Eurosystem を実質的に主導しているのは ECB である。Eurosystem 及び ECB がユーロ圏の決済分野において法的に果たす役割は「operator」、「overseer」、「catalyst」の3つに集約して紹介されている。

Operator Role

Eurosystem は、中央銀行におけるユーロ決済システムを所有・運営する（TARGET、Correspondent central banking model / CCBM、TARGET2- Securities / T2S）。また、クロスボーダーでの担保の扱い、Eurosystem の金融政策の運営、そして日をまたがる貸付業務のための仕組みを提供する。

Overseer Role (Oversight Role)

Eurosystem は、ユーロ決済を扱う決済システム、及び証券クリアリング・セトルメントのシステムの監視、これらシステムの安全性・効率性の評価を実施する。また、評価の結果、システム改善の必要性を判断する。更に、カード決済等の決済手段を監視する。

ECB は、EU における SIPS（システムミックに重要な決済システム）と認定された決済システムに対する監督を行う。2014 年 8 月に ECB が発表した評価の結果では、EBA Clearing が運営する STEP2、及び STET が運営する CORE を含む 4 システムが SIPS として認定された（他は TARGET2、EURO1）。ただし、CORE に対する直接の監視は、ECB が認定する権限により Banque de France（フランス中央銀行）が行う。

Catalyst Role

Eurosystem はユーロ圏における安全、効率的で信用性のある決済システムを促進する。特に、決済システムの安全性（Safety）及び効率性（Efficiency）について監視し、改善の取組を促進する。

図表 28 Catalyst としての Eurosystem の役割

Objective	Safety	Efficiency
Addressee		
Micro Level <i>(individual systems and arrangements)</i>	Oversight	Oversight
Macro Level <i>(overall market infrastructure)</i>	Oversight	→ Catalyst

（出典） European Central Bank

また、Eurosystem はユーロ圏内の金融統合において各国間の利害関係から問題が生じた際に balancer として働きかける役割を持つ。

近年までの過去 10 年ほどは、単一通貨による非現金小口決済圏（SEPA の送金、引落とし、カード決済）の構築を促進するためにこれらの役割が果たされた。なお、Eurosystem はこの他にも、決済システムのスムーズな運営を促進するための規制策定、意思決定、および提言の発表等の役割を持つ（Treaty on the Functioning of the European Union の Article 132 に定められている）。

ECB 及び Eurosystem は、Catalyst として、下記のように多様な手段でステークホルダーに対して発信または連携する。

- ・ 客観的なスタディ・評価の実施
- ・ ゴール及びタイムラインの設定
- ・ 第三者として、ステークホルダーとの非公式なコミュニケーションの実施
- ・ ステークホルダーとの公式なミーティングの定期的開催
- ・ スピーチやレポートの発信
- ・ 政策立案者、学者、市場参加者とのカンファレンスの実施
- ・ 関係当局との継続的コミュニケーションの実施
- ・ EC や法制度に関する立案に対する知見の提供

(3) ガバナンス

ECB における意思決定を行うのは、Governing Council、Executive Board、General Council の 3 組織である。以下に各組織の概要を記す。

図表 29 ECB・Eurosystem・ESCB の関連図



(出典) European Central Bank. Annual Report 2013.

Governing Council

Governing Council は、Executive Board のメンバー及びユーロ圏中央銀行の総裁によって構成される。Governing Council の役割は、リスボン条約（2009年）によって下記の2点が定められている。

- Eurosystem に委ねられた業務の遂行を確保するために必要なガイドラインの導入や意思決定
- 主要金利や Eurosystem 参加行における準備金に関連する意思決定を含むユーロ圏の金融政策の構築、及びその金融政策を実施するためのガイドラインの構築

Executive Board

Executive Board は、ECB の総裁と副総裁に加え、EC、European Parliament、ECB 間での検討を踏まえて EC が任命した4名のメンバーによって構成される。Executive Board の役割として、下記の4点が挙げられる。

- Governing Council の会議準備
- Governing Council が定めるガイドラインに従って、ユーロ圏における金融政策を遂行し、各 EU 加盟国の中央銀行に対して方針を示す
- ECB の事業を管理する
- Governing Council によって Executive Board に委任された権限を遂行する

なお、Executive Board が実施する ECB 事業管理、事業計画、年次予算に係る業務については、Management Committee が支援している。Management Committee は Executive Board メンバー（1名）が議長を務める他、複数の Senior manager によって構成される。

General Council

General Council は、ECB の総裁と副総裁に加え、全 EU 加盟国（28カ国）の中央銀行総裁によって構成される。General Council は主に、ECB の前身であり、欧州通貨統合準備のために設立された European Monetary Institute（欧州通貨機関）から引き継いだ業務を遂行する。これは、ECB がユーロ圏の金融政策を司る一方、欧州には未だユーロ通貨を導入していない国が存在するためである。General Council の業務は、具体的には、各国中央銀行間の連携強化、物価安定性を目的とした各加盟国における金融政策の統合的な調整、ERM II（欧州為替相場メカニズム II）機能の監視である。更に、General Council は、欧州連合理事会に対し、現状の非ユーロ導入国におけるユーロ導入状況について、Convergence Report と呼ばれる報告書を提出する。また、General Council は ECB に対する助言的機能も持つ。

1.3 資金決済に関する業界団体

1.3.1 ERPB (Euro Retail Payments Board)

(1) 概要

2013年12月、SEPA Councilの後継（代替）として、ECB Governing Councilによって設立された。初回の会合は2014年5月に実施された。

(2) メンバー

SEPA Councilには需要・供給の双方において5セクターから代表が集っていたが、新設のERPBはそれぞれ7セクターから代表が集う。また、SEPA Councilには欧州4カ国の中銀が参加していたのに比べ、ERPBには5カ国から中銀が参加する（ローテーションで常時域内の5カ国から中銀が参加する）。

図表 30 ERPB 構成メンバー（2014年9月24日現在）

需 要 側	消費者（Consumers） ¹⁰	
		欧州消費者機構 BEUC : The European Consumer Organisation
		AGE Platform ¹¹
	小売業（Retailers）	
		欧州商工会 EuroCommerce
		欧州小売円卓会議 ERRT（European Retail Round Table）
	EC 事業者（Internet Retailers）	
		Ecommerce Europe
	企業（Corporates）	
		欧州企業財務担当者協会 EACT（European Association of Corporate Treasurers）
		BusinessEurope
	中小企業（SMEs）	
		欧州手工業・中小企業連合会 UEAPME（European Association of Craft, Small and Medium-Sized Enterprises）

¹⁰ 消費者は BEUC 及び AGE Platform の 2 団体が個別に参加

¹¹ 50 歳以上の消費者のための消費者協会

	行政機関 (National public administrations)	
		EU Financial Services Committee
供給側	欧州決済協議会 (EPC)	
		欧州決済協議会 EPC (European Payment Council)
	協同組合銀行 (Co-operative banks)	
		欧州協同組合銀行協会 EACB (European Association of Co-operative Banks)
	貯蓄銀行 (Saving banks)	
		欧州貯蓄銀行協会 ESBG (European Savings Bank Group)
	商業銀行 (Commercial banks)	
		欧州銀行連盟 EBF (European Banking Federation)
決済機関 (Payment institutions)		
	欧州決済機関連盟 EPIF (European Payment Institutions Federation)	
電子マネー機関 (E-money institutions)		
	電子マネー協会 E-money Association	
Active participants ユーロ圏の 5 中央銀行 及び 非ユーロ圏の 1 中央銀行		
オブザーバー 欧州委員会 (European Commission)		

(出典) COMPOSITION OF THE EURO RETAIL PAYMENTS BOARD (24 September 2014)

(3) 役割

ユーロ圏内各国における SEPA フォーマットへの移行完了を踏まえ、次フェーズの SEPA の構築のため、汎欧州の多様なステークホルダー間の議論を以て合意形成を行う。また、EU の小口決済分野における統合された、競争的で革新的な市場構築へ貢献することを目的とする。

ERPБ は、SEPA スキームの技術的な詳細等については検討しないが、より抽象的なレベルの方針について、例えば「Instant Payment の SEPA スキームは必要か」、「より良いモバイルペイメントの手段は必要か」等といった議題について、汎欧州のステークホルダー間で議論し、合意形成することを役割としている。なお、ERPБ は議論の結果として提言を発表するものの、法的統制力を持たないため、ルールを策定する訳ではない。

(4) ガバナンス

ECBのExecutive BoardメンバーがERPБの議長を務める。2015年4月現在の議長は、Mr. Yves Merschである。ただし、ERPБはECBから独立した機関である。

ERPБは年に2度の会合に加え、ECBが招集した際に開催される。特定の議題についてERPБで検討する際には、期限付きのTask Forceが設立される。

なお、ERPБの監視はECが行う。

1.3.2 EPC (European Payments Council)

(1) 概要

EPCは、EUの銀行・銀行協会が参加し、ユーロ圏の決済について検討および意思決定を行う場であり、国際的な非営利団体である。SEPAの取組みの開始とともに、欧州の銀行業界によって、SEPAの取組みを支援・促進するための議論や意思決定を行うことを目的として2002年に創設された。

(2) メンバー

EPCに参加するメンバーは主に銀行協会と金融機関である。EPCへの参加は任意であり、SEPAスキームを利用する金融機関が参加しなければならないという規定は無い。2015年3月末現在、74の団体がメンバーとして参加しており、うち31機関が業界団体である。

また、EPCが促進するプログラムには欧州の銀行業界に携わる様々な団体から、360人以上の専門家が参加している。

図表 31 EPCのメンバー

 ABN AMRO Bank (オランダ)	 ブルガリア銀行協会	 キプロス銀行協会	 イタリア銀行協会
 BBVA (スペイン)	 Banco Comercial Português (ポルトガル)	 Banco Popular (スペイン)	 Banco Santander (スペイン)
 スロベニア銀行協会	 Banking & Payments Federation Ireland	 La Banque Postale (フランス)	 Bankia S.A. (スペイン)
 Bayern LB (ドイツ)	 オランダ資金決済協会	 BNP Paribas (フランス)	 ドイツ信用協同組合 協会

 BUNDESVERBAND DEUTSCHER BANKEN	 GROUPE BPCE	 Caixa Geral de Depositos	 Caja de Ahorros y Pensiones de Barcelona
ドイツ銀行協会	BPCE (スペイン)	CGD (ポルトガル)	La Caixa (スペイン)
 Citi never sleeps®	 COMMERZBANK	 CRÉDIT AGRICOLE	 Becm
Citibank (英国)	Commerzbank AG (ドイツ)	Crédit Agricole Cedecam (フランス)	Becm (フランス)
 HRVATSKA UDRUGA BANAKA CROATIAN BANKING ASSOCIATION	 CZECH BANKING ASSOCIATION	 FINANSRÅDET	 Danske Bank
HUB (クロアチア)	チェコ銀行協会	デンマーク銀行協会	Danske Bank (デンマーク)
 Deutsche Bank	 DZ BANK Bank on Germany	 Finanzgruppe Deutscher Sparkassen- und Giroverband	 DNB
Deutsche Bank (ドイツ)	DZ Bank (ドイツ)	DSGV (ドイツ)	DNB Bank ASA (ノルウェー)
 ema Electronic Money Association bringing together Europe's innovative payment service providers	 ERSTE BANK	 ABE EBA	 European Association of Co-operative Banks Groupement Européen des Banques Coopératives Europäische Vereinigung der Genossenschaftsbanken
電子マネー協会	Erste Bank (オーストリア)	ユーロ銀行協会	欧州協同組合銀行協会
 EBF European Banking Federation	 EPIF European Payment Institutions Federation aisbl	 ESBG	 febelfin
欧州銀行連盟	欧州決済機関連盟	欧州貯蓄銀行協会	ベルギー銀行協会
 FEDERATION BANCAIRE FRANÇAISE	 Federation of Finnish Financial Services	 HELLENIC BANK ASSOCIATION	 HSBC
フランス銀行協会	フィンランド銀行協会	ギリシャ銀行協会	HSBC Bank (英国)
 MAGYAR BANKSZÖVETSÉG PÉNZÜGYEKBE EGYÜTT	 SFF SAMTÖKFEJÁRMÁLFYRIRTÆKJA Icelandic Financial Services Association	 Iccrea Banca	 ING
ハンガリー銀行協会	アイスランド銀行協会	ICCREA Banca (イタリア)	ING Bank (オランダ)
 INTESA SANPAOLO	 ICBPI	 KBC	 LB BW
Intesa Sanpaolo (イタリア)	ICBPI (イタリア)	KBC Bank (ベルギー)	Landesbank Baden-Württemberg (ドイツ)
 LIECHTENSTEINISCHER BANKENVERBAND	 ABBL	 MBA Malta Bankers' Association	 otpbank
リヒテンシュタイン 銀行協会	ルクセンブルク 銀行協会	マルタ銀行協会	OTP Bank (ハンガリー)
 PAYMENTS COUNCIL	 Pohjola	 ZWIĄZEK BANKÓW POLSKICH	 Bank Polski
Payment Council (英国)	Pohjola Bank plc (フィンランド)	ポーランド銀行協会	PKO (ポーランド)

 Rabobank Rabobank(オランダ)	 RZB (オーストリア)	 Asociația Română a Bancilor Romanian Banking Association ルーマニア銀行協会	 SLOVENSKÁ BANKOVÁ ASOCIÁCIA スロバキア銀行協会
 SOCIÉTÉ GÉNÉRALE Banque & Assurances Société Générale (フランス)	 S T U Z Z A Stuzza (オーストリア)	 Swedbank Swedbank (スウェーデン)	 Svenska Bankföreningen Swedish Bankers' Association スウェーデン銀行協会
 RBS Here for you The Royal Bank of Scotland (英国)	 ASOCIACIÓN ESPAÑOLA DE BANCA スペイン銀行協会	 UBI Banca UBIBanca (イタリア)	 UBS UBS (スイス)
 UniCredit Bank AG (ドイツ)	 UniCredit S.p.A (イタリア)		

(出典) EPC ホームページ

(3) 役割

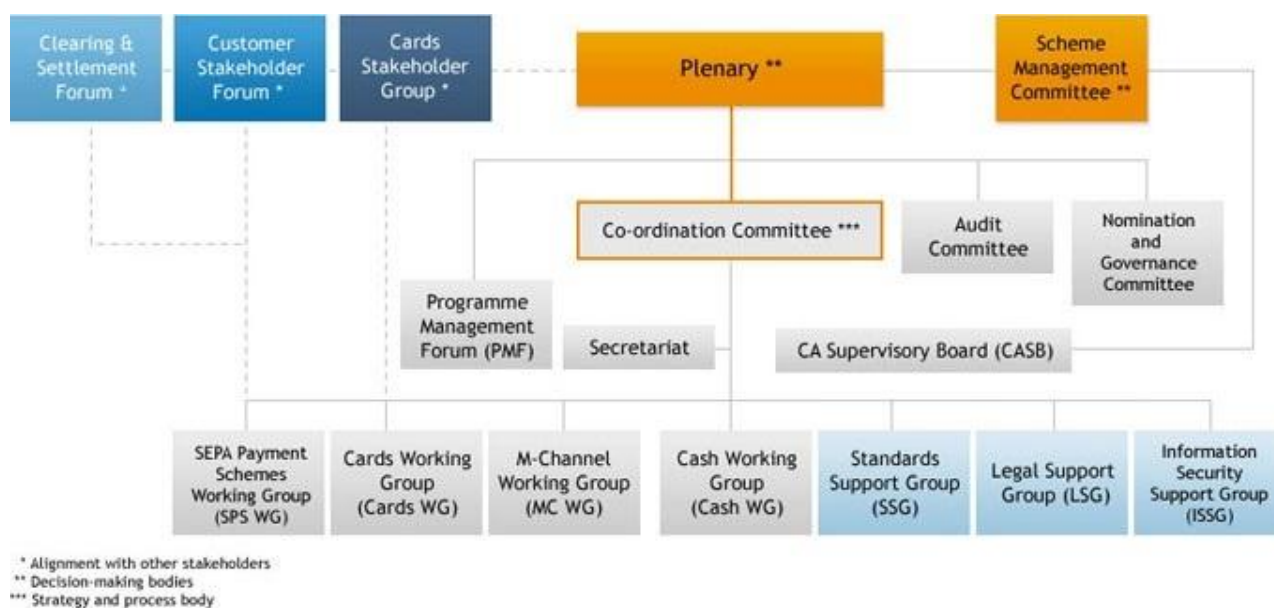
EPC は、技術やサービスは提供しないものの、EU の政府や金融監督機関の定める方針を受け、決済関連のルールやガイドラインを策定する。例えば、EPC は SEPA における SCT (SEPA Credit Transfer、送金) や SDD (SEPA Direct Debit) のスキーム利用についての Rulebook を策定した。EPC は Rulebook の策定やスキームの運営、域内各国における SEPA フォーマット移行プロセスの管理を行うものの、EPC は銀行が集まって検討を行う場であり、SEPA 全体の動きを先導する立場には無い。

なお、EPC の役割や EPC 内の各組織の役割、スキームに関わる検討、意思決定のプロセスについては、EPC の内規である SEPA Scheme Management Internal Rules によって定められている。

(4) ガバナンス

EPC は SCT 及び SDD フォーマットを策定して以来、Scheme Management Committee という組織によって各国における決済システム・金融機関の SEPA フォーマット移行プロセスを管理していた。

図表 32 European Payments Council ガバナンス体系図 (2014 年時点)



(出典) European Payments Council ホームページ

2014 年、EU 加盟国における SCT・SDD フォーマットへの移行が完了したことを受け、EPC は SEPA スキーム関連の検討にステークホルダーの意見をより反映しやすい形態を目指し、新しく Scheme Management Board、及びその業務を支える Compliance and Adherence Committee と Appeals Committee のを含む 3 組織を形成した。

以前の EPC の組織形態においても、ステークホルダー（SEPA スキームを利用する銀行や企業）は、EPC が発表する提言に対してフィードバックを提出することが可能であったものの、EPC における議論に参加できる機会は限定されていた。SMB の設立によって、ステークホルダーの意見がより直接的に議論に反映されることとなった

Scheme Management Board (SMB) の役割は大きく下記 2 点に分かれる。

- ・ SCT・SDD スキームを運営する（PSP からの移行申請への対応、Rulebook への準拠状況の管理等）。Compliance and Adherence Committee と Appeals Committee が本業務を支える。
- ・ SCT・SDD スキームの開発及び改善プロセスを管理する。Scheme Evolution and Maintenance Working Group が本業務を支える。

なお、SMB は、スキーム参加者（銀行）の代表と、Independents で構成される。また、SMB の議長は Independents の中から任命される。Independents の主な条件は、スキーム参加者である銀行や、間接的にスキームを利用する PSP 等の決済サービス提供機関とは直接関係を持たないこと、及び決済に関する知見を備えていることである。スキーム参加者のみならず Independents が SMB に参画することで、スキームの社会的意義の維持に貢献することが期待されている。

1.3.3 EBA (Euro Banking Association)

EBA は、1985 年、EC と Bank for International Settlements の支援のもと、市中銀行 18 行及び European Investment Bank によって設立された。汎欧州における決済に関わる検討や推進を行うフォーラムとして、金融業界における主要な役割を果たす。EBA は、汎欧州における決済事業者のための国家中立的な銀行協会である。そのため EBA は、SEPA 等の銀行界に係る主要な取り組みに対しては、積極的に支援を行う。

現在 EBA は、3 銀行協会、及び域内有力行等によって構成される。

1.3.4 EACHA

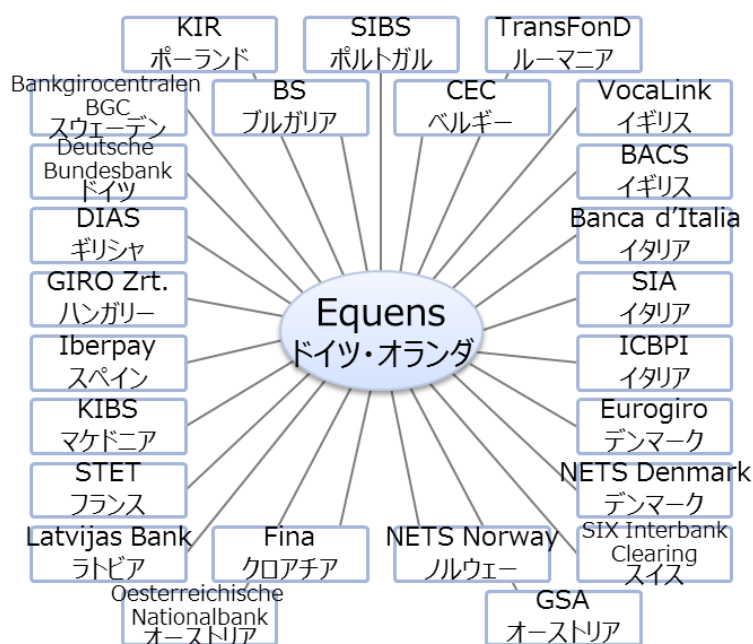
STEP2 と並行してユーロ圏内の ACH 間のクロスボーダー取引を扱う。ただし、STEP2 がマルチラテラル接続を提供するのに対し、EACHA は Equens をハブとして ACH 間のバイラテラル接続を提供する。

EACHA は現状、21 カ国から 25ACH が参加する非営利団体である (図表 33 を参照)。

2014 年 12 月現在、理事会は ACH の代表 5 名で構成される。現在、理事の所属するメンバー企業は、STET (フランス)、ICBPI (イタリア)、Iberpay (スペイン)、Equens (オランダ)、KIR (ポーランド) である。

2013 年の決済件数は約 106 億件、POS と ATM 決済は 47 億件であった。

図表 33 EACHA における ACH 間のバイラテラル接続



(出典) EACHA HP の情報を基に NTT データ経営研究所にて作成

2 ACHに係る制度・基準、各ACHの内容

2.1 ACHに係る法制度

欧州におけるACH関連の法制度は、その影響範囲によって、複数レベルに分けて考えられる。まず、EU全体としてSEPAやその他決済に関して制定されるものとしては、主に指令(Directive)と規則(Regulation)がある。指令は、加盟国に対して達成目標と義務を示すものであり、各国は指令に従って独自の国内法を整備する。他方、規則は全加盟国に対して直接に適用される。次に、各国における法制度がある。そして、ACHや決済に関わる業界ルールがあり、これはEPCが策定するScheme Rulebookに代表される。なお、この他に、各ACH運営機関に独自の内規も存在する。

本章で説明している法制度の一覧は以下の通り。

図表 34 欧州のACHに関わる法制度 一覧

分類	法制度名
指令	Settlement Finality Directive (Directive 98/26/EC of 19 May 1998)
	Financial Collateral Directive (Directive 2002/47/EC of 6 June 2002)
	Payment Service Directive (Directive 2007/64/EC)
規則	Regulation on information on the payer accompanying transfer of funds (Regulation (EC) No. 1781/2006 of 15 November 2006)
	Regulation on cross-border payments in the Community (Regulation 2009/924/EC of 16 September 2009)
	Regulation (EU) No 260/2012 establishing technical and business requirements for credit transfers and direct debits in euro (14 March 2012)
	Regulation of the European Central Bank (EU) No 795/2014 of 3 July 2014 on oversight requirements for systematically important payment systems (ECB/2014/28)
業界ルール	EPC Scheme Rulebook

2.1.1 Settlement Finality Directive (Directive 98/26/EC of 19 May 1998)

Settlement Finality Directive (SFD、決済ファイナリティ指令)は、EU域内の資金決済及び証券決済についてシステミック・リスクの減少を目指すものである。特に参加者の破たんに起因するリスクに着目している。また、資金決済、証券決済システムだけでなく参加者、担保、中央銀行についても規定するものである。

具体的には、決済機関の破たん処理手続以前にシステムに入力されたネットィング・振替指図について、第三者に対して強制力・拘束力を保護するものであり、組戻し・取消の対象とはならないとすることで、当該決済システムをシステミック・リスクから保護することとしている。

2.1.2 Financial Collateral Directive (Directive 2002/47/EC of 6 June 2002)

Financial Collateral Directive (FCD、金融担保指令)の目的は、証券や現金を担保として差し入れることで金融取引のリスクを制限するためのEUにおける統一的な法的枠組

みを形成することである。この Directive 正式な担保要件を低減し、最小限の範囲で担保プロセスの調和、明確化を図っている。

2.1.3 Payment Services Directive (Directive 2007/64/EC)

PSD (決済サービス指令) と呼ばれる当指令は、EU 加盟国の決済サービス市場の統合、域内市場の効率化、また加盟国間での安全な決済 (送金、引落とし、及びカード決済) の実現を目的として制定され、市場参入に係る条件や、決済サービス事業者によるサービス利用者への情報提供義務、及び事業者・利用者間に発生するその他の権利義務関係について包括的に規定した。なお、PSD は EU における「決済サービス事業者 (Payment Service Provider)」に包含される機関の定義として、下記 6 条件のいずれかを満たすものとした。

- ・ 銀行指令 (Directive 2006/48/EC、Article 4(1)(a)) の定義による銀行
- ・ 電子マネー指令 (Directive 2000/46/EC、Article 1(3)(a)) の定義による電子マネー機関
- ・ 加盟国国内法により決済サービス提供が認可された郵便振替取扱機関 (post office giro institutions)
- ・ PSD の定義による決済サービス機関 (Payment Institution)
- ・ ECB 及び加盟国の中央銀行 (ただし、金融当局または公的当局としての立場で活動する場合を除く)
- ・ 加盟国、またはその地方自治体 (ただし、公的当局としての立場で活動する場合を除く)

PSD は、銀行や電子マネー機関、郵便振替取扱機関等に該当しない機関が決済サービスを提供したい場合、「決済サービス機関 (Payment Institution)」としての認可を受けることで決済サービス事業に参入できることを規定した。この観点から、PSD は EU における決済サービス市場の参入障壁を低める規制緩和を行ったといえる。

なお、現在は、PSD の改正が進行中であり、2013 年 7 月には、EC が PSD の改正案 (「PSD2」と呼ばれている) を承認した。

2.1.4 Regulation on information on the payer accompanying transfer of funds (Regulation (EC) No 1781/2006 of 15 November 2006)

本規則は、マネーロンダリングの防止・操作・検知を目的として、決済サービスプロバイダーに対し、送金人の情報提供について定めている。

具体的には、送金者もしくは受取人のどちらかの口座が EU 域外である場合、送金が実施される前に決済事業者によって送金者の情報 (氏名・住所・口座番号) が確認されなければならない。ただし、双方の口座が EU 域内である場合には、送金者の口座番号あるいは他の識別子のみが求められる。

2.1.5 Regulation on cross-border payments in the Community (Regulation 2009/924/EC of 16 September 2009)

本規制は、2001年12月に制定された「Regulation (EC) No 2560/2001」を改訂したものである。ここでは、ユーロによるクロスボーダーと国内の資金決済について手数料の差異を禁止している。本規則は、全てのEU加盟国におけるユーロ決済を対象としている。決済サービスプロバイダー（Payment Service Provider：PSP）による資金決済に関する手数料は、国内外への送金を問わず同額の決済であれば同じとすることを求める。

本規則は、Credit Transfer、Direct Debit、ATMにおける現金引出、デビットカード、及びクレジットカードによる支払、そしてMoney remittanceを含むすべての電子的に処理される資金決済に適用される。また、いくつかの規則は特定の送金手段にのみ適用される¹²。

2.1.6 Regulation (EU) No 260/2012 establishing technical and business requirements for credit transfers and direct debits in euro (14 March 2012)

“SEPA Regulation”と呼ばれる当規則は、ユーロ圏内の国内決済およびクロスボーダー決済をSEPAスキームへ移行する期限を2014年1月31日、非ユーロ圏における移行期限を2016年10月31日と定めている。

本規則は、SEPAスキームの送金（SCT）及び引落し（SDD）に関する技術的要件も定めている（Article 5）。SEPA Regulationでは、SEPAスキームを導入するPSP及びPSU（Payment Service User / ユーザー機関）に対して、IBAN（International Bank Account Number）、BIC（Business Identifier Code）、そしてISO 20022標準のXML電文の利用を要求しているが、これらの個別オプションについては各加盟国が利用有無について、2013年2月1日までにECへ申告させることとなった。

SEPA Regulationは、2001年及び2009年に制定された規則を改正した結果である。初めに、2001年にはRegulation (EC) No 2560/2001 on cross-border payments in euroが制定され、2009年にはRegulation on cross-border payment in the Community (Regulation (EC) No 924/2009)が制定された。この2つの規則は、ユーロ圏内のクロスボーダー決済を更に普及させること、またSEPAの更なる促進を目的として、SEPA圏内において、同額の国内決済とクロスボーダー決済における手数料を同一であるべきとした（取引額が5万ユーロ以内の場合）。2001年規則ではATMの現金引出のみを対象としていたものの、2009年には、送金・引落し・カード決済等の非現金決済をも含めて対象が拡大された。

なお、2014年1月9日、ECはユーロ圏内の実際の移行状況を踏まえ、SEPAスキーム

¹² 例えば、Credit Transfer及びDirect Debitについてのみ、決済指示の際にIBAN（International Bank Account Number）及びBIC（Business Identifier Code）の仕様が義務付けられている。

への統一を予定されていた2014年2月1日から8月1日まで延長し、間の6ヶ月間はSEPAスキーム以外の決済スキームも有効とするための改正を提案した。2月中には欧州議会と欧州連合理事会によってSEPA Regulationの改正が承認された。結果として、ユーロ圏内の移行期限は2月1日のまま変更されなかったが、PSPに対しては、2014年8月1日までの間、SEPAスキーム以外の決済を扱うことが許可された。この改正法の名称はRegulation (EU) No 248/2014 of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014である。

2.1.7 Regulation of the European Central Bank (EU) No 795/2014 of 3 July 2014 on oversight requirements for systematically important payment systems (ECB/2014/28)

本規則は、欧州におけるSIPS (Systemically important payment systems、「システミックに重要な資金決済システム」)に対するオーバーサイトを、2012年4月に国際決済銀行・支払決済システム委員会(BIS/CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会が公表したPrinciples for financial market infrastructures (PFMI、「金融市場インフラのための原則」)に則って実行するためのルールとして、2014年7月に策定された。本規則では、SIPSを定義すると共に、SIPSが順守すべき事項を記載する。なお、SIPSと認定された決済システムの運営者は、当規則に順守するための準備期間として、SIPS認定の日より1年間が与えられる。例えば、STEP2及びCOREは、2014年8月にECBよりSIPSとして認定を受けたため、2015年8月に向けて当規則への対応をすることとなる。

2.1.8 EPC Scheme Rulebook

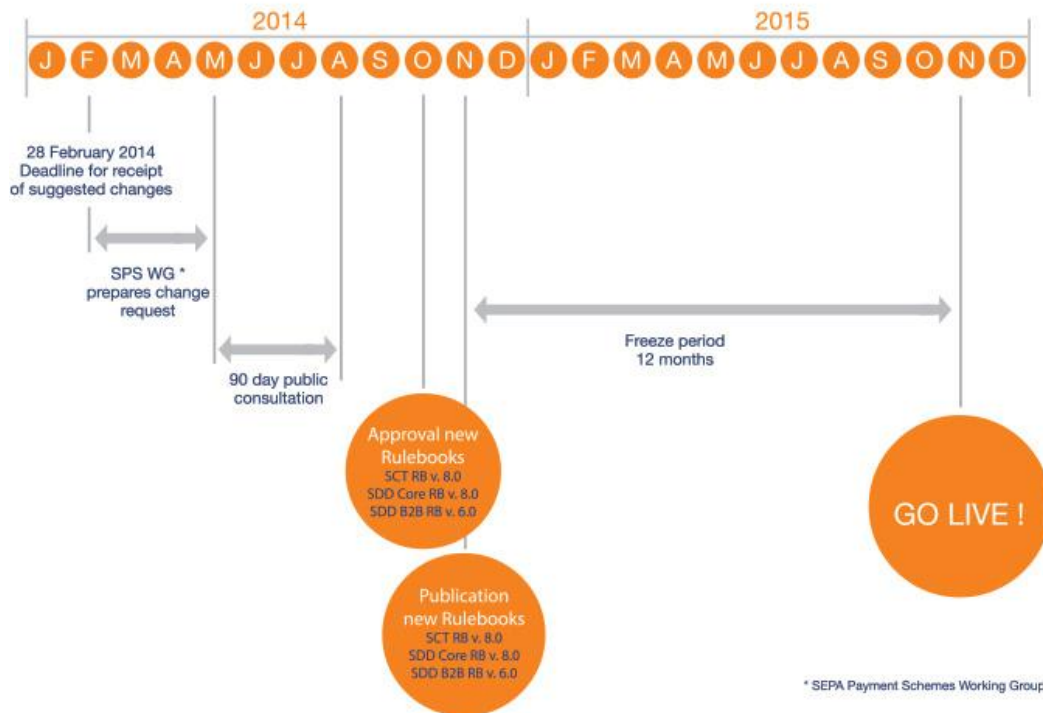
SEPA取引を扱う機関は、EPCが策定し毎年更新するRulebookに従って送金スキーム(SCT)及び引落としスキーム(SDD)を利用する。Rulebook及びEPCとスキーム参加者の間で締結するAdherence Agreementは、EPC本拠地が属するベルギー国法の管轄となっている。

2015年4月現在、Rulebookの最新版は2015年3月に承認、4月に公布されたものであり、当該版ルールは、2016年11月以降1年間有効となる。Rulebookは計三種類、それぞれSCT、SDD Core、及びSDD BtoBについて発行されている。

EPCは、市場ニーズの変化や、ISO等の標準化団体による技術的標準の開発を受けてRulebookの内容を更新する。また、Rulebookの更新プロセスや体制については、EPCが策定するSEPA Scheme Management Internal Rulesによって管理されている。Rulebookの更新プロセスにおいては、ステークホルダーの参加機会が与えられており、スキームに関わる変更を求めるステークホルダーはEPCに対して提案を行うことができる。EPCはこのような提案を審査した上で、Rulebook変更要請書を作成して公表し、3ヶ月間にわたってパブリックコメントを募る。多くのステークホルダーの支持を得た提案、また技術的・法的に実現可能である提案は、実際にRulebookへ反映されることとなる。

図表 35 EPC Rulebook 更新・管理のタイムライン

SEPA Scheme Rulebook Change and Release Management Cycle



(出典) EPC ホームページ. SCT/SDD Rulebook Release Management.

各 Rulebook は共通して下記の構成となっている。

- ・ 0. DOCUMENT INFORMATION (文書変更履歴、文書の目的、EPC 概要等)
- ・ 1. VISION & OBJECTIVES (SEPA スキームのビジョン、目的、各ステークホルダーへもたらすメリット、法的背景等)
- ・ 2. SCOPE OF THE SCHEME (スキームの範囲、通貨等)
- ・ 3. ROLES OF THE SCHEME ACTORS (参加するステークホルダー、各者の役割、統治法、消費者との関係等)
- ・ 4. BUSINESS AND OPERATIONAL RULES (スキームの仕組み詳細、決済スケジュール、フロー、異例処理、スキームに用いられるデータ項目詳細等)
- ・ 5. RIGHTS AND OBLIGATIONS OF PARTICIPANTS (スキーム参加資格、スキーム参加者、参加者の権利と義務、EPC の義務、契約停止、知的財産、契約条項、EU 法の適用等)
- ・ 6. SEPA SCHEME MANAGEMENT (スキーム管理)
- ・ 7. TERMS DEFINED IN THE RULEBOOK (用語の定義)

2.2 STEP2

2.2.1 主なサービス

STEP2 は、Pan-European Automated Clearing House (PE-ACH、汎欧州 ACH) である。2001 年の EC 規則 No 2560/2001 on cross-border payments in euro に準拠し、2003 年よりクロスボーダーACH サービスを提供する。なお、2006 年からは域内個別国の国内取引の扱いを開始した。

取引ボリューム・参加機関数の双方の観点から、欧州における主要なクリアリング・セトルメントシステムとしての位置を占め、ECB から SIPS として監督されている。

(1) 対象取引

主に、欧州域内における国内及びクロスボーダーの SEPA Credit Transfer (SCT、送金) と SEPA Direct Debits (SDD、引落し) を提供する。欧州域外に対する接続は行わない。SCT サービスは 2008 年 1 月 28 日、SDD サービスは 2009 年 11 月 2 日に開始された。

全参加機関はシングル・ペイメント・モードが提供される。加えて、希望する参加機関は、特定の相手行との間で取り扱うバルク・ペイメント・モードを利用できる。2 つのモードの利用コストを比較すると、バルク・ペイメントはシングル・ペイメントよりもコストが低い。

(2) 稼働時間

STEP2 は、直接参加機関に対し、24 時間いつでもファイル送信を可能にしている。また、Payment warehousing and cycle scheduling の仕組みによって、参加機関は 3 日間前までであれば決済日・決済期間を指定することができる。

(3) 上限金額

STEP2 は規則上の上限金額を定めていない。

そのため、SEPA Rulebook 上の規則、999,999,999.99 ユーロ (十億ユーロ未満) を上限とする。

(4) 清算、決済方法

STEP2 が扱う決済は、TARGET2 によって時点ネット決済 (バッチ) される。着金時間は PSD によって End to End で T+1 以内と定められているが、実際はクリアリングのタイミングや銀行によって異なる。

SEPA Credit Transfer (送金)

SCT の決済サイクルは、日中に 5 回、夜間に 2 回設定されている。なお、他の時間帯を希望する機関は、STEP2 SCT に問い合わせることができる。

・ Five day-time cycles

日中に、5 回の決済時間帯がある。参加機関はそのうちどの時間帯でも決済できる。ただし、仕向取引を処理する際には、同一時間帯に受信する被仕向分も処理しなけ

ればならない。最終時間帯のカットオフは 16:00 CET である。この最終時間帯までの送金は同日中に決済される。

- Two optional night-time cycles

夜間にも 2 回の決済時間帯が用意されている。希望する参加機関は、個別に登録したうえで、当時間帯の片方あるいは両方における決済処理を実施できる。

SCT の各決済サイクルは、主に下記の 3 フェーズに分かれる（図表 36 を参照）。

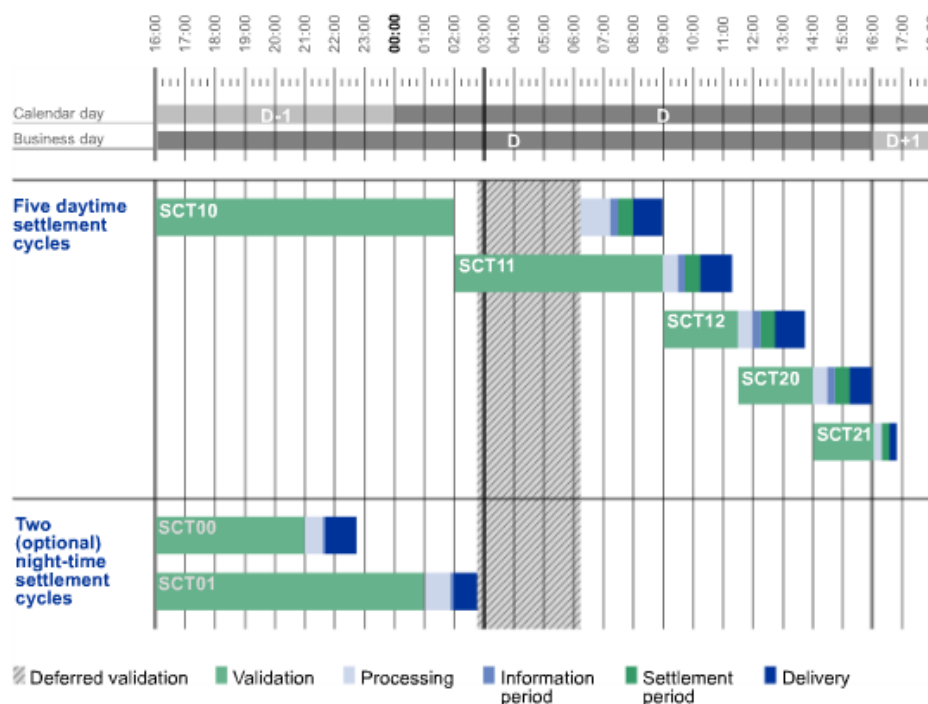
- Validation phase
- Settlement phase
- Output phase

SEPA Direct Debit（引落し）

SDD のクリアリング・セトルメントのサイクルには、下記の 2 種類が準備されている。

- SDD Core Settlement : 11:00 ~ 12:00 CET
- SDD B2B Settlement : 12:00 ~ 13:00 CET

図表 36 STEP2 SCT（送金）のクリアリング・セトルメント サイクル



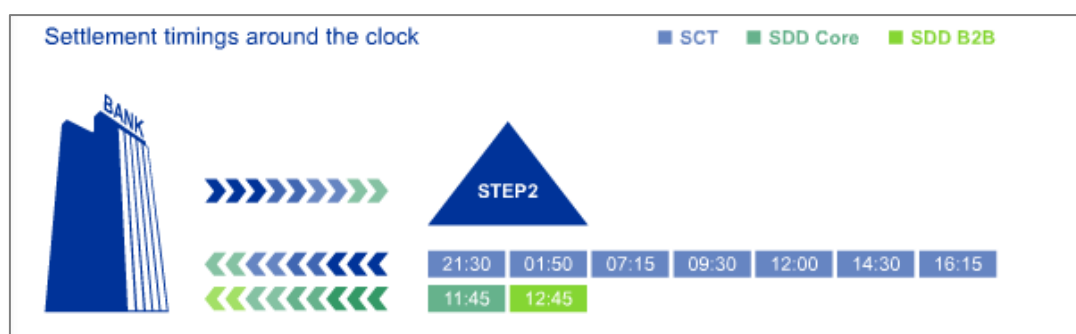
（出典）EBA Clearing. STEP2 Services: Straight Thru SEPA

SDD 決済の認証（Validation）はリアルタイムで、コアは 6:00～11:00 CET 及び 13:00～22:00 CET、B2B は 8:00～12:00 CET 及び 14:00～22:00 CET の間に行われる。認証後、決済の通知ファイルは被仕向金融機関（引落しを受ける口座をもつ機関）に対して 1 日に 6 回の頻度で送られる。STEP2 は、collection と reject とで、SDD 決済ファイルを分ける

ことによって、決済参加機関に対し、まず同日決済（R-transaction）を処理した後で、決済日が翌日以降の決済を処理することを可能にしている。

一部の SDD 決済のカットオフ時間が 2014 年 11 月に延長された。参加機関は、Collection ファイルを 16:00 CET（コア）または 15:00 CET（B2B）まで送信できる。R-transaction のカットオフ時間は、依然 11:00 CET（コア）または 12:00 CET（B2B）である。

図表 37 STEP2 SEPA サービスにおけるセトルメント・サイクル



(出典) EBA Clearing. STEP2 Services: Straight Thru SEPA

(5) 手数料

STEP2 が参加行へ課する手数料は、参加費、年会費、トランザクション料金の 3 種類で構成される。トランザクション料金は取引量に応じて定められる。

銀行が顧客から徴収するサービス手数料は銀行毎に異なる。

(6) 利用状況

参加機関数

2003 年 4 月の運営開始当初の参加機関数は 9 カ国 18 行であったが、現在では 34 カ国、間接参加機関を含めると 4,800 金融機関まで広がった。（これら間接接続機関も含めたネットワークは STEP2 routing table と呼ばれている。）

なお、サービス別の直接参加機関数は下記の通りである。

- ・ SCT : 129 行
- ・ SDD Core: 95 行
- ・ SDD B2B: 85 行

取引件数

STEP2 の 2013 年に扱った決済件数は以下の通り :

- ・ SCT : 38 億 3,640 万件
- ・ SDD : 7 億 6,418 万件

図表 38 STEP2 SCT サービスの接続機関数（国別）



（出典）EBA Clearing. STEP2 Services: Straight Thru SEPA

2.2.2 参加者との契約関係

STEP2 は直接参加機関とのみ契約を結ぶ。直接参加機関の条件は、バンキング業務の権限を有する機関である。これは主に銀行を対象とするものの、ACH でも一部対象となる場合がある。その他の企業が STEP2 を利用する場合には間接参加となる。

2.2.3 各リスクへの対応

(1) 信用リスク

STEP2 が受取ると判断したトランザクションは全て、セトルメントされた後に被仕向銀行の口座へ入金される（Delivery After Settlement、DAS という仕組み）。よって、信用リスクは存在しない。この条件は STEP2 と直接参加者との合意で定められている。

(2) 流動性リスク

STEP2 は各参加機関のネットポジションを集計して TARGET2 へ送り、TARGET2 がセトルメントを実施する。この際、特定参加機関のネットポジションに対して流動性が不足する場合は、当該機関の決済を次回サイクルに先送りにする。ただし、STEP2 は日を跨いでネットポジションを滞留できないことから、1 日の最後のクリアリングサイクルの際には当該機関からのトランザクション受理を拒否する。

2.2.4 ネットワーク網

STEP2 の直接参加機関は、SWIFTNet、SIANet、及び EBICS のネットワークを通して STEP2 の中枢システムにアクセスする。決済処理リスク回避のため、各参加機関は 3 種類のネットワークのうち 2 種類までを並行して利用することが可能である。

2.2.5 システム構成

STEP2 の Primary Site (第一サイト) は、SIA がイタリアで運営し、データ共有施設や冗長性を確保して構成された給電設備を備える。同様に SIA が運営する Second Site (第二サイト) は、Primary Site から 80km 以上離れた場所に配置されている。Second Site は Primary Site と同等の動きをしており、リアルタイムで Primary Site のバックアップを行う。

更に、ドイツに構築された Third Site (第三サイト) は、2014 年 1 月以来 SIA と IBM の共同で運営されている。このサイトは、FMI 原則におけるビジネス継続性を確保すること、また、SEPA 移行期間の終了に備えて STEP2 におけるより大容量の取引を支えるために構築された。Third Site の構築により、STEP2 のレジリエンスが向上された。

EBA Clearing では、3 ヶ国に設置されたオペレーション・センターにおいて、STEP2 の運営を常に監視している。そのうち 2 ヶ所は冗長的に監視を行っており、スタッフや機器を定期的にローテーションしながら運営している。

なお、EBA Clearing と SIA は毎年、危機・災害のシミュレーションを実施することで、災害時のファイル送受信や参加機関との接続状態における復旧機能をテストしている。

2.2.6 電文フォーマット

SCT 及び SDD の電文フォーマットは、EPC のルールに基づき、ISO20022 に準拠した XML 電文を利用する。

2.2.7 周辺サービス

(1) Direct Participant Web Station

直接参加機関は、Direct Participant Web Station (DPWS) へのアクセスが与えられ、下記の機能を利用できる。

- ・ リアルタイムで対他参加機関の流動性ポジション (バイラテラル)、及び、対システムの流動性ポジションを監視
- ・ 個別ファイル、バルク、決済のステータスを確認
- ・ 過去の決済についての詳細情報を請求
- ・ ファイルの再送信を請求
- ・ バルク全体のキャンセル

(2) Acceptance Date Field

フィンランドにおけるローカルな制度に準じて用意されている。

(3) Extended Remittance Information

貸方金融機関に対し、一度の決済において複数のインボイスを照会可能にする。

(4) Account Transferability (イタリア国内向け)

消費者が口座開設銀行を変更した場合に、送金・引落しの口座をスムーズに変更できる。

(5) Greek Character Set

仕向・被仕向金融機関の間で合意された場合、ギリシャ文字の取り扱いを提供する。

(6) SEPA-compliant Electronic Database Alignment (SEDA)

イタリアの銀行・銀行協会によって、レガシーサービスである AEA の代替として開発された。SEDA の目的は、初めの引落し決済が処理される事前に、仕向・被仕向金融機関の間で情報を交換することである。

(7) Change of Account Identification (CAI) option

2012 年に STEP2 の付加価値サービスとして開始された。消費者の利用銀行や口座が変更された際に、ISO20022 標準の電文 (acmt.022.001.02) を活用して、銀行間で口座情報等を交換するものである。このサービスはフランスの銀行と、フランス銀行業界の標準化団体である CFONB (Comite Francais d'Organisation et de Normalisation Bancaires) によって開発された。

(8) Dutch Statutory Direct Debit Tax Collection

オランダで、閉じたユーザグループに属する参加機関に対して、SDD Core Collection の特種なオプションを提供する。

(9) 他サービス・機関との連携

SEPA イニシアチブの開始以来、EBA Clearing は域内の全 PSP を STEP2 サービスに接続させようと努めている。域内におけるより多くの接続性を目指す一環として、STEP2 は域内の他の 14 の CSM と相互運用性を実現した。

2.2.8 今後の展開

(1) SIPS としての規則遵守

STEP2 は、2014 年 8 月に ECB より SIPS として認定を受けたため、2015 年 8 月に向けて、ECB による SIPS のオーバーサイトに関わる規則 (Regulation of the European Central Bank (EU) No 795/2014 of 3 July 2014 on oversight requirements for systematically important payment systems (ECB/2014/28)) へ準拠するための準備をすることとなる。

(2) SEPA Card Clearing

EBA Clearing は、STEP2 のプラットフォーム上で 2015 年 4 月より STEP2 Card Clearing (SCC) サービスを提供している。第一フェーズは 2015 年 4 月 14 日に開始された。第二フェーズの開始は 2015 年 7 月に予定されており、サービスを新規に利用する機関の登録が募集される予定である。

SCC は Direct Debit の枠組みで、大口から小口のデビットカード決済を対象としてクリアリングを提供する。SCT・SDD と同様、セトルメントは TARGET2 で実施される。

当機能は Berlin Group が策定した SEPA Card Clearing のガイドラインに準拠している。Berlin Group は、ユーロ圏内外 25 ヶ国のカード決済業界から主要な 27 社が集う団体である。2004 年 10 月にベルリンに集ったメンバーが、各国で既に実現されているカード決済の効率性、ブランド認知度、安全性や便宜性を活かして ECB や EC、そして EPC が掲げる SEPA 構想に基づいたカード決済の実現を目指すことを目的として結成した。

SCC サービスの開始に備え、EBA Clearing、接続金融機関が ISO20022 や XML 電文ヘフォーマット移行するサポートを行う。

(3) Instant Payment Task Force

2014 年以来、欧州では ECB と ERPB を中心に SEPA における「Instant Payment」実現の構想に向けて検討が始まった。同年 12 月の ERPB 会合における検討の結果、域内で新しく個別のソリューションが次々と開発される前に、SEPA の枠組みに沿った汎欧州ソリューションを構築することが必要であるという合意に至った。これを受け、EBA Clearing は 2015 年 2 月、同社システムの利用機関から 20 名程の専門家を集めて Instant Payment Task Force を立ち上げた。現在、Instant Payment サービス提供のための汎欧州インフラの構築について、2015～2018 年のロードマップを作成中である。また、マイルストーンとして、2015 年半ばまでにブループリントを発表することを予定している。

2.3 Equens

2.3.1 主なサービス

(1) 対象取引

Equens の CSM (Clearing and Settlement Mechanism) は、SEPA 向けに下記 3 種類のサービスを提供している。

- ・ SEPA Credit Transfer
- ・ SEPA Direct Debit
- ・ SEPA Value Added Services

また、Equens はオランダ国内取引向けに、CSS (Clearing and Settlement System) や、カード決済のための認証を行うスイッチング Dutch Interbank Authorisation Network を提供する。

(2) 稼働時間

Equens CSM の稼働時間は平日の 7.00～18.00 である。

これは、TARGET2 の稼働時間（8:00～17:00）に準じて設定されている。

参加機関は Equens CSM に対して 24 時間いつでもトランザクションを送ることができる。ただし、Equens CSM は稼働時間外には処理を実施しない。

(3) 上限金額

Equens CSM ではトランザクションの上限金額を設定していない。

そのため、SEPA Rulebook 上の規則、999,999,999.99 ユーロ（十億ユーロ未満）を上限とする。

(4) 清算、決済方法

Equens のセトルメントは、7:00～18:00 CET の間に 30 分サイクルで行われる。

Equens が受けたトランザクションは、TARGET2 によって時点ネットでセトルメントされた後に、参加行へデリバリーされる。

End to end の着金時間は、参加行によって異なる。送金銀行から Equens を介して受取銀行までの間であれば、通常 1 時間以内に完了する。

(5) 手数料

手数料体系は公表されていないが、主に 2 層に分かれる。

- ・ Fixed subscription fee: 一定の利用料。とても低く、年間に 25,000 ユーロが目安
- ・ Volume-based fee: トランザクション手数料には、取引量が増加する程、ディスカウントが利く

(6) 利用状況

参加機関数

2012 年時点では、SEPA 取引を利用する参加機関は 42、非 SEPA 取引では 47 機関であった。

取引件数・取引額

なお、年間の取引量は、約 100 億件、取引額は約 16 兆 5,000 億ユーロである。

2.3.2 参加者との契約関係

Equens は参加機関の種類等にかかわらず、全参加機関に対し同一の条件で契約を結ぶ。Equens は参加機関に対し、SEPA 取引を特定のインフラで決済する様に義務付けることはない。また、Equens は参加機関に対し独自の標準を使用する様に義務付けることはない。

なお、Equens が他の CSM インフラとの接続を構築した場合、当該 CSM が示す参加条件を Equens が参加機関に対して義務付けることはない。

2.3.3 各リスクへの対応

(1) 信用リスク・流動性リスク

Equens のシステムは 1 日分の流動性を提供していないが、決済を TARGET2 によってセトルメントを実施した後に参加行へのデリバリーを行うことで流動性リスクを回避する。Equens が受取ったトランザクションは全て取消不能となるため、信用リスクは存在しない。

また、Equens のシステムは資金の移動を行わないため、流動性リスクが存在しない。Equens は小口決済のクリアリングのみを担い、ネットィングされたポジションを決済することで流動性リスクを回避している。また、TARGET2 の参加機関に対しては、セトルメントに必要な流動性の担保が義務付けられている。

これらについては、Dutch Ministry of Finance による規定、また Dutch Bankruptcy Act Article 212b によって定められている。

(2) オペレーションリスク

対外的・対内的なオペレーションリスクの特定・分析プロセスについて、下記のポリシーや標準が取り決めている

- ・ Enterprise Risk Management (ERM) Policy
- ・ Enterprise Risk Management (ERM) standard
- ・ Operational Risk Management (ORM) procedure

2.3.4 ネットワーク網

Equens は SWIFTNet の FileAct を利用する。

2.3.5 システム構成

Equens のシステム構成は公開されておらず不詳である。

2.3.6 電文フォーマット

Equens 及び参加機関は、EPC が定める SEPA フォーマットに準拠して ISO20022 標準の XML 電文を利用する。特に、ISO20022 標準の PACS (Payments Clearing and Settlement) 及び CAMT (Cash Management) のメッセージセットが用いられている。

2.3.7 周辺サービス

(1) Risk & Fraud Service

参加機関のリスク対策、及び不正取引対策の支援をするサービスである。当サービスには 2 通りの利用方法がある。参加機関は、リスク・不正取引対策を Equens に完全にアウトソースすることもできれば、あるいは、自社の業務に当サービスを追加的に利用して、業務のコスト削減を図ることもできる。

(2) Screening/Onboarding advice

参加機関に対し、接続先とする企業のスクリーニングを提供することで、不正取引による被害を予防・削減するサービス。

(3) Monitoring

不正取引のモニタリングサービス。

(4) Alert Handling

不正取引が発生した際、効率的に措置をとるための支援をするサービス。

(5) Investigations

疑わしい消費者または職員の捜査を行うサービス。

(6) 他サービス・機関との連携

Equens は EBA Clearing のゲートウェイとしての機能も提供している。EBA Clearing に直接接続できない金融機関に対し、EBA Clearing への間接参加者として接続するための機能を提供している。

また、Equens は、EBA Clearing 以外にも Iberpay（スペイン）、DIAS（ギリシャ）、VocaLink（英国）との接続を確立している。

2.3.8 今後の展開

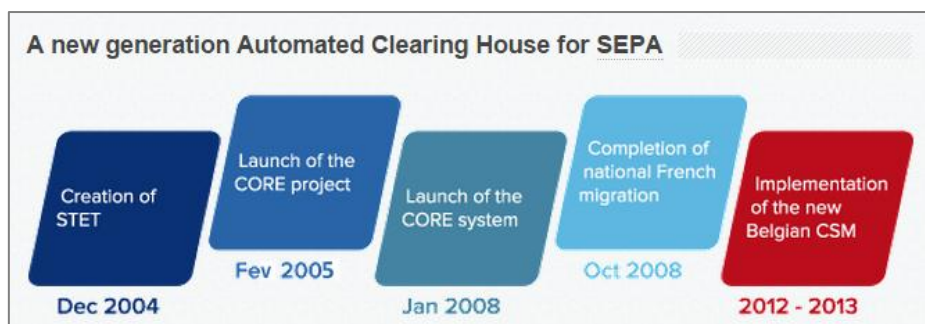
Equens は今後も欧州域内外のクロスボーダー接続を拡大していくことに注力する予定である。そのために、現在米国 FedACH との接続に利用している IPFA の枠組みを他地域との接続にも活用していく。

2.4 CORE

2.4.1 主なサービス

CORE (COmpensation REtail) は、1992 年以来フランスで利用されていた旧決済システム SIT (Système Interbancaire de Télécompensation) の代替の小口決済システム (ACH) として構築され、2008 年 1 月 28 日に開始された。

図表 39 STET S.A.S.の歴史



(出典) STET ホームページ

(1) 対象取引

CORE は、フランス国内の金融機関が扱う、SEPA を含むすべての決済を対象とする。POS や ATM でのカード決済や、送金、引落し、小切手、為替手形、外国為替手形、または非金融機関の決済等、幅広い決済手段の電文を処理する。そのうち、CORE におけるカード決済の取引量は全体の約 45% を占める。

また、CORE プラットフォームは、SEPA スキームのクロスボーダー決済 (SCT、SDD Core、SDD B2B) の他に、フランス・ベルギーの国内決済も処理する。

(2) 稼働時間

日曜日の 0 時から土曜の 14 時までが CORE の稼働時間である。直接参加者は、稼働時間中いつでもシステムに決済指示を出すことができる。これは、間接参加者から受けた決済も含む。

(3) 上限金額

STET は、参加機関である銀行との討議の結果、CORE で扱う取引額の上限を定めないこととした。そのため、SEPA Rulebook 上の規則、999,999,999.99 ユーロ (十億ユーロ未満) を上限とする。

(4) 清算、決済方法

CORE が受け取るトランザクションはリアルタイムで決済指示を出され、全て取消不能となる。ただし、ネットバランスは営業時間の最後まで蓄積され、1 営業日に 1 回 Banque de France (フランス銀行) でセトルメント (時点ネット) される。

毎営業日、CORE は新規のペイメント・サイクルを開始し、同日中に完結させる。このペイメント・サイクルは 3 ステップに分かれている。まず、第一ステップでは、システムが金融機関の IT センターと CORE プラットフォームとの間で決済電文の交換を開始する。第二ステップでは、14:00~15:00 の間にマルチラテラル・ネットティングを実施する。最後の第三ステップでは、15:05 に、TARGET2 (ユーロ圏の RTGS システム) においてネットバランスのセトルメントを行う。

日中に仕向行から CORE を通して被仕向銀行まで決済指示を飛ばすまでは、数秒で完結する。ただし End to end の決済にかかる時間は、各参加行によって異なる。また、CORE が参加行に対して深夜等の営業時間外に送付するファイルの扱いについても、各行が個別に規定する。

(5) 手数料

CORE の利用にかかる手数料は、システム利用料とトランザクション手数料の 2 種類に分かれる。設立当初に、出資銀行がシステム投資額を負担 (ファイナンス) し、以降、直接参加機関のトランザクション量に基づいて課金する仕組み。取引量によってボリュームディスカウントがされる。

(6) 利用状況

参加機関数

CORE の参加者は、直接参加機関と間接参加機関に分かれる。2011 年末時点での直接参加者は 10 機関、間接参加者は 389 機関であった。

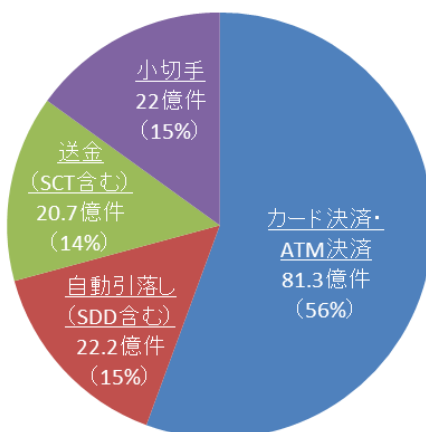
取引件数・取引額

CORE システムの取扱件数

- ・ 1 日あたり： 5,400 万件
- ・ ピーク時 1 日あたり： 1 億 5,509 万 8,899 件
- ・ ピーク時 1 時間あたり： 3,000 万件

- ・ フランス／2014 年： 140 億件、5.3 兆ユーロ
- ・ ベルギー／2014 年： 14 億件

図表 40 CORE が年間に扱う決済の手段別内訳（フランス・ベルギー）



(出典) STET HP の情報を基に NTT データ経営研究所で作成

2.4.2 参加者との契約関係

STET は金融機関との間で法的効力のある契約を結び、直接参加機関としての Certification を与える。直接参加機関は Banque de France の口座でセトルメントできる金融機関（銀行、中央銀行を含む）を対象とする。一方で、STET は間接参加機関（例：企業）とは、契約を結ばない。

(1) 直接参加機関

直接参加機関は、CORE との間で、自行で発生する決済と、間接参加者から受ける決済ファイルの両方を送受信することができる。STET が直接参加機関と結ぶ契約には下記の 3 種がある。

- ・ Payment System Agreement：直接参加機関が有するアクセスのクライテリア、責任と義務、変更不能なルール、手数料体系、守秘義務のルール、サービスの一時停

止・停止、準拠法、訴訟の際の仲裁条項について合意するための契約。

- ・ **Service Contract** : CORE によって提供されるサービスと技術的処理の定義、そしてサービスを通じて参加者全体および直接参加者に対して発生する責任と義務の定義について合意するための契約。
- ・ **Guarantee Agreement** : 決済事業者である STET と、通貨の保管銀行であるフランス銀行が役割を果たす金融安全性メカニズム (**Financial Safety Mechanism**) において、個別の直接参加機関が有する権利および義務の定義について合意するための契約。

(2) 間接参加機関

間接参加機関は、直接参加者を經由して CORE との間で決済ファイルを送受信する。

2.4.3 各リスクへの対応

(1) 信用リスク・流動性リスク

CORE は、当日中にネットィングされた決済を営業日毎に 1 回ずつセトルメントする様にデザインされている。この仕組みのために、日によっては、1 機関における負けのポジションが 5 億ユーロを超過する場合もある。このような事態から発生し得るリスクへの対策として、下記の様な仕組みや取組が挙げられる。

- ・ **Settlement Finality Directive** に基づく法的保護
- ・ 参加者の財務格付の実施による継続的利用のサポート
- ・ リスクの集中防止のための提言
- ・ 参加行の中央銀行における **Guarantee Fund** 口座

Guarantee Fund 口座は、各参加行が中央銀行 (**Banque de France**) に持たなければならない。**Guarantee Fund** 口座に預ける金額は、毎年 CORE における取引量に準じて設定される。ある参加行の 1 日の負けポジションが **Guarantee Fund** の額を超過した場合には、当該行のトランザクションを停止する。この場合、中央銀行の **RTGS** における当該行の口座から差額をとり、**Guarantee Fund** を増額させることでカバーする。

なお、STET が CORE プラットフォーム上でベルギーに提供する決済では、ベルギーの **Customer Committee** の決定によって **EBA Clearing** の **STEP2** と同様に **Delivery After Settlement** (セトルメント実施後に被仕向行へ送付) の形態がとられているため、信用リスクが存在しない。

(2) オペレーションリスク

データセンター

CORE は異なる場所に配置された 2 データセンターにおいて運営されている。両センター間で、リアルタイムにデータのバックアップをとることで、片方の有事の際に、短時間での同期及び迅速な切替を可能にしている。2 データセンター間において、電力、テレコ

ム・ネットワーク、ソフトウェア、ハードウェア、そしてデータを対象に冗長性を確保している。なお、STET サービスのサポート・スタッフを、データセンターとは別の拠点に配置することで、緊急事態への迅速な対応を可能にしている。

その他

STET は、CORE システムのハイレベルなレジリエンスを実現している要素について、下記のように説明している。

- ・ 最新の、かつ成熟したミドルウェアのコンポーネントを活用することで、必要最低限のコード・ライティングに留めている。
- ・ 重要なハードウェアとミドルウェアのコンポーネントについてシステムチックな冗長性を持たせることで、別コンポーネントによって決済処理の再開・復旧を可能にする。
- ・ 中断された決済処理を再開することが可能なハイレベルな仕組みを備えている。

2.4.4 ネットワーク網

民間企業が提供する VPN (2 種) をベースに構築された STET の暗号化されたネットワーク、SWIFT Net、及び STET 専用のエクストラネットの 3 種類のネットワークを利用している。

2.4.5 システム構成

CORE は当初より、1 時間に 3 千万件の決済を扱える様に構築されている。また、ハードウェアの機能使用によって、システム容量を柔軟に調整できる構成となっている。

決済フローのモニタリングは、安全な GUI 及びウェブ・サービスを通じてリアルタイムで行われている。高度技術によって優れた SOA が利用されている。また、システムの柔軟性、モジュール性、拡張性を確保するためにミドルウェアを活用している。

2.4.6 電文フォーマット

(1) 電文標準化状況

CORE の送金電文フォーマットは、EPC が定める Rulebook の SEPA フォーマットに従い、ISO20022 に準拠した XML 電文を利用している。

(2) 送金情報の利用状況

CORE の直接参加機関であるフランスの金融機関における当該フォーマットの利用は任意である。

なお、ベルギーでは、企業間取引において、独自に指定されたインボイス・フォーマットが利用されている。

2.4.7 周辺サービス

- ・ 移行サポート

- ・ 指定のネットワーク・インターフェースによる接続
- ・ GUI・A2A メッセージによるオンライン情報サービス
- ・ 流動性管理ツール
- ・ ペイメント・ウェアハウジング (Payments Warehousing)
- ・ 監査証跡・調整レポート

2.4.8 今後の展開

STET は、SEPA 圏内でのユーロ決済取引量を拡大することを当面の目標としている。また、今後の追加サービス提供に備えるために、2016 年以降にシステム・リノベーションが予定されている。

3 ACHの改革に向けた当局等の取組み

3.1 当局の取組み

3.1.1 ECB/ERPБにおける取組

ECBによって設立されたERPБでは、個人間の携帯電話送金、及びカードや携帯電話による近接非接触決済を大きな二つの流れとして捉え、ワーキンググループが組成されている。各ワーキンググループは、個人間の携帯電話送金について2015年7月末、非接触決済について2015年11月末までにERPБへ報告をすることが求められている。

また、SEPA統合後の課題として、下記のもの挙げられており、ワーキンググループの中で検討が行われている。

- ・ 銀行-顧客間におけるさらなるXMLフォーマットの普及の促進
- ・ 支払人は所在地に関係なく国内外どちらの口座を用いてもよい自由を有することの認知度向上
- ・ BIC、IBANによる相手の特定から、IBAN単独による特定への移行準備
- ・ 送金情報のさらなる拡大に対するニーズにあう代替手段の検討
- ・ SEPA Direct Debitにおけるeマンドートの導入

さらに2014年12月には上記の課題に新たに「Instant Payment」が加えられた。ECB等へのインタビューによるとInstant Paymentとして具体的なスキームはまだ定まっていないものの、下記の特徴を有するスキームであるとされる。

- ・ 協力 (cooperate)、共同 (collaborate) 及び相互運用性 (interoperable) の提供
- ・ サイロ型での運用ではない
- ・ 同意されたルール、標準に基づくスキーム
- ・ 既存の決済手段 (1st レイヤー)、クリアリングシステム (2nd レイヤー)、決済システム (3rd レイヤー) の組合せによる利用
- ・ SEPA Credit Transfer をベースとした汎欧州におけるユーロ決済のスキーム
- ・ 24時間365日、汎欧州で利用可能
- ・ 即時 (immediate) もしくは限りなく即時に近い決済

3.2 その他の関係者の取組み

3.2.1 Instant Payment に対する取組

(1) EBA Clearing

実施概要

EBA Clearing は、ERPБのInstant Payment構想に対応し、内部にタスクフォースの立ち上げを行った。

タスクフォースは短期的に、2015-2018年ロードマップの作成と2015年の中ごろまでに提供するソリューションのブループリントを提示することを目指している。この短期的目標を実現するために「要件及び仕様 (Requirements and Specification)」と「ギャップ分析及びオプション (Gap Analysis and Design Options)」を検討する。

要件及び仕様 (Requirements and Specification)

Instant Paymentに必要な要素を定義する。これらの要素はECBが提示した層化されたアプローチに基づき検討がなされる。また、プロセスモデル、メッセージフォーマット、手順について検討を行う。将来の上位層における決済サービスの機能性に対応する協業部分やコア機能の範囲を定める。

ギャップ分析及びオプション (Gap Analysis and Design Options)

欧州市場における Instant Payment サービスに必要な構成要素を特定し、潜在的なオプションを策定する。2016-2018年の導入ロードマップを提示する。

検討体

効率的に検討するため、タスクフォースメンバーは20人に絞られる。タスクフォースの運営はEBA Clearingにより行われ、実施状況はEBA Clearingの理事会へ報告される。

検討に際し、タスクフォースは成果物ごとに幾つかのワーキンググループを設立し、このワーキンググループはタスクフォースメンバーによって運営される。実際のワーキンググループにはタスクフォースメンバー以外の参加可能性もある。

タスクフォースは月に一度ペースで開催され、成果物の作成（最長で2017年後半）まで実施される予定である。

2015年3月現在、タスクフォースのメンバーには下記のメンバーがアサインされている。

- ・ ABN Amro Bank N.V.
- ・ AS SEB Bank
- ・ Banco Santander S.A.
- ・ Bank of Ireland
- ・ BCEE, Luxembourg
- ・ BNP Paribas Fortis
- ・ BPCE
- ・ Commerzbank AG
- ・ Crédit Agricole S.A.
- ・ Danske Bank
- ・ Deutsche Bank AG
- ・ HSBC Bank Plc
- ・ ING Bank N.V.

- ・ Intesa Sanpaolo S.p.a.
- ・ KBC Bank N.V.
- ・ Landesbank Hessen-Thüringen
- ・ Nordea Bank Danmark A/S
- ・ OP Bank
- ・ Raiffeisen Bank International AG
- ・ Société Générale
- ・ Unicredit Bank AG

(2) EBA

EBA は、ERPB の Instant Payment 構想に対応し、オープンフォーラムを開催している。このオープンフォーラムは決済事業者（Payment Service Provider）及びユーザー間の Instant Payment に関する討議の場として設定されている。

2015 年 3 月中に第一回が開催される予定である。

3.2.2 EPC の取組み

EPC では、SEPA Cards や SEPA Mobile といったフレームワークの検討が進められている。

(1) SEPA Cards Framework (SCF)

SEPA 域内におけるカード決済を共通化する構想は以前から存在したものの、2014 年、域内各国における SCT 及び SDD への移行が完了を迎えたことを受け、SEPA カード決済の共通化に向けた取り組みが再び活発になっている。EPC が標準化に向けて複数の文書を発表している。また、ECB も 2014 年 4 月 29 日にレポート「Card payments in Europe – a renewed focus on SEPA for cards」を発表した。ECB は当レポートによって欧州における現在のカード利用状況について整理するとともに、全てのカードを域内で自由に利用できるようにすることの重要性を改めて強調した。

SCF の概念は、カード（General purpose cards）による支払、及び現金引出の決済を、SEPA 圏内の各国において EMV チップ対応の標準で共通化するものである。この取組の結果として、圏内の加盟店は、SEPA 対応カードのうち、どのブランドを受け付けるか、また、どのアクワイアラと契約するか等を、従来に比べて自由に選択できるようになると考えられている。これは、国別の法的・技術的な拘束が軽減するため、また、より競争的なアクワイアリング環境がもたされるためである。一方、消費者は、保有するカードのアクセプタンスが SEPA 圏内で増加することによる利便性を享受できるようになると期待されている。

欧州のカードは、2011 年の末を目途に EMV 対応が完了したと見なされている。SEPA 圏内において、カードの 87.2%、POS 端末の 94.2%、そして ATM 端末の 96.7%が EMV に対応している。2013 年 6 月現在、ユーロ圏の POS 決済のうち、EMV カードによる決

済は 79.6%を占めている（ECB SEPA Indicators 統計）。

(2) SEPA for Mobile

EPC は、欧州域内のモバイル決済事業者等と共に、SEPA のモバイル決済スキームの策定に取り組んでいる。SEPA のモバイル決済標準はまだ決定されていないものの、EPC は 2013 年及び 2014 年にそれぞれ、Mobile Wallet Payments と Mobile Payments についてホワイトペーパーを発表している。

IV. 英国

1 ACH の関係者

現在、英国では Faster Payments Service (FPS) と Bacs が小口決済システムとして稼働している。これらのシステムは Banking Act 2009 においてシステム上重要な資金決済システム (Systemically important payment system) と定義されている。

Bacs は 1968 年より稼働し、長年英国における小口決済の銀行間クリアリングを担ってきた。Bacs は顧客の決済指示の 2 営業日後に送金先口座に着金する仕組みであり、他国と比較すると決済指示から着金までのタイムラグが長い状況にあった。この状況を受け、2000 年の金融機関の競争環境の創設を求めるクルックシャンクレポートを契機に、英国内におけるクリアリング期間短縮に向けた機運が高まった。また、EU における Payment Service Directive (PSD) の導入等もあり、英国では小口決済システム改善が検討され、その結果 2008 年に新たな決済システムとして FPS が誕生した。それまで Bacs が担ってきた個人間の送金業務 (Credit Transfer) は、「24 時間 365 日、リアルタイム送金」が可能な FPS が担うこととなった。

現在、英国の小口決済は、個人の都度送金については FPS、Direct Debit や団体の送金 (企業の給与振込、政府の給付金等) については Bacs にて実施する棲み分けが事実上行われている。

図表 41 英国における送金目的別小口決済システムの棲み分け

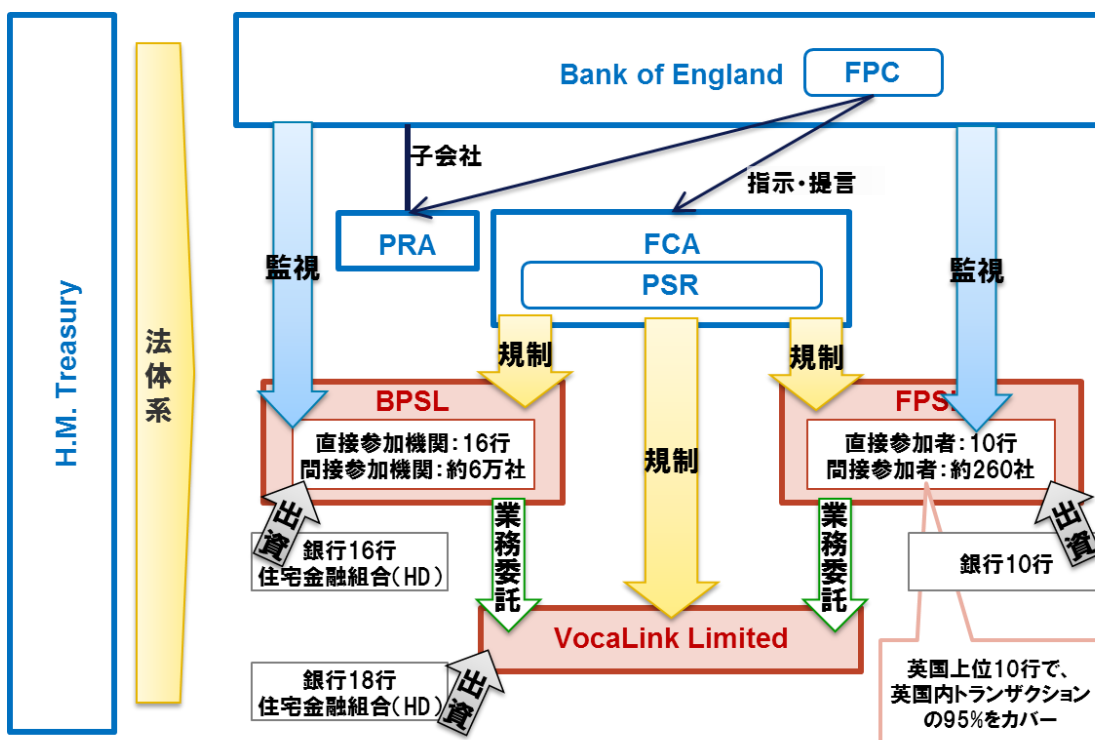
個人	法人		政府
振込	振込	引落	振込
FPS	Bacs	Bacs	Bacs

(出典) ヒアリング結果より NTT データ経営研究所作成

FPS は Faster Payments Scheme Limited (FPSL)、Bacs は Bacs Payments Scheme Limited (BPSL) が運営者として ACH サービスを提供している。これらのシステムは VocaLink 社がシステムインフラを提供している。

2013 年の法改正により英国では金融サービスの規制当局が金融庁 (Financial Services Agency) から中央銀行へ移管され、2015 年 4 月からは ACH を初めとする決済インフラを専門に取り扱う PSR (Payment System Regulator) が規制当局として機能する。

図表 42 英国における小口決済の主なステークホルダー関係図



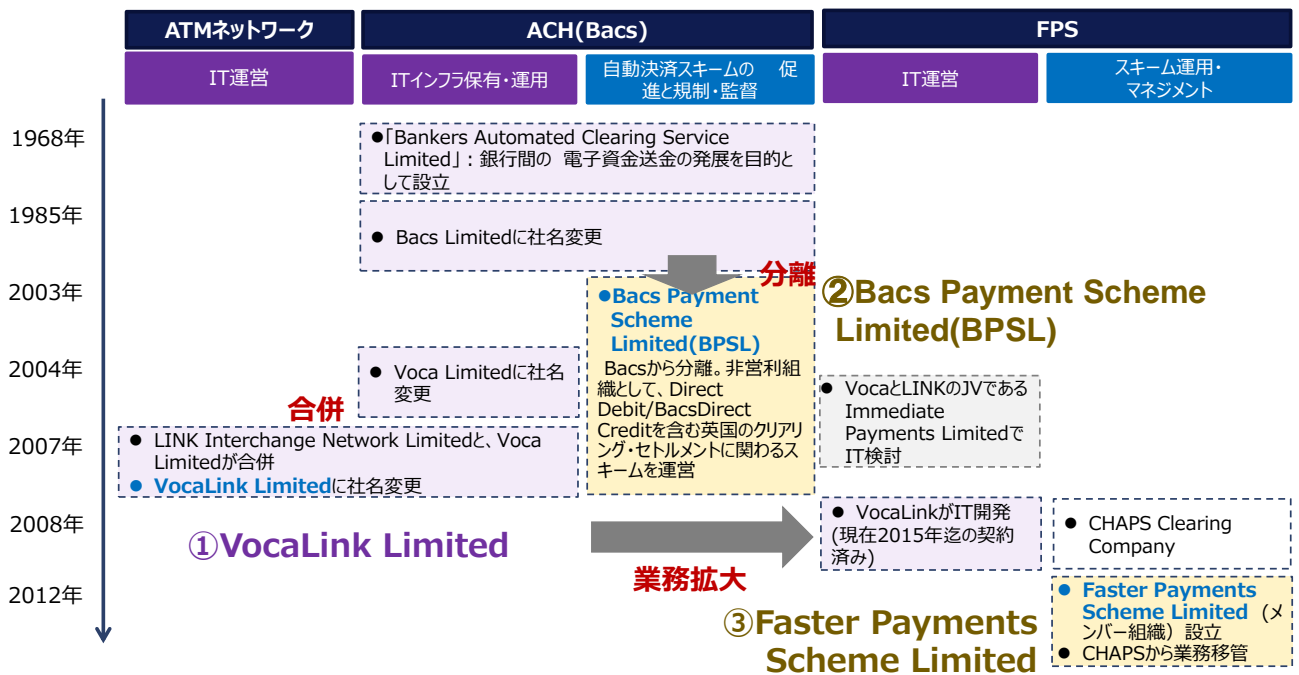
(出典) NTTデータ経営研究所にて作成

1.1 ACH 運営機関

英国では、決済システムのスキームを運営する会社とコンピューターシステム等を提供する会社を分ける傾向にある。2013年の Financial Services (Banking Reform) Act においても、前者を Operator、後者を Infrastructure provider として明確に分離している。

英国の ACH 運営機関は、1968 年に開始した Bacs システムの運営母体である Bankers Automated Clearing Service Limited から始まる。2003 年に Bacs はスキームを運営する BPSL とシステムを運営する Voca Limited に分離しおおよそ現在の形となった。その後、FPS の調達を契機に、Voca 社と ATM ネットワークの運営会社である Link Interchange Network Limited と合併し現在の VocaLink が形成された。

図表 43 BPSL、FPSL、VocaLink 設立までの流れ



1.1.1 FPSL (Faster Payments Service Limited)

(1) 概要

FPSL は、FPS (Faster Payments) のスキームを実施するため 10 の FPS メンバー行が出資した、非公開有限責任保証会社である。株主行の資本要件は設定されていない。2008 年からサービスを提供している。

(2) 監視

FPSL は Bank of England (英国中央銀行) による監視を受ける。以前は、Payment Council との契約に基づき、FPSL における意思決定は Payment Council の承認・監視を必要としていたが、2014 年末にこの契約関係は解消された¹³。

(3) ガバナンス

FPSL の意思決定機関は理事会 (Board) であり、下記の 14 名で構成されている。

- ・ 独立理事 3 名
- ・ FPSL の Managing Director 1 名
- ・ 参加機関 10 行からの代表者 10 名 (各行 1 名)

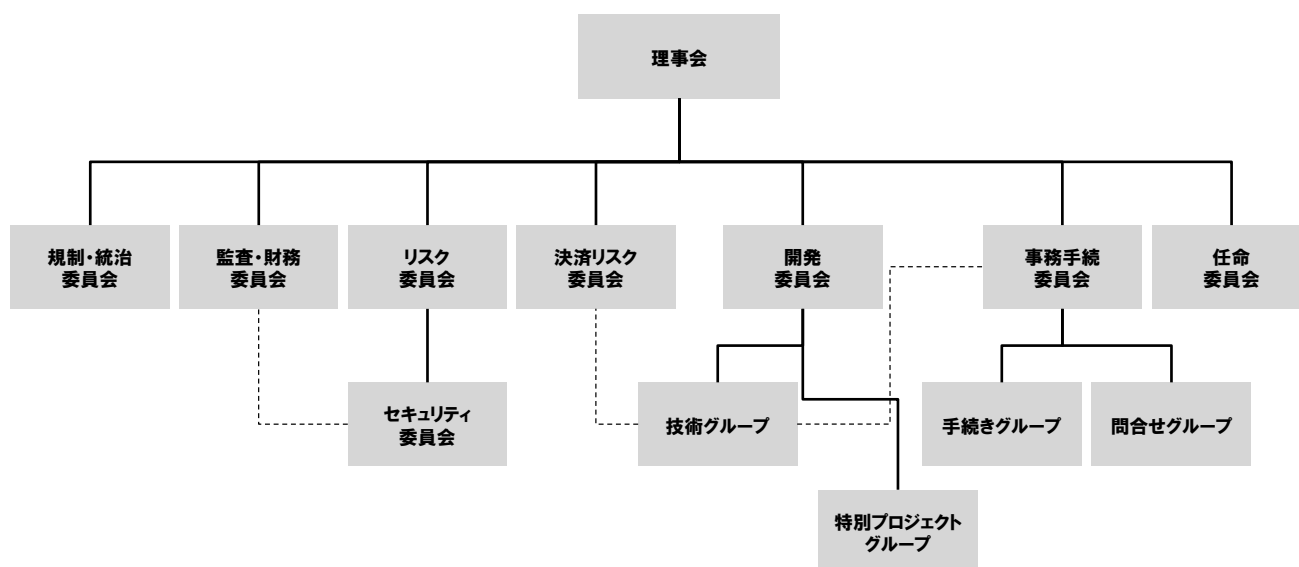
理事会における意思決定には、75%以上 (11 名以上) の賛成票が必要である。また、コストに関わる意思決定の場合は、賛成票を投じる理事の出身行のマーケットシェアが合計

¹³ FPSL へのヒアリング結果

で51%以上でなければならない。シェアは、前年の年間取引量により定められる。

理事会の下には7つの委員会が設置されている。

図表 44 FPSL の組織図



(出典) FPSL ホームページ

FPSL はメンバー行の参加料、FPS に関連するサードパーティの提供するサービスに対する認証に伴う手数料が主な収入源となっている。2013 年度の売上(Turnover)は、2,967,364 ポンドである。

支出については、管理費 (administrative expenses) が 2,978,828 ポンド、営業損失 (operating loss) が 11,464 ポンド、利金等の雑収入が 11,484 ポンドであった。

その結果、税引前の経常損益は 20 ポンドである。

1.1.2 BPSL (Bacs Payment Scheme Limited)

(1) 概要

BPSL は、1968年に銀行間の電子送金を導入した Inter-Bank Computer Bureau (IBCB) が母体となっている。IBCB は、16の銀行及び住宅金融組合からの出資により設立された非営利団体である。1971年に Bankers Automated Clearing Services へ改称し、1985年に Bacs Limited と名称変更を行った。その後、2003年に Bacs Ltd. (後の VocaLink) と Bacs Payment Schemes Limited に分離した。

(2) 監視

BPSL は Bank of England (英国中央銀行) による監視を受ける。

以前は、Payment Council との契約に基づき、BPSL における意思決定は Payment Council の承認・監視を必要としていたが、2014年末にこの契約関係は解消された。

(3) ガバナンス

Bacs の意思決定機関は、1 名の Chairman と 15 名の Board of Directors で構成されている。15 名の Board メンバーの内訳は、BPSL の Managing Director 1 名、Independent Director 1 名、メンバーからの代表者 13 名¹⁴で構成されている。

Board の下に、下記の 4 つの委員会が設置されている。

- ・ Rules and Governance
- ・ Audit and Risk
- ・ Operations and Compliance
- ・ Development Committee

BPSL の運営コストは、Board が毎年定める予算によって賄われている。収入は、メンバーからの固定費（メンバー当たり 5 万ポンド）、取引量に応じた変動費、そしてその他のサービスから得られる収益がある。

図表 45 Bacs の収入内訳（2014 年向けの活動費）

固定費	65 万ポンド
変動費	260 万ポンド
その他収益	85 万ポンド
合計	410 万ポンド

(出典) Bacs Membership Costs.

1.1.3 VocaLink

(1) 概要

VocaLink は、2007 年 7 月 2 日に Voca Limited と LINK Interchange Network Limited が合併して誕生した。VocaLink Limited は VocaLink Holdings Limited の 100% 子会社であり、VocaLink Holdings Limited は 18 の銀行と住宅金融組合が出資している。

VocaLink は、FPS と Bacs の決済システム提供に加え、英国内の ATM ネットワークである Link のシステム提供も行っている。また、郵便貯金のシステム提供も行っている。

VocaLink は、英国外での決済インフラ提供にも積極的であり、スウェーデンの Bankgirot とパートナーシップを結び、スウェーデンの決済プロセスの一端を受託している。また、英国における FPS の成功は、FPS を基とした Immediate Payment System の海外展開を可能としている。2014 年にはシンガポールにおいて FAST システムとして VocaLink のソリューションが導入された。

¹⁴ メンバーは 16 行であるが、Coutts & Co 及び NatWest は RBS Group 一員であるため、Royal Bank of Scotland のメンバーが代表して Board に参加している。また、HOBS は Lloyds グループの一員であるため、Lloyds Banking Group のメンバーが代表して参加している。

(2) ガバナンス

VocaLink Holdings Limited の Board は、5名の株主（金融機関）、3名の独立非常勤理事、CEO、CFO から構成されている。

1.2 ACH に関する当局

英国では 2012 年金融サービス法 (Financial Services Act 2012) に基づき、2013 年 4 月 1 日より FSA が解体されるとともに、Bank of England 内に金融監督委員会(FPC : Financial Policy Committee)が設置され、BoE による一元的な監督体制が構築された。

また、実行機関として健全性監督機構(PRA : Prudential Regulatory Authority)及び金融行為規制機構(FCA : Financial Conduct Authority)が BoE 外部に設置され、実際の監督を行っている。2015 年 4 月からは新設される PSR(Payment System Regulator)が決済システムの監督を行う予定である。

1.2.1 財務省 (HM Treasury)

財務省は、①公費支出、②英国の税制度に関する管理、③公共分野におけるインフラプロジェクトの管理、④経済成長、そして⑤金融サービス政策を所掌している。

金融サービス政策には、銀行や金融サービス規制、金融安定、そして競争環境の確保が含まれており、規制・制度の全体構造の整備、およびそれに適用される法制化を実施する。

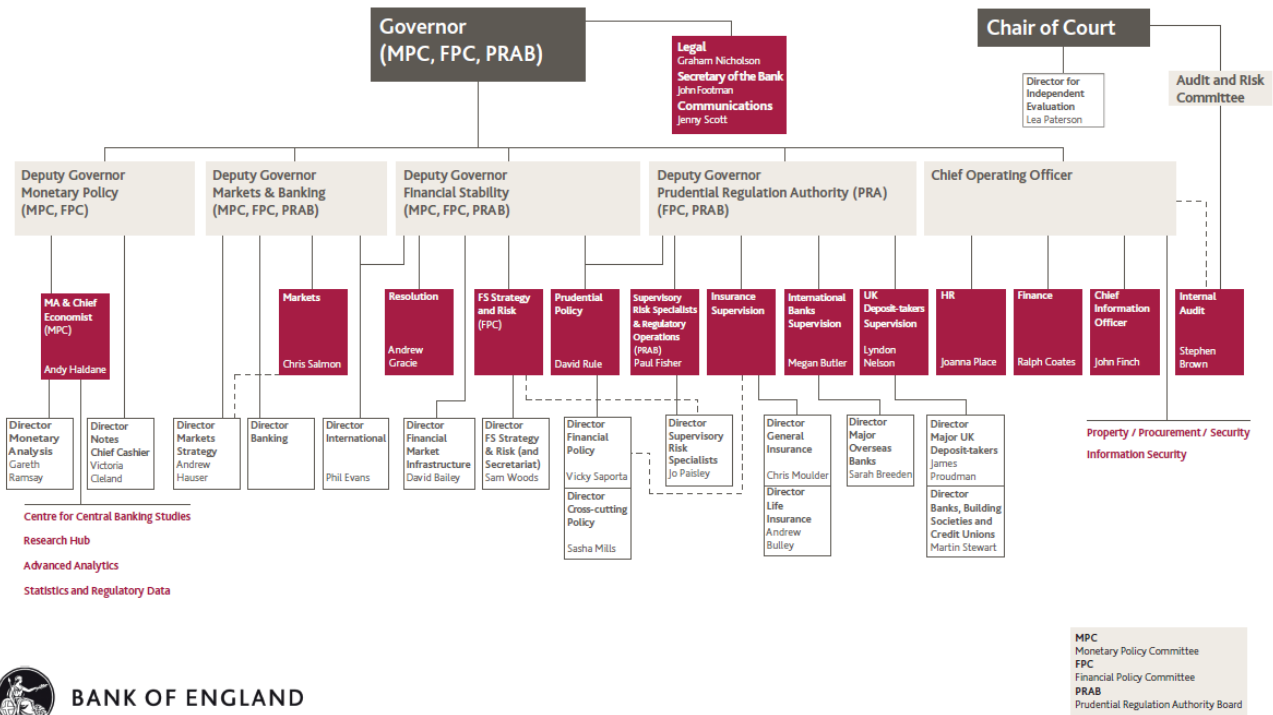
1.2.2 イングランド銀行 (BoE : Bank of England)

イングランド銀行は 1694 年に設立された英国の中央銀行である。通貨システム及び金融システムの安定を通じて英国の公益を発展させることを目的としている。従来民間の機関であったが、第二次世界大戦以降国有化された。

2012 年金融サービス法に基づき、FPC 及び PRA による金融監督体制が構築され、現在、イングランド銀行としては、証券決済システムを含むポストトレード金融インフラ、中央清算機関そして指定された資金決済機関の監督に責務を負っている。これらの金融インフラはイングランド銀行の目指す金融システムの安定に深く紐づいている。

また、監督体制の大幅な変更に伴い、2014 年 3 月に組織改編されている。

図表 46 Bank of England 組織図



(出典) イングランド銀行ホームページ

1.2.3 PSR : Payment Systems Regulator

決済インフラ機関については、2014年4月にFCA内にPSR (Payment Systems Regulator)が新たに設置され、2015年4月1日からフル稼働を開始した。FCAがConduct (行為) に対する監視を行うに対し、PSRはEconomic Regulatorとして位置付けられ、決済システムや関係事業者が市場に与える経済的影響の監視に重きを置く。

2009年12月にPayment Councilは、2018年での小切手の廃止を機関決定した。しかしながら、費用対効果の検討、小切手代替手段の検討がなされていないとの指摘を受け、財務省の特別委員会は本件に関する調査を行った。2011年7月、特別委員会はレポートをまとめ、Payment Councilの決定した小切手の廃止ではなく、小切手処理の効率化を目指すことが必要であると指摘した。Payment Councilは最終的に2009年の自らの決定を取り下げることとなった。加えて、本レポートでは、業界団体に過ぎないPayment Councilが小切手の廃止という大きな決定をするべきではないと指摘し、Payment Councilに対する大幅な組織変更を求めるに至った。

英国政府はこのTSCの提案を受け入れ、2012年7月にコンサルテーション・ペーパー ”Setting the strategy for UK payments” を発表した。本ペーパーでは、新たな公的組織としてPayment Strategy Board (PSB) の導入が提案された。PSBの概要は下記のとおりとされた。

- ・ 資金決済業界に関する報告、業界に対する監視、勧告の実施を行う
- ・ 資金決済業界の代表者、(消費者団体等) 業界外の代表者、独立委員から構成される
- ・ FCA の監督下に置かれる (少なくとも、Board の構成、任命、業務計画や予算の承認権、効果を報告するための独立したメンバーの指名が可能)
- ・ 徴収金により運営され、FCA がこれを収集する

しかしながら、PSB では当初の目的が達成できないと判断され、新たな枠組みが模索された。2013 年 3 月に、英国政府は新たなコンサルテーション・ペーパー ”Opening up UK payments” を公表、この中で PSR の原型となる競争にフォーカスした公的機関の設置を提案した。英国政府は、この中で決済システムに対する 3 つの懸念点を指摘している。

- ・ 競争：現在の資金決済業界は大銀行により支配されており、新規参入や小規模プレーヤーの決済システムへのアクセスを困難にしている
- ・ イノベーション：全ての主要行が資金決済システムに接続している必要があるとするネットワーク効果は、インフラにおけるイノベーションが個別行の競争優位性をもたらすものではないことを意味している。これは、社会全体の利益に対するものではなく、個々の銀行が興味を持つ狭い分野にのみイノベーションが起こる可能性がある。
- ・ 利用者への対応：決済システムが個々の利用者のニーズに対応していないとしても、これが個々の銀行の競争上の不利益とは必ずしもなりえない。そのため、利用者のニーズへの対応が十分でなくなる可能性がある。

これらの検討を受け、2013 年銀行改革法の中で PSR の設置が定められた。実際に PSR による規制を受ける機関については、2014 年 10 月発行のコンサルテーション ”Designation of payment systems for regulation by the Payment Systems Regulator” にて検討されている。PSR の規制対象となる資金決済システムは、下記のとおり。

- ・ Bacs (Bankers Automated Clearing System)
- ・ C&CC (Cheque & Credit Clearing)
- ・ CHAPS
- ・ FPS (Faster Payments Service)
- ・ LINK
- ・ NICC (Northern Ireland Cheque Clearing)
- ・ MasterCard
- ・ Visa

PSR では、2014 年 11 月にコンサルティングペーパー ”A new regulatory framework for payment systems in the UK” を示し、2015 年 1 月 12 日を締切としてコメントを募ってい

る。2015年4月のフル稼働に向け、英国における決済システムの規制の在り方について検討を行っている。

1.3 資金決済に係る業界団体

英国の資金決済分野における業界団体は、Payment Council、UK Payments Administration (UKPA)がある。これらは、2000年のクルックシャンクレポートを契機に設置された公正取引庁 (Office of Fair Trading : OFT) 内のタスクフォース及び Association for Payment Clearing Services (APACS) を発展的に解消させ、設立された機関である。

また、各金融機関の業態ごとの団体として、British Bankers' Association、Building Societies Association、Electronic Money Associationがある。

1.3.1 Association for Payment Clearing Services (APACS)

APACS はかつて英国に存在した、決済システムの運営を担う業界団体である。現在独立した会社によって運営されている英国の銀行間システム (CHAPS、Bacs、FPS、Cheque & Credit Clearings) は、以前 APACS 傘下で運営されていた。

1.3.2 Payment Council

Payment Council は、2007年に設立された自主的な会員団体であり、英国における資金決済の戦略策定、プロモーション等を行っている。以前は上記の APACS という業界団体が存在したが、ステークホルダーの声をより反映させることを目的として、Payment Council が設立された。

Payment Council は、設立以来、2014年末まで、英国の決済システムを運営するスキーム会社と契約関係にあった。契約期間中は、各スキーム会社は Payment Council への報告義務があり、また業務に関わる意思決定も Payment Council の決定に拘束される他、監視を受けていた。具体的なスキーム会社は下記のとおり。

- ・ BACS Payment Schemes Limited
- ・ CHAPS Clearing Company Limited
- ・ Cheque & Credit Clearing Company Limited
- ・ Faster Payments Scheme Limited
- ・ LINK ATM Scheme
- ・ The Belfast Bankers' Clearing Company Ltd

Payments Council は、決済業界における国内外の標準化を業務の一つとしている。標準化の策定に向け、各利益団体、決済システム会社と検討を進める。標準化策定に向け、Payment Council は下記を基本方針としている。

- ・ 可能な限り、国際標準、欧州標準や国内標準を受け入れる
- ・ 英国として、新たな国際標準、欧州標準を策定する際に重要な役割を担うべき

- ・ 標準化は、顧客の指図や顧客への通知等を含めた、決済取引の全てを範囲とする
- ・ 広範な統一化プロセスの一環として、異なる標準化団体間の変換も推奨すべき
- ・ 標準化の策定は、旧来システムからの移行を考慮し、ビジネスインパクトを最小化できるように検討すべき

Payment Council は、Board of direction により管理されており、この Board は 15 人の Director、独立した議長（投票権なし）、BoE からのオブザーバー（投票権なし）により構成されている。15 人の Director のうち、11 人は業界から指名されたメンバーであり、そのうちの 5 人は Payment Council メンバーの 5 大銀行から選出されている。この 5 大銀行はそれぞれ、英国における決済ボリュームの 5%以上のシェアを持つ。3 人は中堅規模のメンバー（1-5%のシェア）から選出され、残りの 3 人は 1%以下のシェアとなる小規模メンバーから選ばれる。

残りの 4 名の Director は、2 名の業界団体 Director 及び 2 名の独立 Director から任命される。この 4 名は拒否権を持つ。しかしながら、実際には Board はコンセンサスを取りながら運営され、独立委員が拒否権を発動することはない¹⁵。























Payment Council はメンバーの参加料により運営されている。この参加料は、決済に占めるシェアにより算出されている。また、特別なプロジェクトの実施に向けて必要な資金については、当該プロジェクトに対するニーズに基づき個別に算出される。

Payment Council のメンバーとなる為には、英国における PSP（Payment Service Provider）であり、取扱件数が一定以上あることが必要とされる。正式メンバーには① Participate and contribute to the future strategy of payments、② Access knowledge and expertise on a wide range of payment related topics、③ Access industry research and statistics といった権利が与えられる。

2014 年 11 月現在の参加メンバーは下記のとおり。

¹⁵ House of Commons Treasury Committee “The future of cheques”

図表 47 Payment Council メンバー一覧

 Allied Irish Bank (GB)	 The Co-operative Bank p.l.c	 Metro Bank
 Bank of America N.A.	 Danske Bank	 Royal Bank of Scotland plc
 Bank of Ireland	 Deutsche Bank AG	 Sainsbury's Bank
 The Bank of New York Mellon	 Handelsbanken	 Santander UK plc
 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.	 HSBC Bank plc	 Standard Chartered Bank
 Barclays Bank plc	 JPMorgan Chase Bank N.A. (London Branch)	 Tesco Bank
 Citibank NA (London Branch)	 Lloyds Bank plc	 Wells Fargo
 Clydesdale Bank PLC		



住宅金融会社

 Coventry Building Society
 Leeds Building Society
 Nationwide Building Society

その他銀行

 Bank of England
 Post Office Limited

資金決済事業者

 PayPal (Europe) Limited
 thinkmoney
 Virgin Money

その他

 American Express Services Europe Ltd	 G4S (セキュリティ会社)
---	---

2014 年末の Payment Council とスキーム会社との契約解消以降、Payment Council の役割がシフトするか否か等については、現状未定である。

1.3.3 UK Payments Administration (UKPA)

UKPA は、170 人以上の専門家を抱え、決済インフラ機関や業界団体に対する人材供給や Payment Council の管理するシステムの運営を行っている。

実際に関係のある決済インフラ、業界団体は、下記のとおり。

- ・ BPSL
- ・ Belfast Bankers Clearing Company Ltd
- ・ CHAPS Co
- ・ Cheque and Credit Clearing Company
- ・ Dedicated Cheque and Plastic Crime Unit (警察の一機関)
- ・ FPSL
- ・ LINK
- ・ Payments Council
- ・ SWIFT (UK)
- ・ The UK Cards Association

2 ACHに係る制度・基準、各ACHの内容

2.1 ACHに係る制度・基準

2.1.1 Payment Services Regulations 2009 (PSR)

EUのPayment Service Directiveについて、国内法制化したもの。2009年11月1日より施行された。

本法において、支払人の決済サービス業者（Payment Services Provider：PSP）は、受取人のPSPが所有する口座に翌営業日までに入金しなくてはならない(ensure)とする（70条(1)）。これは、英ポンドだけではなく、ユーロ取引においても有効であり、加えて英国内におけるポンドユーロ間の両替やユーロで行われるクロスボーダー取引にも適用される（69条(1)）。また、受取人のPSPは、PSPへの資金入金後に受取人の口座に入金しなくてはならない（70条(5), 73条(1)）。その結果、英国では、決済指示の翌営業日には受取人の口座に着金がある状態にしなくてはならない。

2.1.2 Financial Services (Banking Reform) Act 2013 (FSBRA)

“Part 5 Regulation of Payment Systems”において、決済システム関連の定義等が行われている。決済システムとは、資金の送金を実施するための過程において運営されているシステム、もしくは他の決済システムを利用し送金を容易にするシステムを指す（41(1)）。ただし、現金の移送、送金に関し英国内で引当を行わないシステム、証券決済システム、証券クリアリングシステム、主たる目的が送金ではないシステムは除外する（41(2)）。

決済システムの参加者として”Operator”，“Infrastructure provider”，“Payment service provider”の3種を挙げている（42）。

- ・ Operator : 決済システムの管理、運営に携わる者
- ・ Infrastructure provider : 決済システム運営に係るインフラを提供、管理する者
- ・ Payment service provider: 決済システムに参加していない者に対し、資金送金の手段を提供する者

Operatorは、FPSLやBPSL等の決済システムを運営するスキーム会社、Infrastructure providerはVocaLink等のシステム会社を想定している。

PSRの規制対象となる決済システムは、財務省が指定するとしている（43）。

PSRは、Operatorに対し本法の目的に沿った決済システムの規則（rules）制定を求め一方、規則の改定についてはPSRの承認が必要とする（55）。

PSRは命令により、Operatorに対し、参加を求める者についてPSPとしての参加を要求することができる（56(2)）。

2.1.3 Banking Act 2009

BoEによる監督の根拠法。本法では、銀行間決済システム(inter-bank payment system)を金融機関(銀行及び住宅金融組合)間の資金の移動を実施する取決め(arrangements)と定義する(182)。

本法に基づく規制を受ける銀行間決済システムは、財務省により決定される(184)。

また、185条では

BoEは、銀行間決済システムに対し、決済システムの規則(rules)制定を求める一方、規則の改定についてはBoEの承認が必要とする(190)。

2.1.4 Competition Act 1998

不正競争の疑いがある場合に、調査を行う権限を当局(資金決済の場合はPSR)へ与えている。

2.1.5 Payment Councilの機関決定

小口決済システムの標準化は、Payment Councilが中心となって検討されている。現在、FPSで利用されているISO8583は、Payment Councilの決定によりISO20022へ移行予定であったが、2014年末の各決済機関との契約解除により当該決定は有効性を持たなくなった。

2.1.6 FPSLの内規

Faster Payments Scheme Limitedでは、下記の内規及び参照文書が存在する。また、下線のドキュメントは非公開の文書である。

- ・ FPS RULES
- ・ Bank Reference Data for FPS Functional Specification (PN7723)
- ・ Bank Reference Data - Member's Guide (PN5005)
- ・ Deed of Charge
- ・ External Interface Specification
- ・ Faster Payments Member, Agency and Scheme Guide (IPL00115)
- ・ FPS Customer Reference Data Functional Specification (IPL00471)
- ・ FPS EISCD Technical Specification (PN7677)
- ・ FPS Procedures
- ・ FPS Reference data manual - Member and scheme agency guide (IPL00114)
- ・ FPS Security Policy
- ・ Functional Specification
- ・ Industry Sorting Code Directory Procedures
- ・ Liquidity and Loss Sharing Agreement

- ・ Membership Agreement
- ・ Security Code of Conduct
- ・ Settlement Service Provider Agreement
- ・ Validating account numbers UK modulus checking (PN6111)
- ・ Articles of Association

(1) FPS RULES

FPS RULES は、以下の章で構成されている。

- ・ 定義及び解釈
- ・ メンバー、スポンサーのクライテリア
- ・ メンバー及びサードパーティスポンサーシップに関する条件
- ・ 権利と義務
- ・ サードパーティに対する責任
- ・ 決済（Payment）の取扱い
- ・ 決済（Settlement）の実施
- ・ 業務引受
- ・ 退会、停止及び強制排除
- ・ FPS ルールの改正
- ・ 不服申し立て
- ・ Payment Council の機関決定
- ・ 手数料
- ・ 法および管轄裁判所
- ・ 雑則

2.1.7 BPSL の内規

Bacs Payment Schemes Limited の業務に関わる規定は、下記の様なステークホルダー間での契約が法的根拠になっている。

- ・ Bacs と参加機関
- ・ Bacs、セトルメントサービス提供者（BoE）及びインフラ提供者（VocaLink）
- ・ Bacs 参加機関とインフラ提供者
- ・ Bacs、インフラ提供者、及び参加機関
- ・ Bacs とその他ステークホルダー（例：Commercial Bureaux、Cash ISA Transfer、Current Account Switching Service 参加者等）

2.2 FPS

1998 年、英国財務省は英国の銀行サービスの競争状態に関する報告書の作成を予算に盛り込み、2000 年にクルックシャンクレポートとして取りまとめた。当該レポートにお

いて、資金決済システムの急激な改革の必要性が指摘され、OFT 配下での検討が進められた。

2005 年 5 月に、OFT の BPSL Innovation Working Group が報告書を取り纏め、1 日 1 回クリアリングを実施し、カットオフ(昼)前に実行された取引は同日クリアリングの上、受取人口座に入金する。カットオフ後に実行された取引は翌日入金とする ELLE(Early by Later today/Later by Early tomorrow)の導入が提起された。この報告書に対し、政府は利用者目線ではなく BPSL の見解に依っていると指摘、市中銀行側も政府の指摘を受け続けるのを避けるため、完璧なシステムの導入の検討を目指すこととした。検討の結果、2005 年 12 月には、APACS から 24 時間 365 日リアルタイムに口座入金を可能とするシステムの導入が提案された。この APACS の提案を基にシステム構築が進められ、2008 年に FPS がスタートした。

2.2.1 主なサービス

(1) 対象取引

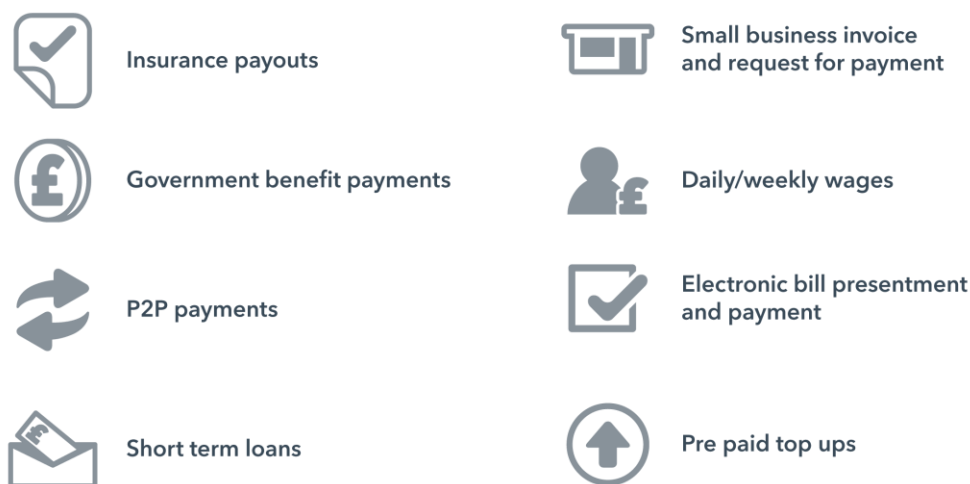
FPS では①Single Immediate Payments、②Standing Order、③Forward Date Payments の 3 種類の取引を対象としている。

①Single Immediate Payments は、即時送金を行うものであり、送金人による送金指示が発生都度、即時に受取人の口座に記録される。FPS のルール上、送金指示発生から受取人の口座着金までは 2 時間以内を原則としているが、実際には数秒で入金される。

②Standing Order は、家賃等の定時定額の送金をあらかじめ登録しておき、実施タイミングになると送金が事項される。

③Forward Date Payments は、クレジットカードの決済時によく使われ、5 営業日以内の先日付での送金予約を行う。

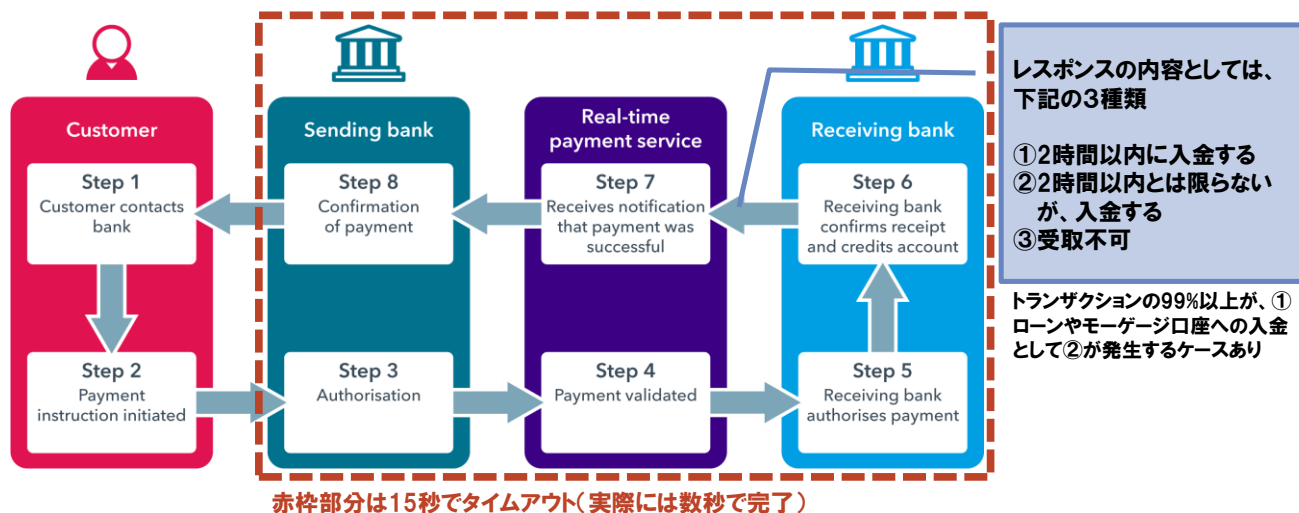
図表 48 FPS の利用シーン



(出典) VocaLink 社プレゼンテーション資料

FPS の特徴は、被仕向銀行が着金に関する応答を仕向銀行へ返す点にある。被仕向銀行は送金連絡を受け取った際に、①2 時間以内に相手方口座に着金させる、②2 時間以上かかるが相手方口座に着金させる、③拒否のうちどれか一つの内容を回答する必要がある。

図表 49 FPS における電文の取扱プロセス



(出典) VocaLink 社へのインタビュー内容及び VocaLink 社資料を基に、NTT データ経営研究所作成

(2) 稼働時間

FPS は 24 時間 365 日稼働しており、データ受付、データ送受信も 24 時間 365 日実施している。

(3) 上限金額

サービス開始当初は、試験的に上限金額を 1,000 ポンドとしていたが、現在はいずれの取引においても上限金額は 1 万ポンドに設定されている。主に個人送金での FPS 利用を想定した設定となっている。

(4) 清算、決済方法

FPS では、1 日 3 回 (7:00, 12:45, 15:30) にクリアリングを行う。クリアリング結果を BoE へ送信し、その 15 分後に BoE にて決済を行う。

(5) 手数料

FPS 参加機関が支払うコストには 2 種類ある。FPSL が提供するスキームの運営コスト、及び VocaLink が提供する中央インフラの運営コストである。

スキームについては、各メンバーは取引量に応じ手数料を支払う。ボリュームディスカウントはない。これらの手数料は、FPSL の運営費、FPSL の準備金、システム利用費に充てられる。

加えて、参加機関は VocaLink に対して月額固定費をシステムへの接続費として支払う。目安としては 1 年に 11 億 5,000 万円のトランザクションに対し、VocaLink に合計で 3,000

万ポンドが支払われる。これはトランザクション 1 件あたり約 0.03 ペンスである。なお、取引量がこの基準を超える場合は、下記の目安で手数料が追加される。

- ・ 取引量 10 億件追加の場合、合計 500 万ポンド上乗せ（1 件あたり 0.005 ペンス）
- ・ 取引量 20 億件追加の場合、合計 3,500 万ポンド上乗せ（1 件あたり 0.0175 ペンス）

また、セトルメント機関である BoE に対しては、決済のための口座維持費や決済手数料を支払う必要がある。

(6) 利用状況

参加機関数

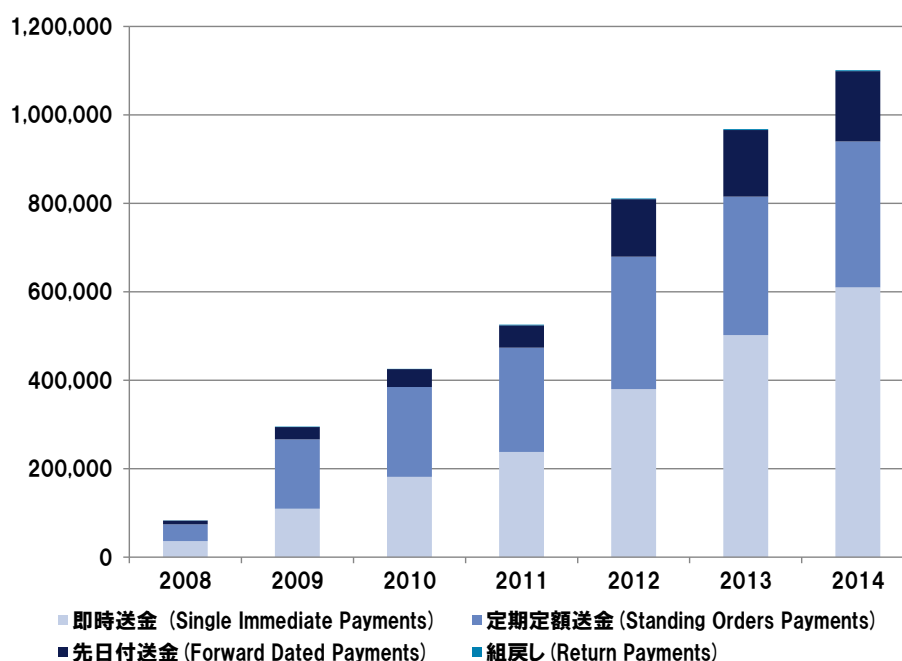
2015 年 3 月現在、直接参加機関は 10 行、間接参加は約 300 機関（銀行及び PSP）である。

なお、FPSL は現在、コスト削減を通してより低価格でサービスを提供することで直接参加行数を拡大する取組を進めている（2.2.8 参照）。

取引件数・取引額

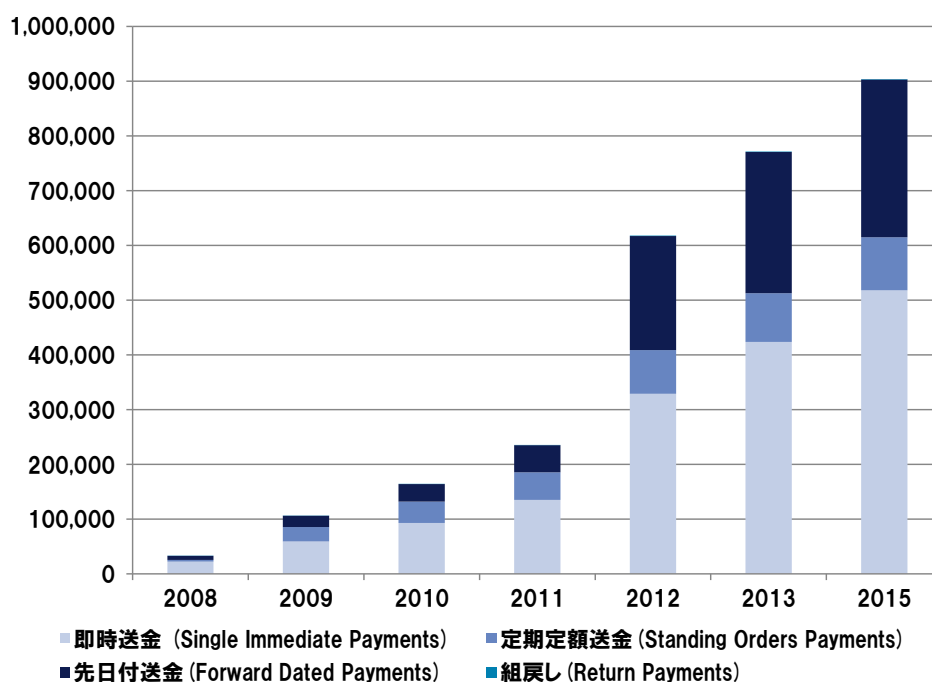
2014 年の FPS における取引量合計は約 11 億件、また取引額合計は約 9,000 億ポンドであった。取引のうち半数は即時送金が占めるものの、残りの半数はリアルタイム性を要しない決済が占めている。

図表 50 FPS の取扱い件数（千件）



(出典) Payment Council

図表 51 FPS の取扱い金額（百万ポンド）



(出典) Payment Council

2.2.2 参加者との契約関係

FPS へは外銀を含めた金融機関、PayPal 等の決済サービスプロバイダー、一般企業が参加している。

FPS の参加者クライテリアには、①メンバー、②ダイレクト・エージェンシー、③間接参加者が挙げられる。なお、これらに加えて、Third-party Beneficially というクライテリアも存在するものの、現状ではこのクライテリアにおける利用者はいない。

2015 年 3 月現在、メンバーとして 10 行が参加しているが、当該 10 行は英国内における送金件数の約 95% のシェアを確保することができる。そのため、英国の送金のほとんどが FPS に直接参加することができると思われることができる。

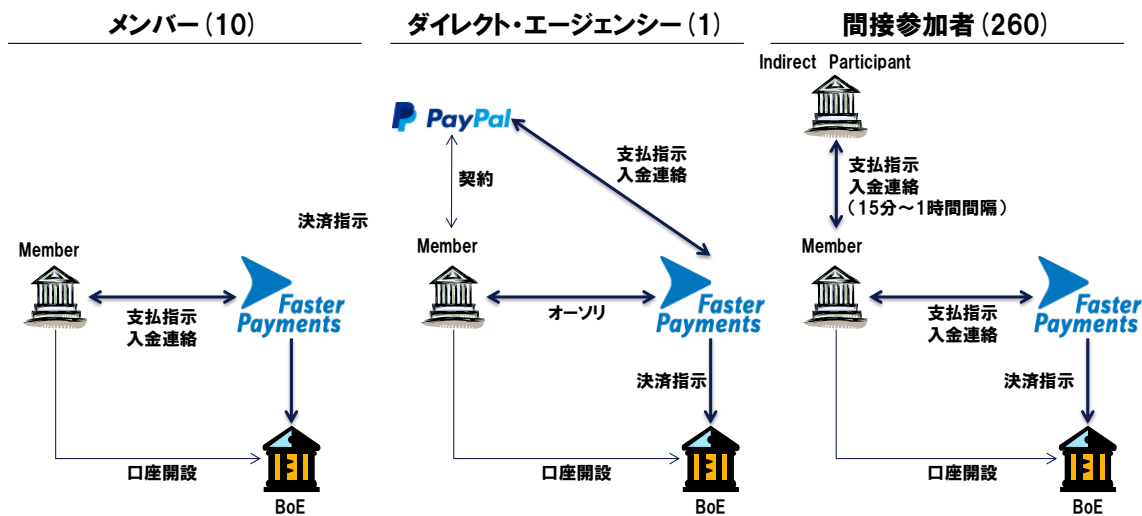
図表 52 FPS のメンバー行

Barclays Bank PLC		HSBC Bank PLC	
Citibank N.A.		Lloyds Bank	
Clydesdale Bank PLC		Nationwide Building Society	
Co-operative Bank PLC		Royal Bank of Scotland Group	
Northern Bank Ltd T/A Danske Bank		Santander UK PLC	

(出典) FPSL ホームページ(<http://www.fasterpayments.org.uk/membership/current-members>)

メンバーは、ダイレクト・エージェンシーや間接参加者のための代理決済機関としての役割もになっている。

図表 53 FPS の参加クライテリア (括弧内の数字は参加者数)



(出典) FPSL 社へのインタビューを基に、NTT データ経営研究所作成

メンバーは、送金指示を直接 FPS へ送信でき、入金通知も直接 FPS から受け取る。メンバーは、BoE 内に決済口座を開設している必要があり、1日3回の決済を BoE にて実施する。

ダイレクト・エージェンシーは、送金指示を直接 FPS に送信でき、入金通知も直接 FPS から受領することができるものの、BoE 内に決済用口座を開設しておらず、メンバー行に代理決済を行ってもらう。2014年5月現在、PayPal 1社がダイレクト・エージェンシーとして参加している。

間接参加者は、送金指示、入金通知をメンバー行を介し間接的に FPS とやり取りを行う。また、決済についてもメンバー行に代理決済を行ってもらう。

2.2.3 各リスクへの対応

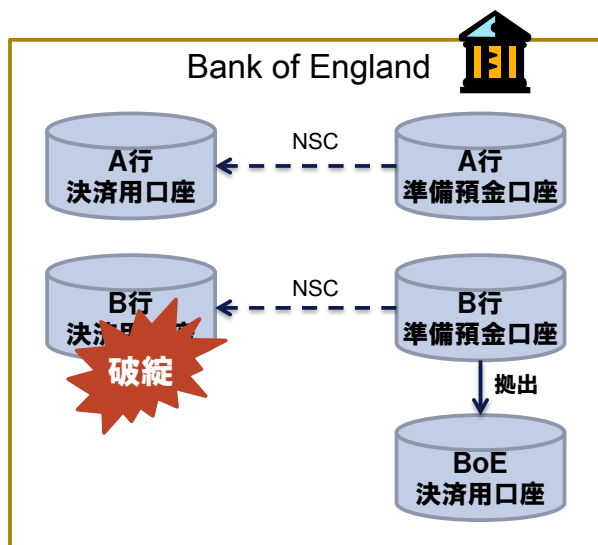
(1) 信用リスク・流動性リスク

システム上に NSC (Net Sender Cap) というキャップ (上限) が設定されており、各行は BoE の口座に NSC の額を持っている。クリアリング時点の負けポジションが NSC を超過する場合は、システムは当該トランザクションを受け付けない。

従前は、サバイバーズ・ペイによる決済継続が行われていた。これは、最大の 1 行破たん時に耐えられるような担保が中央銀行へ差し入れられ、銀行破たん時は、生き残っている銀行 (Surviving Banks) から当面の拠出を行う対応である。

しかしながら、これでは FMI 原則への準拠も難しく、複数行破たん時には耐えられないため、2015 年以降、デフォルターズ・ペイ方式へ移行することを決定した。デフォルターズ・ペイ方式では、仕向超過限度額を中央銀行の準備預金残高と連動させる。1 行が破たんした場合には当該銀行が BoE の口座に入金することで解決する、各行が自行のリスクを負う仕組みとなる。

図表 54 BoE 準備預金口座残高を基準とした仕向超過限度額 (Net Sender Cap) 設定



(出典) FPSL 社へのインタビューを基に、NTT データ経営研究所作成

(2) オペレーションリスク

FPS では、システムの冗長性を確保するために大規模な投資をしている。具体的には、2 つのデータセンターを保有しており、これら 2 データセンターがシステム負荷を平準化させつつ両現用で稼働している。各データセンターには 2 ノードが配置されている。つまり、2 センター×2 ノードの 4 つのシステムが並行して稼働している状態にある。メンテ

ナンス等を実施する際には、これらのうち、1つを停止しメンテナンスを行い、残りの3ノードで本番稼働を継続させることで、24時間365日対応を実現している。

参加機関は、FPSと同様に2センターを運営し、それぞれVocaLinkが運営する2つのスイッチ（両現用）と接続しなければならない。また、スタンバイとして、3番目のスイッチもオフラインで接続される。

参加機関における予定外のメンテナンスは、1度に1データセンターのみ、2時間までという基準が設けられている。

FPSのセキュリティ基準は、業界におけるベストプラクティス及びFPS独自の基準を組み合わせ設定されている。仕向行・被仕向行の双方が鍵を持ち、トランザクション情報の内容が触れられずに送られることができる。

従前は、FPSLから参加機関に対してデータセンターのセキュリティ管理に関するルールを課していたが、現在ではこれはPSRの管轄であるためFPSLの基準は設定していない。

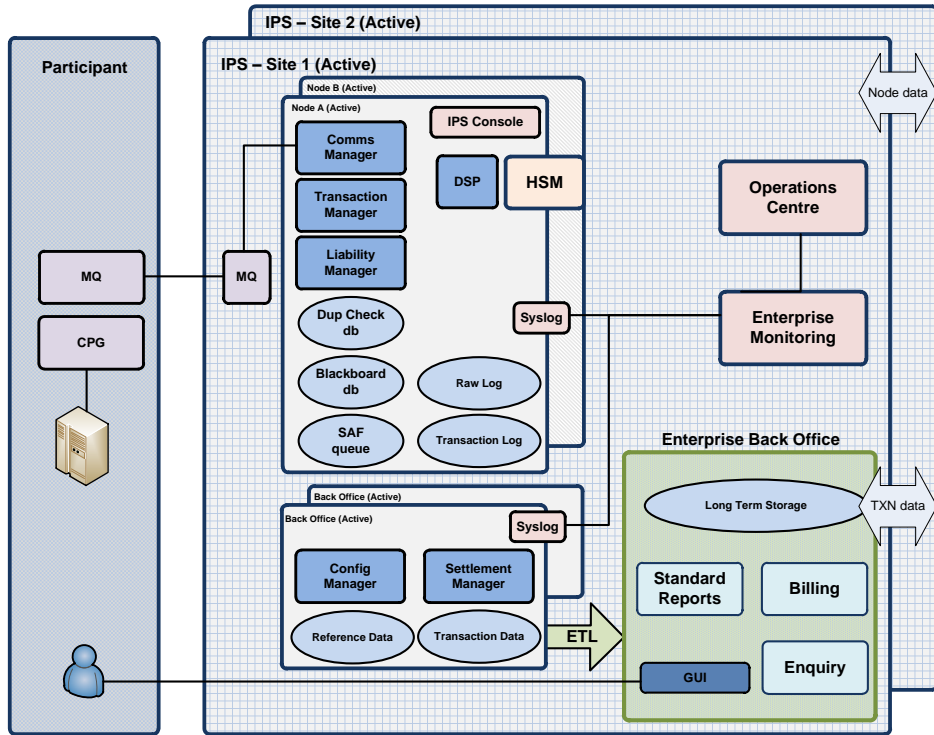
2.2.4 ネットワーク網

ネットワークは専用線を利用している。また、英国のテレコム企業と連携してMPLS接続を設立した。複数の接続ルートを設定することで冗長性が確保されている。

2.2.5 システム構成

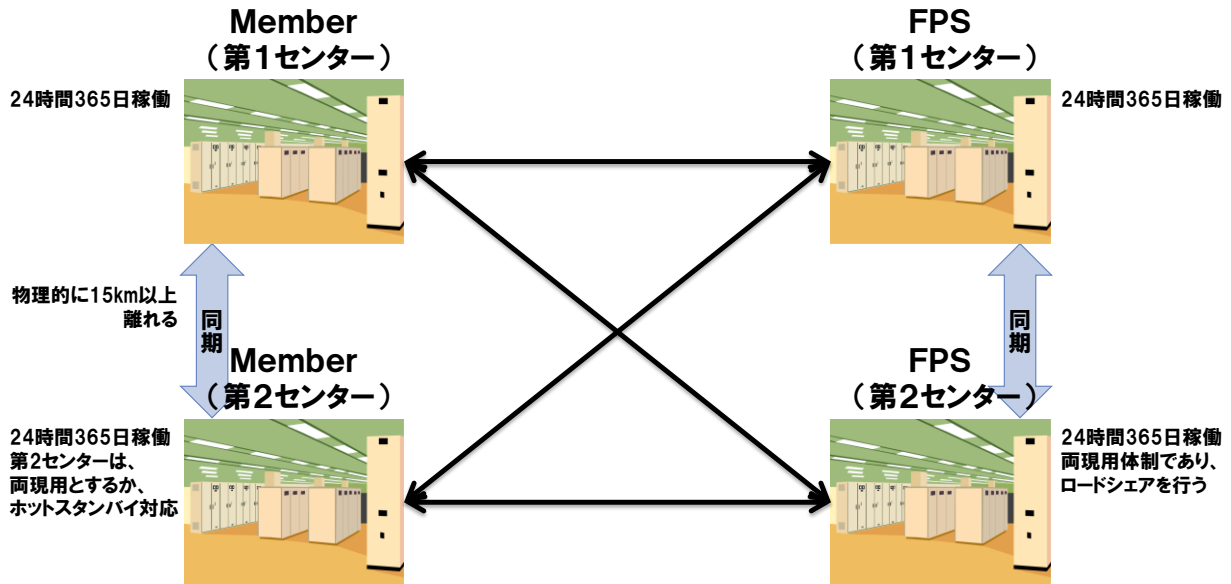
上記のFPSでは、2センター×2ノードの4システムがを図示すると下図の様になる。

図表 55 FPS のシステム構成



(出典) VocaLink 社プレゼンテーション資料

図表 56 メンバーと FPS のシステム関係



(出典) VocaLink 社へのインタビューを基に、NTT データ経営研究所作成

2.2.6 電文フォーマット

(1) 電文標準化状況

FPS では、電文フォーマットに ISO8583 標準を採用している。かつて Payment Council において ISO20022 標準導入について検討されたことはあるものの、Payment Council との契約関係解消後は移行の検討は行われていない。その背景には、現行の ISO8583 標準を利用すると、被仕向行における送金指示の受付状況がリアルタイムでわかるというメリットがある。これは、クレジットカードのオーソリ処理で用いられることの多い ISO8583 の電文は、中央インフラを介して仕向行と被仕向行の間を往復することを想定して作成された電文であるためである。反対に ISO20022 標準の電文は、仕向行と中央インフラの間で初めの送金指示が完結し、それを受けて中央インフラから被仕向行へ別の電文を送る仕組みであるため、別途被仕向側から仕向側へ電文を返信しない限り、被仕向行における決済のタイミングが把握できない。

なお、現在、FPS を利用する Tier2 銀行や企業のために、ISO8583 と ISO20022 間のマッピング機能を構築している。

(2) 送金情報の利用状況

FPS としては、金融 EDI 等の活用に関して方針を持たない。ユーザーである産業界や銀行がルールを決定する場合には対応する。

FPS が利用する電文には 3 ヶ所の Reference field がある。第一に 18 桁の領域、次に SWIFT の MT103 フォーマットの内容を複製した 140 桁の領域、最後に 31 桁の領域がある。ただし 31 桁部分は現状あまり使われていない。将来的に Bacs や CHAPS から取引が FPS へ移行される可能性を踏まえ、どのシステムの電文フォーマットへも対応可能に構築されている。

(3) その他

FPS は、送金人がサービス画面で決済を確定した後、15 秒以内に決済完了のメッセージを受け取る様に設計されている。これは、2006 年にフォーカスグループを対象に実施した実験の結果、目ががブランクスクリーンを前にして耐えられる待機時間は 15 秒までという結論が出たためである。この 15 秒の間に、受取人口座への着金も完了している。

2.2.7 周辺サービス

FPS では、AML の観点から疑わしき取引と判断された取引については、取引銀行にその旨を通知している。ただし、当該取引を一時的に停止する等の対応は行わない。実際に当局へ報告すべき取引かどうかは、関係する金融機関側で判断することとなる。

また、他サービスとの連携として、①PayM、②Current Account Switch Guarantee の 2 サービスが稼働している。加えて 2015 年より③ZAPP も稼働を予定している。

(1) PayM

PayM は、モバイルを活用した個人間 (P2P) 送金のスキームであり、Payment Council が運営を行っている。PayM では、口座番号を使わず、携帯電話番号を指定することで送金を行うことができる。携帯電話番号と実際の口座番号との紐付けはインフラ側で実施している。利用料は無料。

(2) Current Account Switch Guarantee

Current Account Switch Guarantee は、銀行顧客の銀行をまたいだ口座移動 (A 銀行の口座を閉鎖し、B 銀行の口座を代わりに開設する) を容易にさせる仕組みである。それまで、英国では銀行口座の移動が頻繁ではなく、クレジットカードへの登録や給与振込の登録の煩雑さがその原因と指摘されていた。本サービスでは、Payment Council が運営するシステム上に旧口座と新口座の紐付け状況を 13 か月間保有し、旧口座への振込等が発生した場合に新口座へ振返るとともに、送金人に対し受取人が口座を移設したことを伝えるものである。利用料は無料。

(3) ZAPP

ZAPP は、モバイルを活用した店舗、オンラインでの決済の仕組みである。

2.2.8 今後の展開

New Access Program

New Access Program は、より低価格でサービスを提供することで直接参加行数を拡大する取組である。これは FPSL としてユーザー利益への貢献を目的とする取組であり、FPSL 自身の利益増加を目指すものではない。

VocaLink 一社が中央インフラを提供していた状態から、金融機関が FPS を利用するためのソリューション提供について複数ベンダーに競争させる環境へ変えることで、コストを削減してサービス利用料を廉価にする。

FPSL はベンダー側及び金融機関側から複数社にアプローチしており、この中から 2016 年中にまず一部のベンダーと金融機関のマッチングを図る予定である。

上限金額の引上げ

新たな信用リスクへの対応スキーム (2.2.3) への変更に伴い、現在 1 万ポンドに設定されている上限金額のさらなる拡大を検討している。

具体的には、25 万ポンドを 2015 年度中に実現し、最終的には 100 万ポンドまでの引上げを 2016 年度中に達成することを目指している。

2.3 Bacs

2.3.1 主なサービス

(1) 対象取引

Bacs は①Direct Debit、②Direct Credit、③Standing Order の 3 種類の送金を取り扱

っている。英国において Direct Debit は Bacs のみが提供しており、公共料金、保険料、住宅ローン、新聞等の購読料などの支払いに利用されている。また、給与や生活保護給付金、仕入先への支払いには Bacs の Direct Credit が主に利用されている。Standing Order については、多くが FPS へ移行しており、Bacs 上での取扱いは減少している。

(2) 稼働時間

Bacs は銀行営業日の 7:00-22:30 にてファイルを受け付けている。

(3) 上限金額

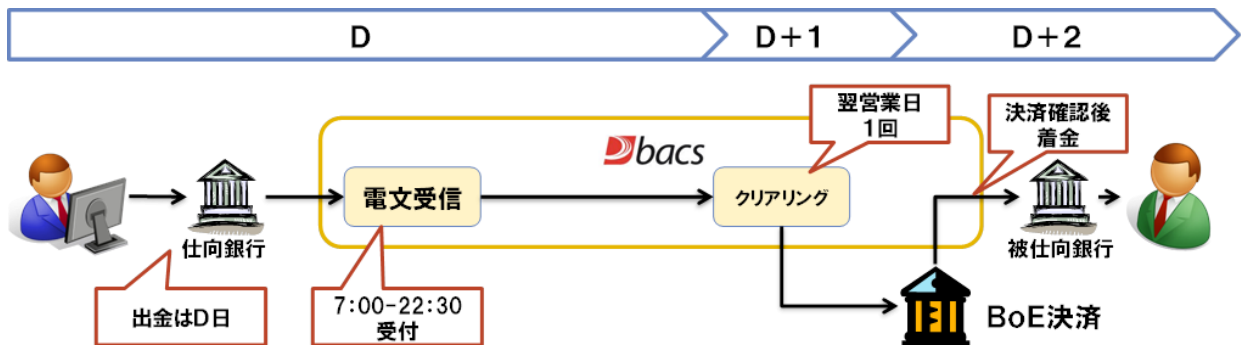
各出資行によって設定されている。例えば、Barclays では、上限を 5 万ポンドとしている。なお、Barclays は FPS の上限も 5 万ポンドと設定している¹⁶。

(4) 清算、決済方法

Bacs では、前営業日に受信した送金指示について 1 日 1 回クリアリングを行う。クリアリング結果を BoE へ送信し、BoE では翌営業日に決済を行う。Day 1 が Input Day (決済入力)、Day 2 が Processing Day (クリアリング)、そして Day 3 が Entry Day (着金) と定義されている。

PSR は、決済指示日の翌営業日までに受取人の口座に入金することを求めている。これに対し、Bacs における Direct Debit、Direct Credit は、2 営業日後を指定日とする先日付の決済指示であるという解釈のもと、Bacs による資金決済は決済指示日当日に実施されている。

図表 57 Bacs の決済スケジュール



(出典) NTT データ経営研究所作成

(5) 手数料

Bacs システムの運営コストは、VocaLink が直接メンバーへ毎月請求書を発行し徴収している。これは、取引量に応じて徴収され、ボリュームディスカウントはない。

メンバーには上記の他に、Bacs での決済に係る流動性の提供や担保の差入等のコストが

¹⁶ <http://www.barclays.co.uk/P1242635297076>

発生する。

金融機関が Bacs に参加する際には費用はかからない。ただし、新規メンバーの参加によって中央インフラにシステム変更や試験が必要な場合には、インフラ提供者 (VocaLink) から BPSL に費用が請求され、参加行が負担する。

(6) 利用状況

参加機関数

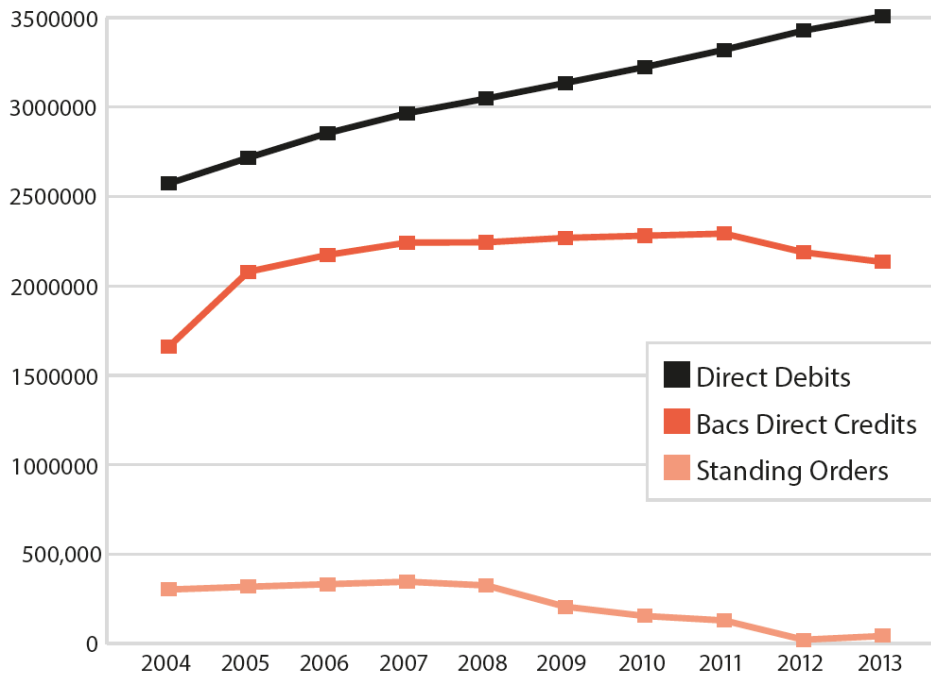
2013 年現在、BPSL は以下の 16 メンバーで構成されている。

- ・ Allied Irish Bank
- ・ Bank of England
- ・ Barclays Bank
- ・ Citibank NA
- ・ Clydesdale Bank Plc
- ・ Coutts & Co
- ・ HBOS (Halifax and Bank of Scotland)
- ・ HSBC Bank plc
- ・ Lloyds Banking Group
- ・ Nationwide Building Society
- ・ NatWest
- ・ Northern Bank
- ・ Santander
- ・ The Co-operative Bank
- ・ The Royal Bank of Scotland
- ・ Virgin Money

取引件数

2014 年の取引量は、Direct Debit が 36 億件以上（前年 35 億件）、Direct Credit が 22 億件であった。

図表 58 Bacs の取扱件数の推移 (千件)



(出典) Bacs Processing Statistics

図表 59 Bacs 業種別 Direct Debit 件数の推移 (千件)

Sector	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
Life insurance premiums	389,535	374,009	354,823	328,826	305,866	299,758	282,190	261,602	243,125
Non-life insurance total	424,976	431,231	433,870	433,377	435,733	379,879	361,466	340,684	317,720
Council tax/business rates	138,073	142,317	147,766	151,056	151,791	164,071	161,397	163,525	168,660
Mortgage repayments	112,232	114,741	118,470	117,242	113,612	108,552	104,657	100,095	91,493
TV licences	108,232	113,999	120,714	124,563	126,587	129,026	131,555	133,664	135,732
Loans and leasing	183,361	179,760	177,049	172,930	165,947	175,055	173,061	165,495	151,193
Electricity billing	113,984	116,207	119,489	124,926	133,071	139,169	130,165	109,348	104,828
Gas billing	142,379	148,040	155,654	159,105	158,410	124,608	127,601	125,277	122,965
Water rates	107,022	110,739	115,086	120,274	125,115	129,397	119,736	124,089	128,526
Telephone billing	215,102	221,382	228,152	225,486	227,442	367,265	411,152	437,118	466,459
Retail sales	90,917	108,362	117,780	128,573	144,435	174,934	204,984	244,833	275,055
B2B collections	138,241	161,531	177,380	206,491	233,481	150,481	127,050	127,190	127,342
TV billing	122,419	125,685	127,773	128,504	132,522	140,983	146,317	149,901	150,395
Subscriptions	185,145	208,806	225,727	239,045	242,367	287,525	285,830	303,697	319,152
Housing rents	7,698	8,629	9,200	9,935	10,540	9,824	9,935	10,524	10,847
Other bank payments	61,212	64,313	64,510	65,260	72,331	73,674	77,127	75,913	75,383
National insurance	20,547	20,791	20,446	19,793	18,895	21,179	16,154	20,196	20,409
Fees	38,996	47,552	53,747	56,516	58,952	33,297	31,267	35,280	37,530
Savings contributions	17,741	17,272	16,073	14,678	13,113	14,374	13,982	12,400	10,768
Uncoded/other DD	93,508	133,490	175,969	215,014	258,843	294,883	398,641	480,911	538,891
Credit contras	5,382	5,585	5,891	6,060	6,084	6,192	6,326	5,954	5,795
Total	2,716,702	2,854,441	2,965,569	3,047,654	3,135,137	3,224,126	3,320,593	3,427,696	3,502,268

(出典) Bacs Processing Statistics

図表 60 Bacs 送金種類別 Direct Credit 件数の推移 (千件)

Sector	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
Salaries	299,968	300,600	294,559	280,188	260,791	260,857	258,584	240,500	235,199
Wages	221,174	207,823	196,083	187,088	173,136	163,983	157,444	144,462	135,798
Pensions & annuities	106,577	107,052	108,378	111,434	114,049	122,317	123,802	123,669	123,666
Interest	9,101	8,633	8,163	8,333	8,476	9,312	9,267	4,208	3,560
Card related credits	53,430	53,825	55,860	58,809	62,270	66,369	64,450	63,441	66,478
B2B payments	121,392	122,550	123,386	122,326	117,908	124,334	123,892	116,713	111,360
Dividends	26,607	24,307	22,696	21,205	14,789	16,773	15,333	14,578	13,692
Expenses	9,452	8,688	8,035	7,703	7,045	6,635	6,056	5,309	4,888
Insurance settlements	11,528	12,232	13,346	13,791	14,249	16,507	15,779	15,507	14,486
Government payments	994,320	1,048,436	1,075,501	1,085,121	1,145,913	1,170,543	1,164,491	1,144,469	1,100,459
Remote banking	94,916	107,729	123,430	105,525	60,211	56,275	56,798	25,251	22,849
Other credits/uncoded	128,129	168,449	209,457	239,000	286,413	263,169	292,455	310,949	311,082
Debit contras	2,656	2,882	3,166	3,348	3,444	3,639	3,774	3,858	3,953
Total	2,079,250	2,173,206	2,242,060	2,243,871	2,268,694	2,280,713	2,292,125	2,212,914	2,147,470

(出典) Bacs Processing Statistics

その他 利用状況の指標（2014年）

- ・ Direct Debit
 - 英国世帯における公共料金等の支払（bill）の71%がBacs（前年67%）
 - 英国国民10人の内8人がDirect Debitを利用

- ・ Direct Credit
 - 英国労働者の90%がBacsで給与受取、合計で約10億件
 - 150,000企業がBacsのDirect Creditを利用

2.3.2 参加者との契約関係

(1) 参加者の条件

BPSLのメンバーになるためには、以下の条件がかかる。

- ・ BoEに決済口座を保有する
- ・ 欧州経済領域（the European economic area）を本拠地とする
- ・ VocaLink等が提示する技術要件に適合する
- ・ 銀行もしくは住宅金融組合である
- ・ 短期格付けにおいて、S&P A-3以上、もしくはFitch F-3以上、もしくはMoody's P-3以上
- ・ 長期格付けにおいて、S&P BBB-以上、もしくはFitch BBB-以上、もしくはMoody's Baa3以上
- ・ 会員規約、決済合意にサインする
- ・ Bacsにかかるコストを支払う

(2) 参加者のクライテリア

Bacsにはメンバーの他、公共料金収受企業がAffiliateとして参加することも可能。

2.3.3 各リスクへの対応

(1) 信用リスク

Bacsにおける決済では、Day1からDay3の三日間に渡る決済スケジュールのDeferred Net Settlementの性質から、信用リスクが発生する。これらのリスクは常にモニタリングされ、参加行へレポートされている。Bacsによるモニタリングの結果、信用格付が一定の基準に満たなかった参加行は、他参加行へもたらす信用リスク増加の対策として追加の担保を求められる。

システム上に備えられている信用リスク対策としては、主に下記の3点が挙げられる。

- ・ 各決済ファイル・項目における上限額の設定（出資行が設定）
- ・ システム上、個人向け決済額の上限は2,000万ポンド
- ・ 設定されているHard Debit Caps（各参加行のエクスポージャー上限）に基づき、

通常と異なる程度の決済額が入力された場合に Bacs システムへアラートされる。
必要に応じて当該ファイルは削除される

現在、Bacs は参加行のうち最大 1 行（または小規模 2 行）が破綻した場合に十分にカバーできる担保と流動性を備えている。参加行は Bacs との Membership Agreement に基づいて資金を預けており、ある参加行が破綻した場合には他の参加行がカバーしている。ただし、FPS と同様、Bacs も 2015 年以降、デフォルターズ・ペイ方式へ移行し、各行が自行リスクを負う仕組みに移行する予定である。

(2) 流動性リスク

上記の Hard Debit Caps は流動性リスクの低減にも貢献している。

また、各参加行のネットポジションはセトルメント時間の 24 時間以上前に通知される。毎決済日における 30 分毎のポジションを記録した 1 か月分のレポートが参加行に毎月交付される。Bacs は参加行に対し詳細でリアルタイムな、日を跨いだ決済のモニタリングを可能にしている。

(3) オペレーションリスク

Risk Review Group が四半期毎にリスクについて検査を行い、その結果を Risk Committee 及び Board が見直す。このリスク管理プロセスは、毎年内部の監査及び外部からの監査（Deloitte）を受ける。また Bacs は毎月、主要なステークホルダーに対して、運営上の信頼性等の評価結果である Key Performance Indicator を発表する。

インフラ供給者（VocaLink）のシステム及び情報セキュリティについては ISAE3000 の標準、また RTGS については ISAE3402 標準で監査を行う。

セトルメント額の超過に起因するシステムリスクの対策は短期的及び長期的な観点から行われている。短期的には、上記の Hard Debit Caps によってセトルメント額の調整を図っている。更に長期的には、8 ヶ月分の運営コストをカバーできるだけの資金が備えられている。

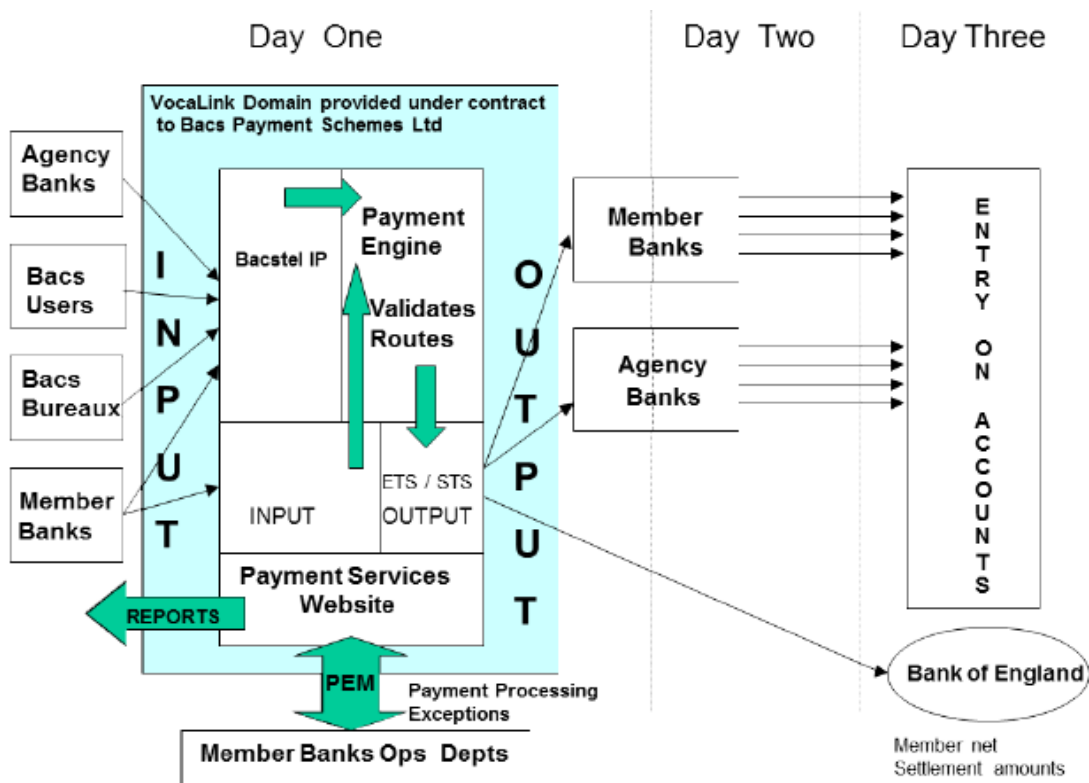
2.3.4 ネットワーク網・チャネル

インターネットや SWIFTNet が利用されている。

2.3.5 システム構成

(1) システム構成

図表 61 Bacs-参加機関間のシステム及び決済フロー



(出典) CPMI-IOSCO Disclosure for BPSL December 2014.

参加機関は、下記の様なチャンネルやインターフェースから Bacs にアクセスする。

Enhanced Transmission Service (ETS)

ETS は参加機関や顧客による Input (決済情報入力、関連報告業務等)、及び Output (着金指示、関連報告業務等) をサポートする。

SWIFTNet Transmission Service (STS)

ルーティングのネットワーク SWIFT を用いて ETS と同様の機能を提供する。

Bacs Payment Services Website (PSW)

参加機関がインターネット上で利用する Bacs のポータル。顧客データの管理やレポートの発行、決済金額のチェック等の機能を提供する。

(2) 通信プロトコル

参加機関は、Bacs にアクセスする際に Bacstel-IP Service を主に利用する。Bacs Approved Software を利用して、インターネットまたは Extranet 等の他ネットワークから Bacstel-IP へ接続できる。

2.3.6 電文フォーマット

(1) 電文標準化状況

Bacs の Direct Debit 及び Direct Credit の電文は Standard 18 という標準を用いている。仕向機関は、決済額、口座情報、送金人及び受取人の情報が包含されたファイルを中央インフラ提供者へ送る。中央インフラにおいて決済情報が認証されたと、ファイルが被仕向機関へ送られ、決済が実施される。

(2) 送金情報の利用状況

Bacs が利用するフォーマットでは、送金情報として利用できる欄が 18 桁と限定されており、EDI 情報等の設定には利用されていない。

2.3.7 周辺サービス

Bacs の周辺サービスとして、Bacs への接続を容易にするためのサービスが提供されている。

(1) Bacs approved software

Bacstel-IP (インターネットによる Bacs 接続サービス) を実施するための Bacs により認証された個別ソフトウェア

(2) Bacs approved bureaux

Bacs への共同接続サービス。半数以上の Bacs 参加者がこの bureaux サービスを利用している。Bacs は bureaux が Bacs の定める標準にかなっているか確認を行う。

(3) Bacs accredited training

Bacs 利用に向けたトレーニングサービス

(4) 他サービス・機関との連携

FPS と同様 Current Account Switch Guarantee と連携し、Current Account Switching Service を提供する。

オンライン上で簡単に Direct Debit 決済を可能にする GoCardless や、クレジットカード決済サービスである iZettle といったソリューションと連携している。

3 ACH の改革に向けた当局等の取組み

3.1 当局の取組み

3.1.1 PSR の Payments Strategy Forum

PSR による新たな規制体制の構築に伴い、ACH 改革についても PSR が担うことになった。ACH 改革を検討するための組織として、PSR は Payments Strategy Forum が組成されている。

このフォーラムでは決済業界とサービスユーザーが決済業界の将来について討議し、戦略的な優先順位付けを行う。

2015 年 3 月現在、16 名の専門家がフォーラムのメンバーとして選出されている。

- ・ Louise Buckley, head of communications, Payment Systems Regulator (議長)
- ・ Carlos Sanchez – CEO, Orwell Group (金融サービス提供企業グループ)
- ・ Chris Dunne – payment services director, VocaLink
- ・ Craig Tillotson – managing director, Faster Payments
- ・ Hilary Plattern – director, payments industry corporate bank, Barclays
- ・ Hugh Stokes – executive director of competition law, Visa Europe
- ・ Katy Worobec – director, Financial Fraud Action UK
- ・ Lisa Felton – global head of consumer regulation and content standards, Vodafone
- ・ Marcia Clay – group head and senior vice president, strategy and market development, MasterCard UK and Ireland
- ・ Matthew Oakley – chief economist & head of financial services policy, Which? (製品テスト等を行う企業)
- ・ Neil Lover – head of payments and cards, Coventry Building Society
- ・ Nick Davies – universal credit team, Department for Work and Pensions
- ・ Otto Benz – strategic payments director, Virgin Money
- ・ Seamus Smith – managing director, PayPoint UK & Ireland (決済事業者)
- ・ Toby Mason – head of global payments services and system assurance, American Express

3.2 その他の関係者の取組み

V. 豪州

1 ACH の関係者

1.1 ACH 運営機関

1.1.1 Austroaliam Payments Clearing Association (APCA)

豪州では、APCA が、小口決済システムを管理、運営している。詳細は、1.3.1 参照。

1.2 資金決済に関係する当局

1.2.1 Reserve Bank of Australia (RBA)

RBA は、Reserve Bank Act 1959 及び Payment Systems (Regulation) Act 1998 により、決済システムの規制を行う権限を与えられた。

決済システムに関する政策は、RBA 内の Payments System Board (PSB)が決定するものとされている。PSB は、RBA 総裁を議長とし、議長の指名する RBA メンバー 1 名、オーストラリア健全性規制庁 (Australian Prudential Regulation Authority : APRA)から 1 名、その他財務大臣が指名する最大 5 名の外部メンバーから成る。全メンバーは、等しく議決権が与えられる。PSB は Reserve Bank Act 1959 を根拠とする。

1.2.2 Australian Prudential Regulation Authority (APRA)

APRA は 1998 年 7 月 1 日に設立された、オーストラリアの金融業界における健全性規制を行う機関である。APRA は銀行、信用組合、住宅金融組合、総合保険会社、再保険会社、生命保険会社、共済組合、年金業界を対象とする。APRA と RBA は基本合意書 (Memorandum of Understanding : MoU) を締結し、相互に協力しあうことを確認している。

1.2.3 Australian Competition and Consumer Commission (ACCC)

ACCC は、豪州の公正取引を監視する当局である。ACCC と RBA はともに決済システムの競争環境の創出に責任を負っている。ACCC と RBA は基本合意書 (Memorandum of Understanding : MoU) を締結し、相互に協力しあうことを確認している。

1.2.4 Australian Transaction Reports and Analysis Centre (AUSTRAC)

AUSTRAC はオーストラリアのマネーロンダリング防止とテロ資金対策 (Anti-money laundering and counter-terrorism financing : AML/CTF)規制機関であり、金融情報機関 (Financial intelligence unit : FIU) である。Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 に基づき、金融機関等からの情報を集約し、海外を含む関係機関へ報告を行っている。

1.2.5 Council of Financial Regulators

Council of Financial Regulators は、法律上規定のない組織である。RBA を議長とし、RBA、APRA、Australian Securities and Investments Commission (ASIC)、財務省をメンバーとする。本 Council では、より効果的、効率的な規制を目指すため、ハイレベルで

の規制当局間の協議を行っている。Council 自体には、規制当局としての機能はない。

1.3 資金決済に関する業界団体

1.3.1 Australian Payments Clearing Association (APCA)

(1) 概要

APCA は 1992 年 2 月 18 日に設立された、オーストラリアの資金決済システムにおけるイノベーションの促進や効果的な競争の喚起、決済プラットフォームの拡張を目的とした有限責任会社である。APCA は、これらの目的を達成するため、①自主規制や標準の策定、②業界政策の策定、③業界のコレボレーションのためのフレームワーク策定、④メンバーへの便益の提供を行っている。

APCA は豪州の 5 つの決済スキームを運営している。

- ・ Australian Paper Clearing System (APCS)
小切手やそのほかの紙ベースの決済手段を対象としたクリアリングシステム
- ・ Bulk Electronic Clearing System (BECS)
バルクで行う Credit 及び Debit 決済を対象としたクリアリングシステム
- ・ Consumer Electronic Clearing System (CECS)
ATM 及び EFTPOS を対象としたクリアリングシステム
- ・ High Value Clearing System (HVCS)
High-Value のクリアリングシステム
- ・ Australian Cash Distribution and Exchange System (ACDES)
紙幣及び硬貨の交換のためのクリアリングシステム

(2) 設立背景

政府は 1980 年代初頭に金融機関に対し、資金決済システムの改革のための勧告を行った。いくつかの問題点が指摘される中、資金決済におけるより公平な競争の場の必要性が訴えられた。

オーストラリアにおける決済システムの改革は銀行協会（Australian Bankers' Association）が中心となって 1980 年台中期に行われ、1980 年台後半には RBA が議長を務める Reform of the Clearing System Steering Committee (ROCS) が検討の中心となった。ROCS での議論は、改革を推進するための業界の自主規制団体として APCA の設立につながった。

APCA では、決済サービスのグループ分けを行い、それぞれの業務におけるルールやプロセスを策定することに当初注力していた。次のフェーズでは、APCA はプロジェクト管理やコンティンジェンシープラン、認証といった分野を管理するようになった。これらの業務は現在でも APCA の基幹業務として残っている。

最近では、APCA の役割は、オーストラリアの決済システムに関する戦略策定や規制政

策も含まれるようになっている。

(3) ガバナンス

APCA の理事会は、独立議長、CEO、独立理事（2 名）、APCA メンバーにより選出される非常勤理事（8 名）、RBA からの代表者（1 名）から構成される。APCA の管理する決済システムにおいて 5%以上のシェアを持つメンバーは、それぞれ非常勤理事のポジションが与えられる。5%以下のシェアを持つメンバー全体で非常勤理事の枠を 2 名分、住宅金融組合と信用組合はそれぞれ 1 名分の枠を持っている。

1.3.2 Australian Payment Council

Australian Payments Council は、決済業界における協議機関であり、独立非常勤委員長と決済関連機関（金融機関、カードスキーム、小売、決済サービスプロバイダー、APCA、RBA）のシニアエグゼクティブがメンバーとなっている。

PSB による 2012 年の報告書「Strategic Review of Innovation in the Payments System」に基づき設立された。設立には RBA 及び APCA が深く関与している。

Australian Payments Council は決済業界のコラボレーションを促進させ、PSB と共に決済業界の将来構想を描くことを目的としている。具体的には、下記の事項をタスクとする。

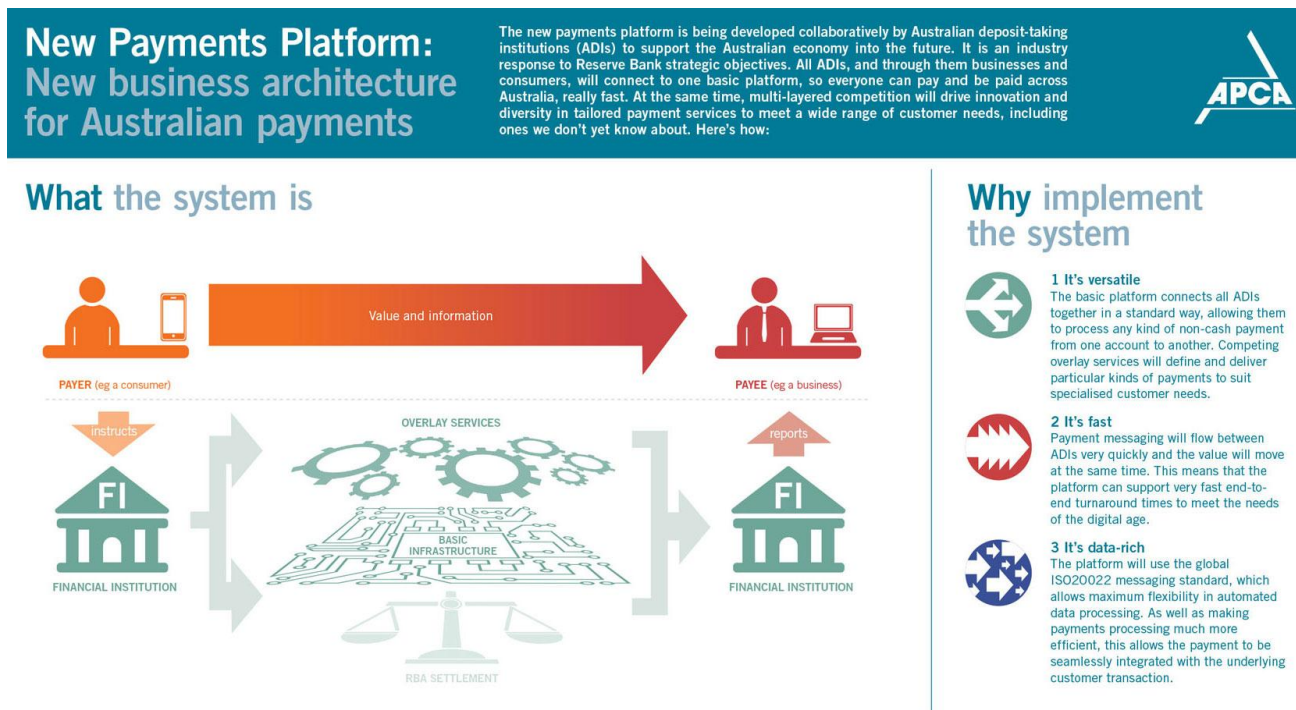
- ・ 決済システムの戦略的な取組の推進
- ・ 戦略的目標の設定及び達成に向け PSB と連携
- ・ 決済を取り巻く環境を定期的に観察し、戦略的な課題や発生するトレンドを把握
- ・ イノベーションを阻害する要因の排除

2 ACH の改革に向けた当局等の取組み

2.1 New Payments Platform 検討の経緯

豪州では、現在 NPP（New Payments Platform）と呼ばれる新たな Low-Value 資金決済向けのインフラの検討が進められている。

図表 62 NPP の概念図



(出典) APCA ホームページ

2.1.1 PSB の動き

(1) Strategic Review of the Innovation in the Payments System

Payment System Board は、2012年6月に「Strategic Review of the Innovation in the Payments System」を発表した。

ここでは、資金決済システムの重要な要素として下記のものが挙げられている。

Timeless

Timeless としては、2つの要素がある。一つは、着金の即時性である。緊急の送金が発生した場合における受取人口座への着金を迅速に行う必要がある。もう一つは確定的な着金連絡の迅速性である。これは、入金自体は遅れるとしても入金が確実に実行されるという連絡を受けとれるという意味である。例えば、商店等ではこのようなニーズが高くなる。

Accessibility

決済システムにいつでも、どこでもアクセスできるということが求められる。また、口座へのアクセスも決済システムへのアクセスと同様に重要である。

Ease of use

入力間違い等によるコストを減らすためにも使いやすさは重要である。

Ease of integration with other processes

資金決済はその他の活動（商業活動等）の一環として行われるケースが多い。そのため、これらの活動との親和性が重要である。例えば、資金決済における付加情報の添付は企業の会計システム等との親和性を増すことになる。

Safety and reliability

資金決済システムが利用したいときに利用でき、確実に相手に着金することは非常に重要である。また、セキュリティ面においても安心して利用できるものでなくてはならない。

上記の求められる要素を勘案すると、豪州の決済システムには下記のギャップがあると指摘されている。

Real-time Payments

Real-time Payments には、クリアリング（電文交換）のタイミング、着金のタイミング、銀行間決済のタイミングの三つの要素があるとされる。これらの要素の全てをリアルタイム化させるのではなく、これらをどのように改善し組み合わせるかを検討する必要があるとしている。

Payments Out of Hours

現状の稼働時間外（特に週末や祝日）での送金実現が必要である。銀行間送金や店舗でのデビット機能を提供する EFTPOS¹⁷は、例えば金曜日の夜間に行ったとしても実際に入金するのは火曜日である。いくつかの金融機関では銀行の稼働時間外においても加盟店へ入金するサービスを提供しているが、実際に利用者からの引き落としが後になることを踏まえるとクレジット機能の提供にかなり近くなり、リスクが高くなる。

銀行間決済を行うために RBA が提供している RTGS システムである RITS¹⁸も、状況に応じて稼働時間を拡大させることも検討している。

Transmission of Data with Payments

資金決済に関連する送金情報を付加することは企業活動の効率化へ寄与するものである。現状の資金決済システムでは 18 文字の送金情報を付加できるが、これでは不十分である。そのため多くの企業は紙ベースの小切手や ACH とは別システムで情報交換を行い、

¹⁷ Electronic Funds Transfer at Point of Sale

¹⁸ Reserve Bank Information and Transfer System

コストをかけて照合するといった活動を行っている。

このような課題を解決するには、ISO20022 のような多くの情報を格納できるフォーマットを利用するか、送金情報を分けて管理し資金決済情報と紐づける仕組みを構築するかが考えられる。もしくは ISO フォーマットと既存フォーマットの読替サービスの提供も可能性がある。

Addressing of Payments

現状の BSB 番号¹⁹及び口座番号を指定して送金する仕組みは、非効率である。BSB 番号及び口座番号で 15 桁を入力する必要があるが、誤入力があった際の組戻し等には多くのコストがかかっている。また、セキュリティの観点からこれらの番号を通知するのを避けたいと考える人々も多い。

このような課題を解決するためには、電話番号と BSB 番号及び口座番号を紐づけるデータベースを構築し、電話番号のみで送金できる仕組みを構築するという方法も考えられる。

2.1.2 Real-Time Payments Committee

PSB 側の動きを受け、APCA は 2012 年 9 月に Low-Value ペイメントにおけるリアルタイム化を進めるため、Real-Time Payments Committee (RTPC) を設立し、2012 年 10 月に初回会合を開催した。当時のメンバーは、豪州の有力銀行 (ANZ グループ、Bendigo and Adelaide Bank、シティーグループ、Commonwealth Bank of Australia、Cuscal、National Australia Bank、Westpac Banking Corporation) の代表者と APCA の CEO 及び独立委員長としてニュージーランドの ANZ National Bank の CEO を務めた Jenny Fagg 氏が就任した。

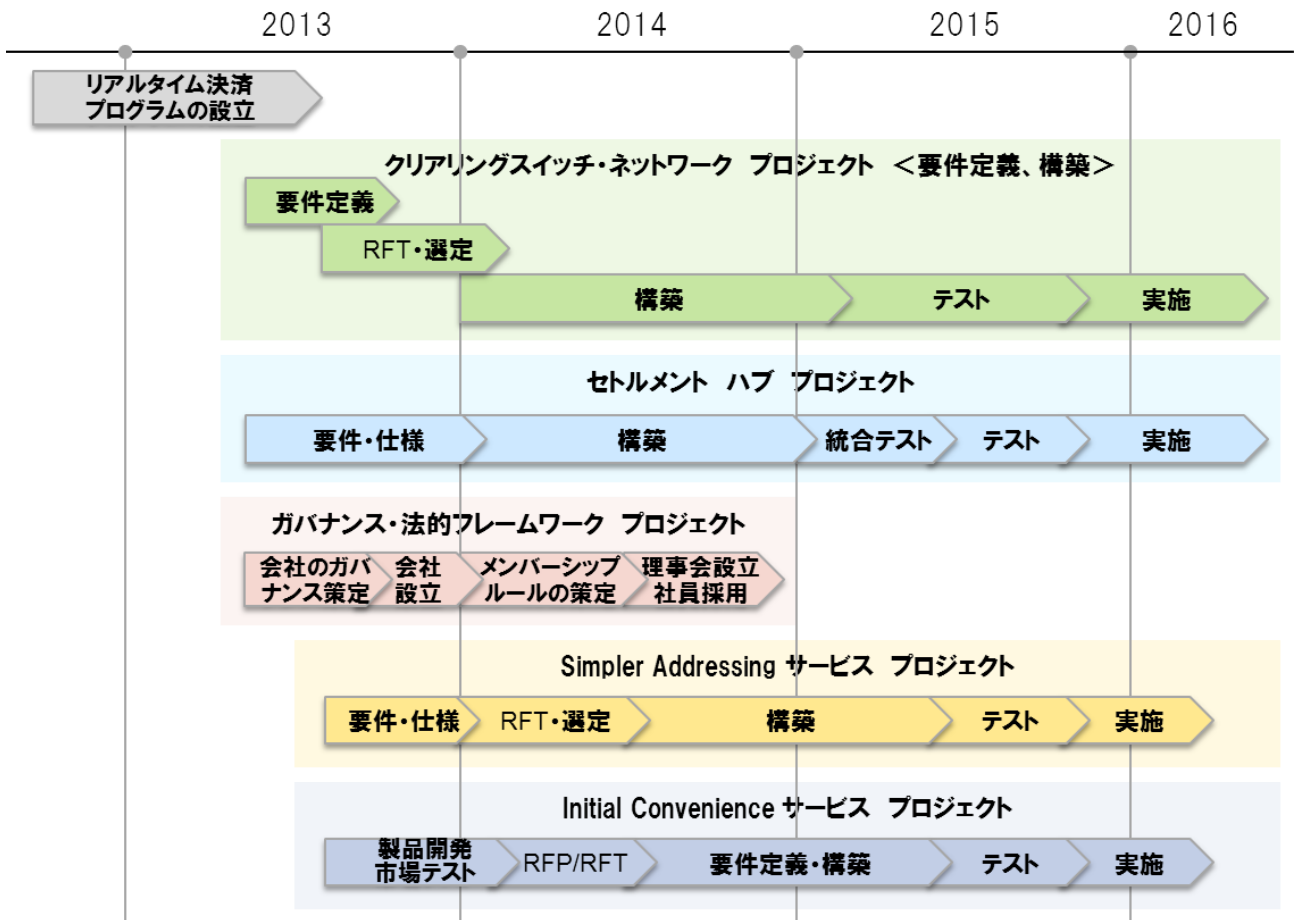
RTPC は 2013 年 2 月に最終報告書 (Strategic Review of Innovation in the Payments System) を PSB に提出している。本報告書では Real-time Payments Program (RTP Program) を推進していくことが明記され、RTP Program の中では規模の経済、ネットワーク効果を最大化させ、公平なアクセスを実現することが重要であるとしている。加えて、決済サービスに競争や多様性を促進させることも目指す必要があるとしている。このような目的を達成するためには、層化されたソリューションの導入という結論に達している。具体的には基本インフラ (Basic infrastructure) とオーバーレイサービス (Overlay services) の 2 層構造が提案されている。

基本インフラ (Basic infrastructure)

基本インフラは、全ての預金取扱金融機関 (Australian deosit-taking institutions :

¹⁹ Bank-State-Branch : これにより送金先の金融機関及び支店の特定が可能となる。6 桁。通常、XXY-ZZZ といた形で記載され、XX は金融機関を表し、Y は支店の在する州を示す。ZZZ は支店を表している。

図表 64 RTP Program のスケジュール

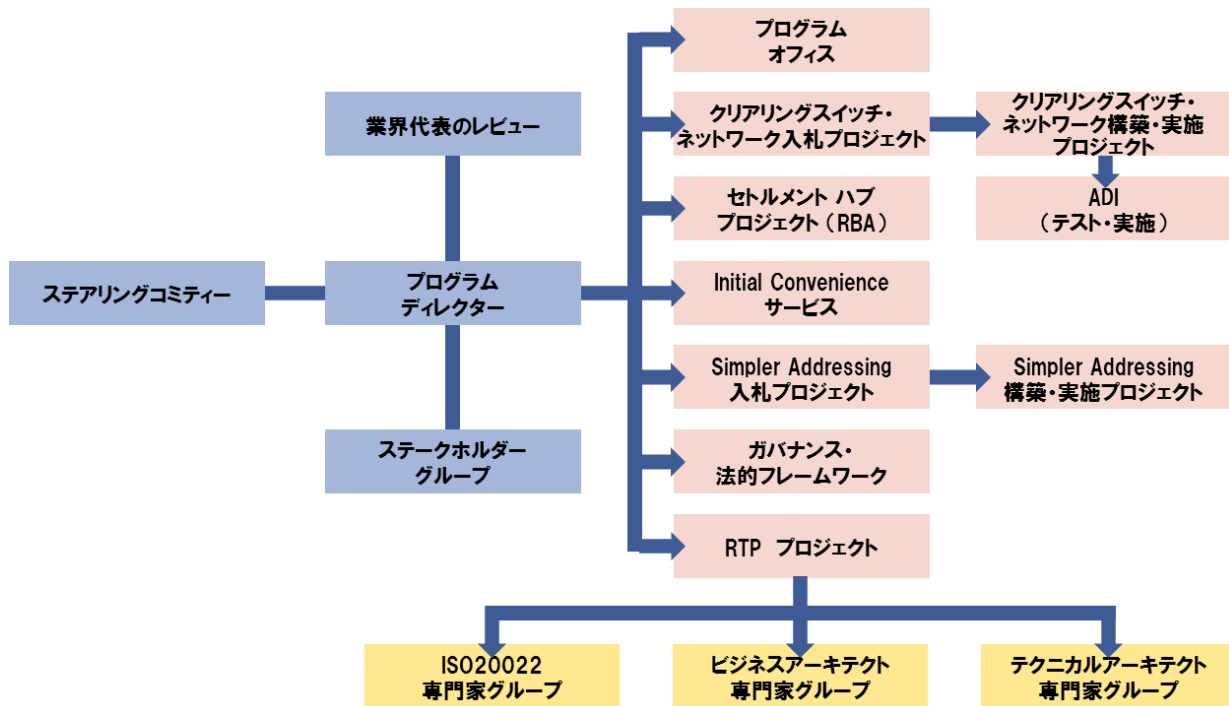


(出典) RTPC “Strategic Review of Innovation in the Payments System”

2.1.3 NPP Program

RTPC の RTP Program は 2013 年 6 月に NPP Program に改編された。NPP Program のステアリングコミッティーは、2013 年 6 月 20 日に初会合を開催した。ステアリングコミッティーには、金融機関、決済サービスプロバイダー、APCA の CEO、そして独立院長として Paul Lahiff 氏が参加している。ステアリングコミッティーのプログラムマネージャーは KPMG 社が担当した。

図表 65 NPP Program の検討体制



(出典) RTPC “Strategic Review of Innovation in the Payments System”

Ph-1（～2013年12月）は、“Define and Plan” フェーズとされ、NPPのビジネス要件及びコンセプトアーキテクチャーを策定した。Ph-2（～2014年12月）では、NPPを構築するベンダーの選定（SWIFT）と運営会社（NPP Australia Limited）の設立が行われた。NPP AustraliaとSWIFTは12年間に及ぶ基本インフラのベーシックインフラの設計、構築、運用に係る契約²⁰を締結した。

NPP Program Ph-1&2の参加金融機関は下記の通り。下線は冒頭から参加している金融機関、斜体はNPP Australia Limitedの創設メンバーを意味している。

- ・ *Australia and New Zealand Banking Group Limited*
- ・ *Australian Settlements Limited*
- ・ Bank of America, National Association
- ・ Bank of Queensland Limited
- ・ *Bendigo and Adelaide Bank Limited*
- ・ *Citigroup Pty Ltd*
- ・ *Commonwealth Bank of Australia*
- ・ *Cuscal Limited*
- ・ HSBC Bank Australia Limited
- ・ *Indue Ltd*

²⁰ 報道によると、12年間で10億豪ドル以上の金額であったとされる。

(<http://www.zdnet.com/article/australian-payments-clearing-system-overhaul-to-cost-a1b/>)

- ・ *ING Bank (Australia) Limited*
- ・ *Macquarie Bank Limited*
- ・ *National Australia Bank Limited*
- ・ PayPal Pte Ltd
- ・ *Reserve Bank of Australia*
- ・ Suncorp Bank
- ・ *Westpac Banking Corporation*

Ph-3 は、“design, build and test” の期間とし、2014 年 12 月から 2015 年 6 月までを予定されている。

NPP の稼働は 2017 年下期を予定されている。

VI. ACH の国際連携スキーム

1 FedGlobal

1.1 スキームの概要

FedGlobal は、FedACH におけるクロスボーダー取引のサービスである。FedGlobal は従来の銀行間におけるコルレス契約に基づく海外送金と異なり、各地域や国の ACH を直接連携させ、かつ支払指図の送信を 1 件毎に行わずバルクで実施することで、海外送金の効率化を目指している。

1.2 対象取引・サービス概要

1.2.1 接続先

FedGlobal では現在、世界の 35 カ国に向けてクロスボーダー送金が可能である。1999 年に開始したカナダとのパイロット接続を踏まえ、2001 年からカナダと本格的な接続を実現した。以来、メキシコ、パナマ、欧州、その他のラテンアメリカ諸国に対して接続を拡大してきた。なお、FRB は現在新たな接続候補国を検討している段階にある。

図表 66 FedGlobal ACH Payments の対象国 (現状 35 カ国)

• Argentina	• Cyprus	• Greece	• Mexico	• Slovakia
• Austria	• Czech Republic	• Guatemala	• Netherlands	• Slovenia
• Belgium	• Denmark	• Honduras	• Nicaragua	• Spain
• Brazil	• El Salvador	• Ireland	• Panama	• Sweden
• Canada	• Finland	• Italy	• Peru	• Switzerland
• Colombia	• France	• Luxembourg	• Poland	• United Kingdom
• Costa Rica	• Germany	• Malta	• Portugal	• Uruguay

(出典) Federal Reserve Bank Services. FedGlobal ACH Payments

図表 67 FedGlobal の対外接続年表



(出典) Federal Reserve System からの情報を基に NTT データ経営研究所で作成

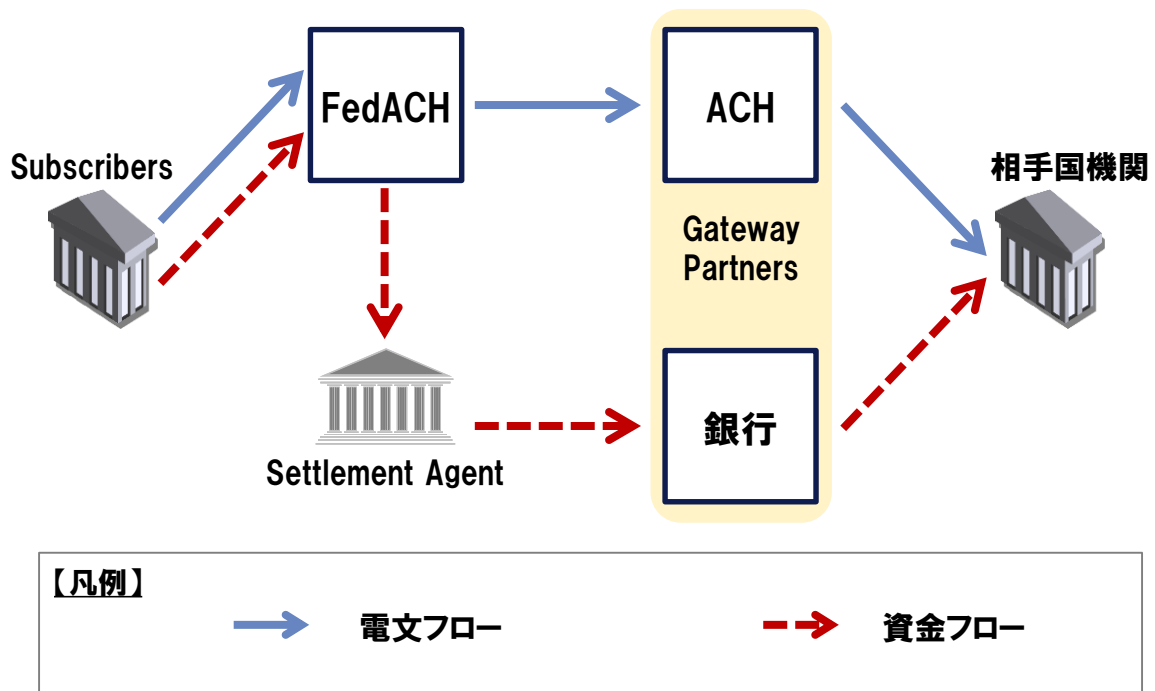
1.2.2 関係者

FedGlobal ACH Payments サービスにおいて FedACH と接続する機関が担う役割は、Subscribers、Gateway Partners、そして Settlement Agents の 3 種類に分かれる。

図表 68 FedGlobal 参加機関の役割 (Fed 以外)

役割名	Subscribers	Gateway Partners	Settlement Agents
役割概要	FedGlobal を利用するために Fed に接続する機関	他国・地域から FedGlobal に接続する機関	セトルメント機関として Fed に指定された機関
条件	<ul style="list-style-type: none"> • 米国の DFI^{*1} であること • FedACH サービスに仕向金融機関 (ODFI)^{*2} として参加していること 	<ul style="list-style-type: none"> • 当該国・地域の中央銀行、DFI、または Service Provider であること 	<ul style="list-style-type: none"> • 米国の DFI であること • Federal Reserve に口座を有すること

※DFI = Depository Financial Institution



(出典) Federal Reserve System からの情報を基に NTT データ経営研究所で作成

Gateway Partners は、1 機関あるいは 2 機関で担う。Gateway Partners の片方が、セトルメント機能を持たない ACH である場合には、銀行が当該 ACH と協働して Gateway Partners を担う。一例として、欧州では、Equens が FedACH 及び域内参加機関との間で電文をやり取りする一方、DZ Bank は資金決済機能を担う。

国・地域別に指定されている Gateway Partners は、下記の通りである。

図表 69 FedGlobal 接続先の国・地域における Gateway Partners

国・地域	カナダ	メキシコ	パナマ	ラテンアメリカ ²¹	欧州 ²²
Gateway Partners					
					

(出典) Federal Reserve System からの情報を基に NTT データ経営研究所で作成

1.2.3 対象取引

主に、送金 (ACH credit payments) を提供する。ただし、カナダとの間では、引落とし (ACH debit payments) も扱う。

FedGlobal の送金には 2 種類の方法がある。第一に Account-to-Account (A2A) と呼ばれる銀行口座間の送金、第二に Account-to-Receiver (A2R) と呼ばれる、送金受取人が銀行口座から直接送金を受け取る代わりに Third party provider を経由させることのできるサービスである。

図表 70 FedGlobal における地域・国別取扱取引

地域	国	A2A	A2R
北米	カナダ	○	×
	メキシコ	○	○
中南米	パナマ	○	×
	その他	×	○
欧州		○	×

(出典) Federal Reserve Bank Services. FedGlobal ACH Payments

送金の目的は、接続先の国別に異なる傾向がある。ヒアリングによると、メキシコやパナマに対しては郷里送金が多いのに対し、欧州に対しては企業間送金が多い。ただし、カナダに対しては両方の目的とも多い。

²¹ アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルー、ウルグアイ

²² オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国

1.2.4 上限金額

上限金額は設定されていない。

1.2.5 清算、決済方法

FedGlobal では、USD 及び対象国の通貨で送金が可能である。FedGlobal のクロスボーダー決済における外国為替の方法は下記の 3 種類が設けられている。いずれの場合も、米国側では Fed の代わりにエージェントバンクが為替業務を行う。

- ・ Fixed-to-Variable (FV) :

Fed から USD で送金され、接続先ゲートウェイが現地通貨に変換して決済する

- ・ Fixed-to-Fixed - USD to USD (FF) :

Fed から USD で送金され、接続先ゲートウェイが USD で決済する

- ・ Fixed-to-Fixed - Foreign currency to foreign currency (F3X) :

Fed から相手側の現地通貨で送金され、接続先ゲートウェイも同通貨で決済する

図表 71 FedGlobal における地域・国別取扱取引

地域	国	FV	FF	F3X
北米	カナダ	○	○	×
	メキシコ	○	×	○
中南米	パナマ	×	○	×
	その他	○	○	×
欧州		○	○	○

(出典) Federal Reserve Bank Services. FedGlobal ACH Payments

為替に係る電文は、FedACH から相手地域・国へ 1 日に 1 回バルクで送付される。また、機関間決済は、Settlement Agent と Gateway Partner との間でのコルレス契約に基づき、1 日に 1 回 (8:00ET)、接続先 1 ヶ国 (地域) 分をまとめて実施される。なお、米国内金融機関と FedACH との間のメッセージ授受及び機関間決済のスケジュールは通常の FedACH サービスと同様である (図表 16)。

着金までの日数は各国によって異なるものの、米国からカナダ・中南米への送金は翌日中、米国から欧州への送金は 2~3 日後に着金する。

図表 72 被仕向銀行における資金受領日

地域	国	FV	FF	F3X
北米	カナダ	米国決済日	米国決済日 米国決済日 + 1	×
	メキシコ	米国決済日 (15:30ET まで)	×	米国決済日 (15:30ET まで)
中南米	パナマ	×	米国決済日 + 1	×
	その他	米国決済日	米国決済日	×
欧州		米国決済日 + 1	米国決済日 + 1	米国決済日

(出典) Federal Reserve Bank Services. FedGlobal ACH Payments FAQ

1.2.6 ネットワーク

FedACH と Equens の間では、SWIFT のネットワークが利用されている。具体的には SWIFT の提供する FileAct によるファイル転送機能が利用されている。

1.2.7 手数料

手数料は、各 Gateway との合意によって決定される。通常のコルレスバンキングを利用する際の手数料（数十ドル程度）と比較するとかなり安価であるといえる。

図表 73 FedGlobal の課金体系

地域/国	商品	価格
カナダ	Item originated to Canada	\$ 0.62 (surcharge)
	Return received from Canada	\$ 0.99 (surcharge)
	Trace of item at receiving gateway	\$ 5.50
	Trace of item not at receiving gateway	\$ 7.00
メキシコ	Item originated to Mexico	\$ 0.67 (surcharge)
	Return received from Mexico	\$ 0.91 (surcharge)
	Item trace	\$ 13.50
	A2R item originated to Mexico	\$ 3.45 (surcharge)
	F3X item originated to Mexico	\$ 0.67 (surcharge)
パナマ	Item originated to Panama	\$ 0.72 (surcharge)
	Return received from Panama	\$ 1.00 (surcharge)
	Item trace	\$ 7.00
	NOC	\$ 0.72
ラテンアメリカ	A2R item originated to Latin America	\$ 4.40 (surcharge)
	Return received from Latin America	\$ 0.72 (surcharge)
	Item trace	\$ 5.00

地域/国	商品	価格
欧州	Item originated to Europe	\$ 1.25 (surcharge)
	F3X item originated to Europe	\$ 1.25 (surcharge)
	Return received from Europe	\$ 1.35 (surcharge)
	Item trace	\$7.00

(出典) Federal Reserve Bank Services. FedGlobal ACH Payments.

1.2.8 オーバーサイト

FedGlobalにおけるクロスボーダー取引に対する監督は、FRB(Federal Reserve Board)とECB(European Central Bank)が管轄を分けて実施する(協調オーバーサイトの枠組みではない)。FedACHがEquensに対して電文を発信するまでがFRBの管轄とされている。Equensによる電文受信以降については、ECBがEquensに対する監督を行う。

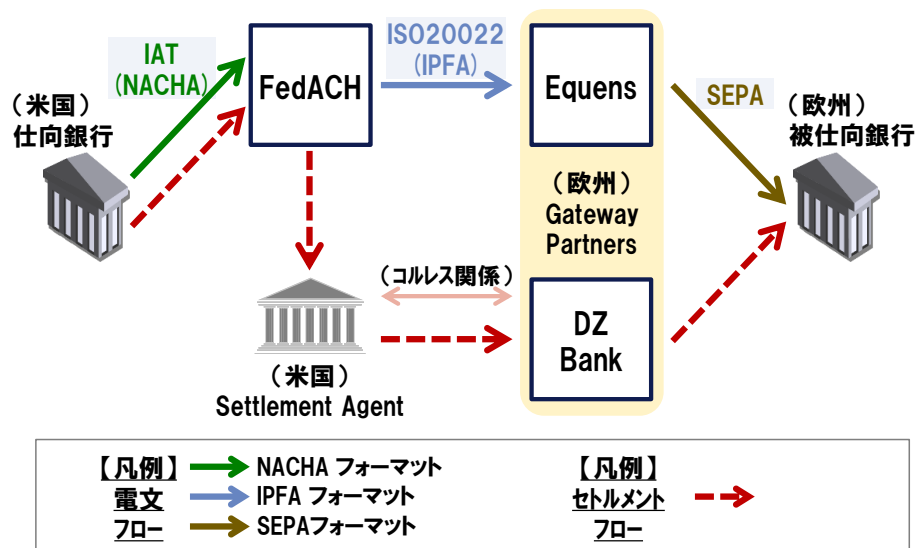
1.3 電文フォーマット

FedACHとEquens(欧州のGO)の間では、IPFAの規定に準拠してISO20022対応フォーマットが利用されている。なお、FedACHと国内銀行間、及びFedACHから欧州以外への地域への送金では、NACHAが規定するIATフォーマットが利用されている。

各地域内の連絡には、各地域・国の独自フォーマット(米国:IAT、欧州:SEPA)が利用されている。

国内(域内)銀行から受け取った支払指図を相手側(FedまたはEquens)に送付する際、及び相手側から受け取って国内(域内)銀行へ送付する際には、Fed及びEquensがフォーマット変換を行う。

図表 74 対欧州 FedGlobal 送金における電文フォーマット

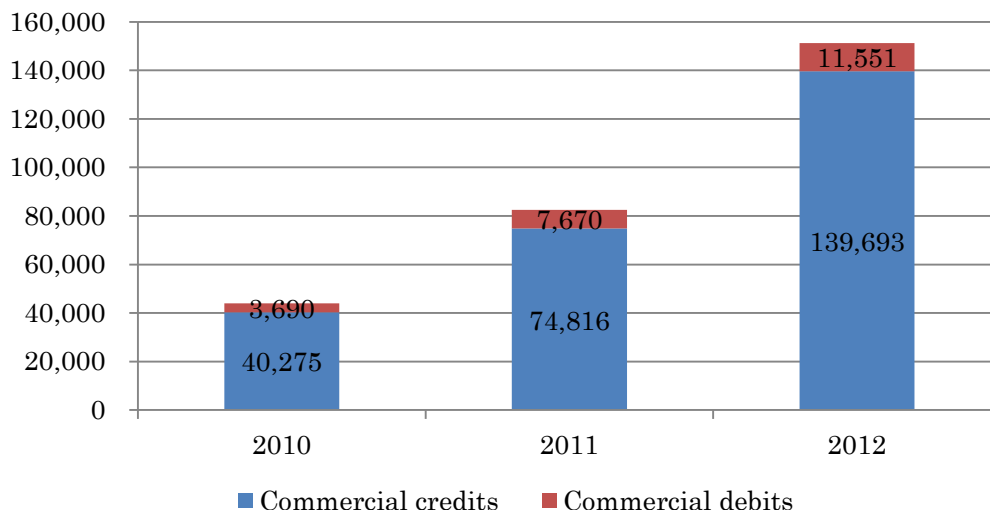


(出典) Federal Reserve System からの情報を基に NTT データ経営研究所で作成

1.4 利用状況

ヒアリングによると FedGlobal の利用量は年間で合計 110 万件、20 億ドル程度に留まっている。利用目的としては、ラテンアメリカ向けには郷里送金、欧州向けには企業間送金での利用が多いとのことであった。

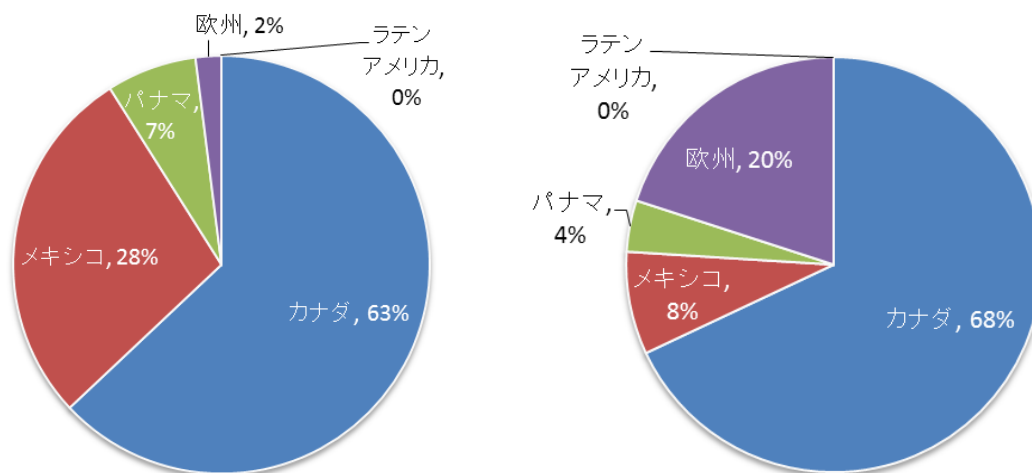
図表 75 FedGlobal の利用件数 (件)



(出典) Report to the Congress on the Use of the ACH System and Other Payment Mechanisms for Remittance Transfers to Foreign Countries, April 2013

この利用件数・金額合計のうち、接続国別の割合は、それぞれ下図のとおり。

図表 76 FedGlobal ACH 接続国別 利用量の割合
(取引件数) (取引金額)



(出典) Federal Reserve Bank of Atlanta の情報を基に NTT データ経営研究所で作成。

1.5 CHIPS との違い

米国の民間企業 TCH が提供する CHIPS も、FedGlobal サービス同様に外為取引を扱うが、CHIPS の場合は海外の ACH と接続はしていない部分が FedGlobal と異なる。CHIPS は、海外の送金銀行 A が米銀 B とコルレス契約を結んでいる際に、米銀 B が米国の受取銀行 C に対して送金する場合のセトルメントを行う国内取引用のシステムである。

2 IPFA

2.1 スキームの概要

IPFA はクロスボーダー送金に係るメッセージ標準やガイドライン等の共通の枠組みを規定することを目的とする非営利団体として、2010年2月24日に FedAtlanta を中心に設立された。具体的には IPF フォーマットと呼ばれる共通フォーマットと各国の独自フォーマットとのマッピングを通じて、IPF フォーマットの利用促進を図っている。

IPFA では当初、米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフランの4通貨のみを対象としていたものの、現在は更にブラジルレアル、カナダドル、豪ドル、南アフリカランドの4通貨も扱うようになった。

2.2 対象取引・サービス概要

IPFA は小口の海外送金を対象としている。メンバー間に共通のメッセージ標準 (ISO20022 準拠) やガイドラインを提供することにより、異なるシステム間での送金処理が効率化され、コストを低減させることを目的としている。なお、IPFA はルールを策定するにとどまり、独自のシステムの構築は行わない。

2010年10月、FedAtlanta (米国) と Equens (欧州) 間で最初の IPFA 接続として米ドル、英ポンド、及びユーロの3通貨によるトランザクションが可能となった。その他、IPF フォーマットとのマッピング対象は、ブラジル、カナダ、オーストラリア、南アフリカにも拡大されている。

2.2.1 接続先

IPFA の定める IPF フォーマットは、FedGlobal (米欧間) 及び SADC (Southern African Development Community: 南部アフリカ開発共同体) 内での資金決済に活用されている。

2.2.2 関係者

IPFA の参加資格は、2レベルのメンバーシップ (Primary, Affiliate) に加えて、Observer という3種類のステータスに分かれている。現在、北米、欧州、南米、アジア太平洋、アフリカのメンバーが参加している。

(1) Primary Members

Primary Members は、ACH の運営主体、及び個別銀行を対象とする。2014年末時点で、16団体が Primary Member として参加している。IPFA において Primary Members が享受する利益・機会には以下のようなものが挙げられる。

- ・ バックオフィス業務の単純化：仕向・被仕向金融機関の双方が、標準化された共通の運営ルール、方針、技術的要請に従うことで、双方の参加機関において、運営コストの削減および STP 化が実現できる。
- ・ 効率的なグローバル接続：参加機関は、IPFA がカバーする範囲内で、新規に決済

対象通貨を拡大する際、共通化された決済のために実現性が高くなる。

- ・ サービスの確実性：送金先銀行に対し、決済ファイル配信にかかる時間や、決済額を正確に示す。
- ・ ROI：他決済機関の間で既に利用されている ISO 標準を活用することによって、投資利益率を高める。
- ・ リスク軽減：決済処理における確実性を向上させることでリスクを軽減する。
- ・ 改善された流動性管理：参加機関間のクロスボーダー決済を可能にすることによって、銀行はセトルメントのためのマルチ・カレンシー口座を削減することができ、また、流動性管理を改善できる。
- ・ 国際的コンプライアンスの促進：決済の審査やスクリーニングに必要な情報の共有を支援することで、国際的コンプライアンスの順守を促進する。

(2) Affiliate Members

Affiliate Members は、金融機関の団体、標準化団体、ベンダー、決済サービスのユーザーを対象とする。2014 年末時点で、10 団体が Affiliate Member として参加している。IPFA において Affiliate Members が享受する利益・機会には以下のようなものが挙げられる。

- ・ IPFA 利用の拡大：ACH 運営事業者や金融機関に対し、Primary Member としての IPFA フレームワークの利用を促す。
- ・ IPFA ルールの検討：市場の要求を満たすための IPFA ルール等を戦略的に検討する機会を得る。
- ・ 改善された域内決済インフラ：経済圏によっては、大口決済のペイメント・セトルメントの共通化を実現したものの、小口決済は共通化していない。IPFA は、こうした状況下のニーズへ対応できる。
- ・ EC における連携の促進：アプリケーション・プロバイダーや IT イノベーター等の関係業者が、クロスボーダー EC 上でのクレジット・プッシュペイメントを提供するために連携するプラットフォームの構築を促進できる。
- ・ 金融包摂への貢献：協会や PSP と協力して、新興成長市場における金融包摂に貢献する決済ソリューションを開発できる。

(3) Observers

中央銀行や国際機関は、Primary Members や Affiliate Members としての資格を持たないが、Observers として参加することができる。

図表 77 IPFA のメンバー・オブザーバー一覧 (2014 年末時点)

Primary Members		
ACH Colombia	Earthport	Raiffeisenbank
BankservAfrica	Equens	International

BCS Information Systems	Federal Reserve Payment Office	Royal Bank of Canada
CIP Brazil	KlickEx	Royal Bank of Scotland
Desjardins	PayPal	Standard Bank of South Africa
DNB Bank	PNC Bank	
Affiliate Members		
ACI Worldwide	Clear2Pay	SADC Association Banking
Canadian Payments Association	Dovetail Fujitsu	SWIFT NTT DATA
CBI Consortium	NACHA	-
Observer		
Banco Central de Costa Rica	Banco de Espana Bank of Thailand	European Payments Council
Banco Central de la Republica Dominicana	Deutsche Bundesbank	The World Bank
Banco Central do Brazil	European Association of Corporate Treasurers	U.S. Department of Treasury

(出典) IPFA ホームページ <http://www.ipf-a.org/observers.html>

2.2.3 対象取引

現在は、小口かつバルクの送金を対象としている。なお、IPFA では Immediate Payment への適用可能性も検討されているが、まだ構想段階にある。

2.2.4 上限金額

IPFA として上限金額の設定は行っていない。

2.2.5 決済通貨・為替

IPFA として決済や為替に関するルールの策定は行っていない。決済や為替については、接続先同士でのバイラテラルでの取決めで決定される。

2.2.6 ネットワーク

IPFA として、独自のネットワーク（コンピューター回線）やシステムは保有していない。

2.2.7 手数料

IPFA として手数料に関するルールの策定は行っていない。手数料については、接続先同士でのバイラテラルでの取決めで決定される。

3 SEPA

3.1 スキームの概要

欧州では 1999 年に単一通貨「ユーロ」が導入された。その後、決済分野ではまず資金決済の域内単一化が図られ、域内各国のシステムをリンクするシステム TARGET が構築された。続いて、小口決済についてもユーロ圏内の単一化が図られ、2008 年から STEP2 の運営が開始された。まずは送金決済に SEPA スキームが導入され (SCT)、続いて自動引落し決済にも SEPA スキームが導入された (SDD)。EACHA においてもバイラテラル接続によって SCT・SDD スキームでのクロスボーダー決済が開始された。以来、各国においては、従来の決済スキームと、SEPA スキーム (SCT・SDD) が併用される形となった。しかし、2014 年を持って、SEPA スキームへの移行が完了した。以降、現在は、SEPA は次なるフェーズへの取組として、カード決済における SEPA フレームワークの策定等を中心に、ユーロ圏内における小口決済単一化の取組を継続している。

図表 78 SEPA の経緯及び将来的なマイルストーン

年	当局・業界団体等の動き
1999 年	通貨統合
	「金融サービス行動計画 (FSAP)」 欧州市場を分断している法規制等の障害除去を求めた
2001 年	EC 規制 2560/2001 「ユーロを用いたクロスボーダー決済」について規定
2002 年	EPC (欧州決済協議会) 設立 域内の銀行間をまとめる業界団体となる
2005 年	EPC が SCT、SDD、SCF のガイドライン策定 (以後、継続的に更)
2006 年	EACHA (欧州 ACH 協会) 設立
2007 年	決済サービス指令 (PSD) 決済事業者の業務を定義し、結果として業務範囲が拡大された
	EACHA 「相互接続のための技術的なフレームワーク」作成
2008 年	1 月) SCT スキームの利用が開始された (STEP2 の運営開始)
2009 年	11 月) SDD スキームの利用が開始された
2010 年	SEPA Council 第一回会議開催
2012 年	EU 規制 260/2012 SCT・SDD の移行期限が設定された
2013 年	7 月) EC が PSD の改正案 (PSD2) を承認
	12 月) ECB が Euro Retail Payments Board を設立 SEPA Council の後継となった
2014 年	1 月) ユーロ通貨圏の SEPA 移行期限が延期された
	8 月) ユーロ通貨圏の SEPA 移行完了
2016 年	10 月) EU 全加盟国の移行期限

(出典) SEPA 関連資料をもとに NTT データ経営研究所にて作成

ユーロ圏の全 19 か国を含む 34 か国を対象としている。人口ベースで見ると、5 億 1,600

万人が対象となる（ユーロ圏は3億3,400万人）。

3.2 対象取引・サービス概要

「III. ユーロ圏」を参照

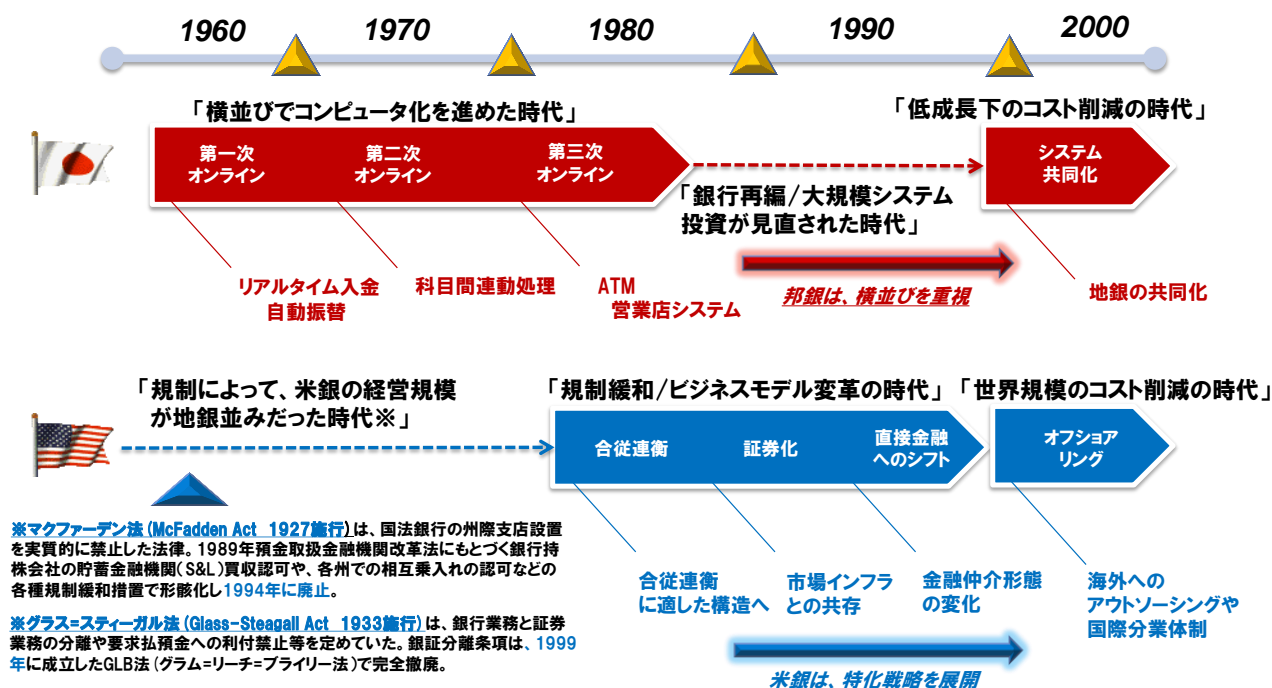
4 欧米銀行のシステム

4.1 銀行システムの内容

4.1.1 我が国と欧米諸国の銀行システム体系の違い

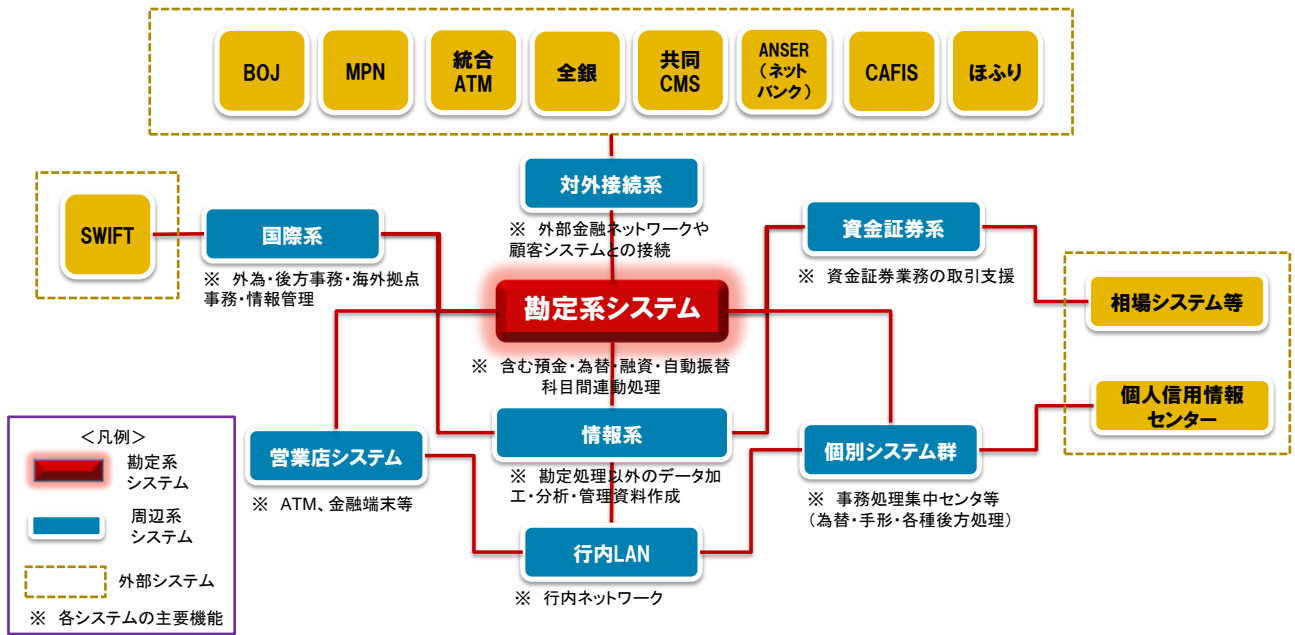
我が国と欧米諸国の銀行システムは、規制やコンピューター導入目的の相違により、システムの役割や機能が大きく異なる。

図表 79 日米における銀行システムの歴史的な展開



我が国金融機関のコンピューターシステムは、勘定系システムと周辺系（情報系、対外接続系、国際系、資金証券系等）で構成されている。勘定系システムと周辺系システムは自動振替や科目間連動処理によって密接に連携しており、周辺系システムを増強すると勘定系システム側の対応も求められるような関係となっている。その結果、非常に複雑なシステム構成となっているケースが多い。

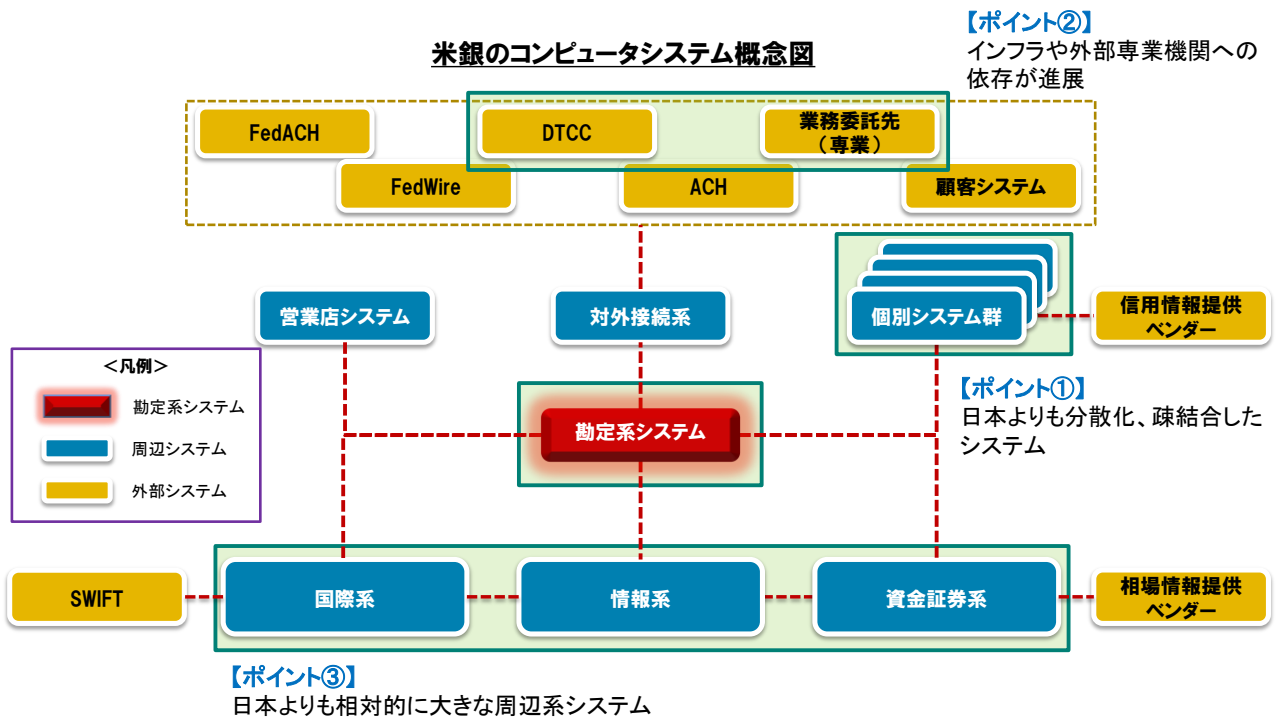
図表 80 我が国銀行のコンピューターシステム概念図



(出典) FISC「金融情報システム白書」

一方、米銀のコンピューターシステムは、勘定系システムの単純化と周辺系システムへの投資という特徴が見られる。

図表 81 米国銀行のコンピューターシステム概念図



このため、一般的に、勘定系システムと周辺システムの結合度が低く、各システムが比較的独立して稼働する。その結果、勘定系システムに機能を集中させず、相対的に周辺系

システムの規模が大きくなっている。また、銀行内部に全ての機能を自前で用意するのではなく、金融インフラや外部機関へ機能をアウトソースすることで、銀行内部のリソースの選択と集中を行っている。

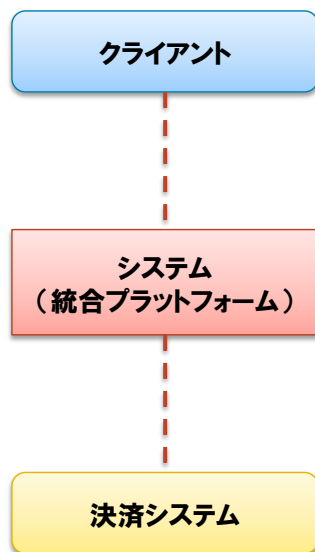
例えばある大手米銀の場合、勘定系システムは可能な限りグローバルで統一されたものを用いる方針としており、現状は世界3地域（US、EMEA、APAC）の小口・大口システムのために計6のプラットフォームが存在するが、統合を目指している。

一方、ドイツの大手銀行の場合、同様に可能な限り少ないシステムで対応する方針でありながらも、原則として地域別に5システム（ドイツ、アジア、欧州、中東、米国）を運営している。更に、国毎に異なる規制や電文フォーマット等への対応が必要な場合はMiddle Layerを用いて詳細なカスタマイズされた対応を実現している。

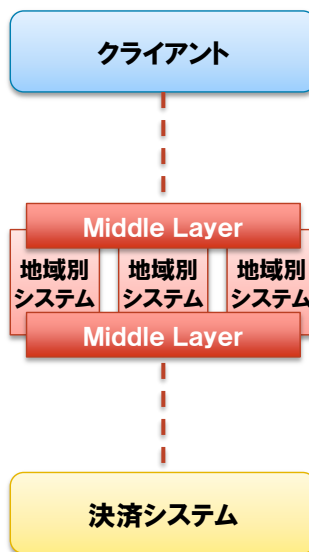
邦銀の場合、国別にシステムが構築され、それらの情報は日本にて集約されている。しかしながら、全ての情報が各国で共有されているわけではないので、全ての指示を日本から出す必要がある。また、国別システムも標準化されたものではなく、その国に特化したものが多いため、相互運用性に欠けるといった指摘もあった。

図表 82 日米欧の銀行システム比較

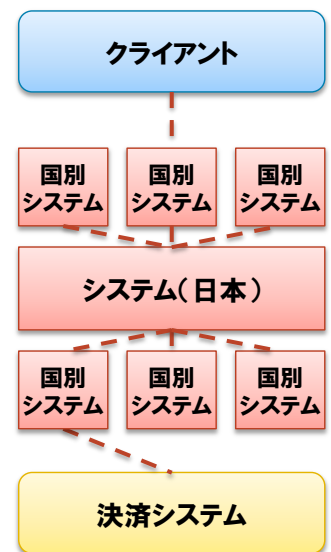
米国銀行の事例（統合）



欧州銀行の事例（分散）

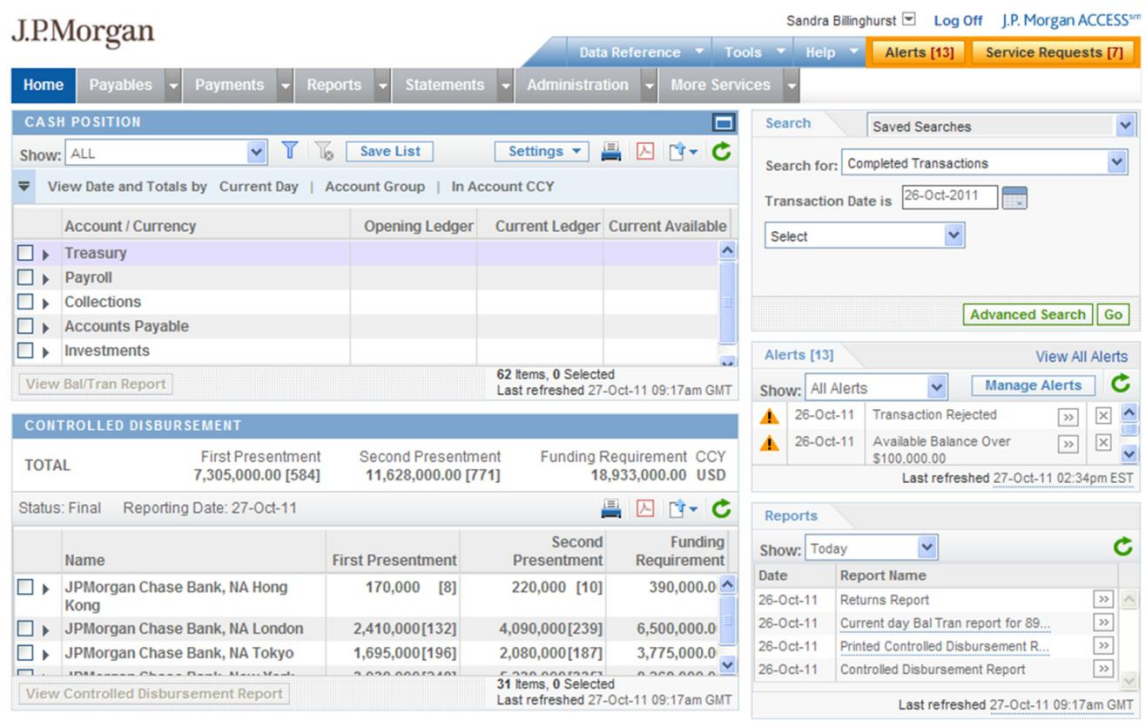


邦銀の事例（集中）



例えば、米国大手銀行である J.P.Morgan では、Access Portal という画面を提供し、世界中の全ての保有口座に対し、一つの画面で管理できるプラットフォームが構築されている。

図表 83 J.P.Morgan の Access Portal (例)



4.2 銀行におけるシステム投資

一般に、欧米企業は日本に比べてイノベーションに対する新規投資の割合が多いといわれる。ヒアリングを実施した金融機関の内、回答を得ることができた欧米の大手銀行では、技術的投資として下図のような内訳が示された。

「規制対応」と「投資（新規）」という新たな業務への投資については 44%前後で推移している、日本の 21%²³と比較して高い割合の投資配分となっている。

図表 84 米国大手銀行における技術的投資の内訳（例）

投資対象	2013 年実績	2014 年実績	2015 年基準値
規制対応	9%	14%	11%
投資（新規）	36%	29%	33%
通常業務の継続	55%	57%	56%
合計	100%	100%	100%

(出典) ヒアリング結果より NTT データ経営研究所作成

²³ FISC 「金融機関業務のシステム化に関するアンケート調査」

VII. Appendix

1 調査対象システム概要

地域	日本	米国	ユーロ圏					
	ACH 名称	FedACH	STEP2 (汎欧州)	Equens (独・蘭)	CORE (仏)	FPS (英)	Bacs (英)	
組織等	運営者	全銀ネット	Federal Reserve Banks	EBA Clearing	Equens	STET	FPSL	BPSL
	出資者	全銀協	(連邦議会が設立)	62 行	5 行	5 行	10 行	16 行
	設立年 (構築年)	2010 年 (1973 年)	1913 年 (1968 年)	1998 年 (2003 年)	2006 年 (2008 年)	2004 年 (2008 年)	2012 年 (2008 年)	1968 年 (1968 年)
	参加機関数 (2013 年)	直接: 142 機関 間接: 1,210 機関	12,000 以上	直接: SCT 129 行 SDDCore 95 行 SDDDB2B 85 行 間接: 4,800 行	SEPA 取引: 42 機関 非 SEPA 取引: 47 機関	直接: 10 機関 間接: 389 機関	直接: 10 機関 間接: 260 機関	直接: 16 機関 間接: 約 6 万機関
	取引量 (2013 年)	14 億件 29 兆ドル	26 億件 24 兆ドル	SCT: 38 億件 SDD: 7 億件	年間 100 億件 16 兆ユーロ	年間 140 億件 5.3 兆ユーロ	9 億件 7,713 億ユーロ	56 億件 4 兆ユーロ
	対象取引	送金	送金、引落し	送金、引落し	送金、引落し	送金、引落し等	送金	送金、引落し
	送金可能上限金額	100 億円 (1 億以上は大口)	1 億ドル	10 億ユーロ	10 億ユーロ	10 億ユーロ	10 万ポンド	各出資行により設定
	稼働時間	営業日 8:30 - 15:30	日曜 17:30 - 土曜 3:00	24 時間 365 日	営業日 7:00-18:00	日曜 0:00 - 土曜 14:00	24 時間 365 日	営業日 7:00 - 22:30
	着金時間	リアルタイム	銀行間決済後に 着金	銀行間決済後に 着金	銀行間決済後に 着金 (1 時間以内)	リアルタイム (被仕向行の 仕様による)	リアルタイム	T+2
	クリアリング	時点ネット (1 日 1 回) (大口: 即時決済)	時点ネット (1 日 4 回)	時点ネット (1 日 7 回)	時点ネット 稼働時間中 30 分毎	時点ネット (1 日 1 回)	時点ネット (1 日 3 回)	時点ネット (1 日 1 回: T+2)
メッセージ	ISO20022 対応	△ (固定長も使用可)	×	○	○	○	×	×
	EDI 情報	ISO20022 : 140 桁 × n 全銀フォーマット : 20 桁	最大 80 文字 × 9,999 回	140 桁	140 桁	140 桁	140 桁	18 桁